

予算決算審査特別委員会（9月27日）

開会（8：58）

○渋谷委員長職務代理 では、始めたいと思います。皆さん、おはようございます。

会議に先立ちまして、本日も焼津市議会委員会条例第12条第1項の規定により、副委員長の私、渋谷が委員長の職務を代行いたしますので、御了承願います。

昨日に引き続き、予算決算特別委員会を開会いたします。

本日27日の審査順序は、経済産業部、交流推進部、水産部、建設部、都市政策部として進めます。

なお、議題75号については、都市政策部所管部分の審議終了後、討論、評決となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、審議に入ります。

最初に、認第9号「平成30年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定」について中、経済産業部所管部分を議題といたします。

引き続き、意見に入ります。

これより、順次御発言を願います。

最初に、河合委員。

○河合委員 おはようございます。

最初に、7款1項2目産業立地促進事業助成費3億493万9,146円、このことについて少し伺います。

焼津市にとっても非常に重要なものであるし、とても必要な費用だとは思いますが、その中で幾つか質疑させていただきます。

誘致をするに当たって企業種、この内容を伺いたいということで、企業種としてどんな企業が誘致されているのか、その中に、例えば娯楽、サービス産業等、そういうようなものも入っているのかどうかというのを1点。

2点目として誘致方法ですけれども、過日の説明では訪問等があるという話ですけど、訪問等以外に、どんな誘致方法がされているのかというのが2点。

3点目として、概要報告書132ページですけれども、そちらを見ますと、産業立地促進事業費補助金と産業立地奨励事業費補助金、これ、合わせて3億475万5,000円ぐらいになると思うんですね。

そうすると、ほかの事業では大体これを足すとその金額になるんですけど、微妙にそこに差額、十八万幾らかの差額が予算書との間に出るんですけども、ちょっと探したんですけども、どこかちょっとわからなかったのでちょっとその差額について教えていただきたい。

次、4点目ですけれども、その（1）の産業立地促進事業費補助金の下、9社あるというところで、その細目のところの説明、土地取得費、そこに金額が十八億七千二百云々とかありますけれども、そこに補助率20%または30%とあって、その下にその補助費になるんですか、それが1億7,900万円とかあるんですけども、20%、30%だともうちょっと大きくなるんじゃないかなと、この読み取りがちょっと私にはわからなくて、これだと10%ぐらいかなというふうに思いますので、ここら辺の補助率の計算について

御説明いただければと思います。

最後に、その下、新規雇用に関して、例えば50万円の補助が、1人に対して50万円の補助が76.5人と、1人25万円の補助が16.5人、この人数に0.5とあるところについて、済みません、基本的なことなのかもしれませんが、説明いただければと思います。

以上、5点、お願いします。

○大石商業・産業政策課長 最初に、本日配付させていただきました議案等正誤表、平成30年度主要施策概要報告書の中に誤りがありましたので、御報告させていただきます。

内容につきましては、概要報告書の132ページの大きな2の(2)の中におきまして、現在8社と書かれていますが、そちらのほう9社でありました。誤りましたので、本日訂正のほうをお願いします。申しわけございませんでした。

それでは、御質疑にお答えします。

産業立地促進事業助成費の業種のほうの内訳ですが、まず、食料品製造が4社、プラスチック製造が1社、生産用機械器具製造が1社、運送業が1社、輸送用機械器具製造業が1社、金属製品製造業が1社の計9社であります。

次に、誘致方法であります。基本的に企業訪問または企業様からお声をかけていただいたものに対してお答えをしているというような状況でありまして、基本的に、県からの情報または県の東京事務所からのいろんなお話を受けまして企業訪問等を重ねながら企業誘致を進めているというのが誘致方法の主なやり方としております。

次に、執行額に対しまして十数万円の差額の内訳であります。こちらの内容につきましては、主に企業訪問における旅費が主な執行というような内容となっております。

次に、補助率のこの10%ぐらいにしかかかっていないという部分であります。こちらのほうにつきましては、本来、原則的には焼津市の場合、用地取得費の20%を土地取得費の補助として交付しております。

しかし、成長分野、そのほかもろもろの原因によりまして10%の割り増し補助とか、そういったような補助内容となっておりますので……。その点につきましては、再度精査させてもらってお答えさせていただきます。

雇用人数の小数点以下の0.5という部分につきましては、正規職員ではなく、パート職員の部分につきましては0.5というような計算式によって算出しているため、小数点以下が発生しています。

以上であります。

○河合委員 わかりました。5番目の0.5についてはわかりました。

あと、業種はほとんど、企業種としては製造業が多いということで、私の印象だと大井川地区とかに大きな土地があって、そういったところに今回も3社、大きな会社が大井川のほうに企業誘致されたという話を聞いていますけれども、例えば、やっぱり町なかに、例えばこれからまち磨きをするであるとか、にぎわい創出という中で、先日、過日、同僚議員の一般質問の中で、市内の高校生のアンケートの結果を報告してくださった方がいまして、その中にはやっぱり愛着はあんまり感じないとかという高校生が結構いる中で、希望するものとして、やっぱり観光施設や娯楽、レクリエーションの施設、幾らスマホの時代とはいっても、やっぱりそうやって実際まちを歩いて買い物をしたいとかという若者が多いということで、そういったサービス産業分野とか娯楽サービス産

業に、そういう企業にアタックするような計画というか、そういうことはしないのかというのが1点と、地域として大井川のあたりばかりではなくて、そういう先ほど言いましたにぎわい拠点とか、そういったところのエリアに、地区として、先ほどの製造業というのはあんまり町なかには出てこない企業だと思いますけれども、そういったところへの企業誘致の、こちら、語りかけみたいなのがあるかどうかというのをもう一回お聞きしたいと思います。

○大石商業・産業政策課長 娯楽業またはサービス業、そういった業種の誘致ということですが、現段階ではそのような企業様からのお話はありません。

今後におきましては、今後のまちづくりの中でこういった業種も含み、誘致というものについても検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○河合委員 ぜひそういった働きかけといたしますか、待っているだけではなくて、こちら側からの働きかけみたいなのがあったらいいなというふうに思います。

あと、4点目の補助率の関係は、教えていただければと思います。

以上で私の質疑は終わります。

○渋谷委員長職務代理 どうですか、答えられます、補助率の。

○大石商業・産業政策課長 済みません、補助率につきましては、こちらのほうでもう一度しっかり調べた上、お答えしたいと思いますので、申しわけありません。

○渋谷委員長職務代理 河合委員、いいですか。後でもいいですか。

○河合委員 はい。

○渋谷委員長職務代理 では、次に行きます。

○太田委員 私は、今、同僚委員がお話しした関連で少しお話をさせていただきます。

まず、この産業立地の政策で、9社で成果を満足しているかどうか、まずお聞きしたいと思います。

それから、現在、地元の企業さんでも少しフォローしておかないと逃げていってしまう企業がありますので、その下に産業奨励という項目があるんですけども、ちょっと削られていますので、その辺のフォローと同時に、企業さんがさらにもうちょっと工場を広げたいというお話があります。

当然、中小企業の補助金のご関係ですと、何社か集まらなないと再度補助金が出ないというような形で企業を探している企業もあります。そういう情報が入っているかどうか、まずお聞きしたいと思います。

それから、今も東京あたりの企業が東京を出る場合、あれは東京都のほうからも補助金が出て地方へ行ってくださいという話も出ているようでございますので、その辺で、市長よくシティセールスという言い方をしているんですけども、物品の販売だけではなくて、そういう情報、県の出先もありますので、そんな情報網も確立されているかどうか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

それから、企業が1年でなかなか決まるわけございませんので、継続してやっていくんですけども、そういう専門の担当者をつけているかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

それから、2点目の、労働就労事務費の関係なんでしょうけれども、この項目じゃないか

ということでここに入れられていたんだけれども、今、働き方改革あるいはいろいろな形で、働く人が減ってきているという現象が起きています。

そのような中、お年寄りをどうにか働いてもらおうという中で、生涯現役就職面接会等も開催も焼津がやられているということでございますので、その辺の状況もちょっとお知らせいただくと同時に、焼津市は実際そういう労働力が不足しているのか、本当に募集しているのか、足りないのか、その辺もちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、3点目の大井川土地改良の用水の関係なんだけれども、大井川地区は農業者多いわけでごさいます、用排水路の関係はずっと要望してきて、大分傷んでいるよという話をしています。

きょう私がここで上げたのは、水の問題であります。当然、関連する市あるいは島田等、県もリニアモーターの関係で水の関係が大きくクローズアップされています。どうも焼津の対応がなかなか見えてこない。

先般も会合があったんだけれど、焼津市は参加していなかったというようなお話を聞いていますので、本当に人ごとではなくて、焼津は水の末端にあります。特にリニアモーターの関係であそこの水が枯れてきますと、海岸では塩水化現象が起きてきます。

そういう影響がありますので、焼津市としてももっと真剣に取り組む必要があるんじゃないかなということで、土地改良の中で水の問題ということで入れさせていただきましたので、その辺の御見解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○大石商業・産業政策課長 御質疑にお答えします。

まず、最初に、7款1項の産業立地促進事業助成費であります。企業誘致に関する満足しているのかという部分であります。決して満足しているわけではありませんが、やはり企業を誘致するに当たってはその誘致するための土地というものがなくなってきます。

そこら辺が最近ちょっと課題となっておりますが、開発可能なまとまった土地が少ないという部分で今、そこら辺の部分について調査しているところであります。

引き続き、企業誘致については推進していきたいと考えております。

次に、フォローの、企業誘致してから、または、既存の市内企業のフォローという部分であります。企業訪問等を重ねて皆様のニーズ等も調査しながら、それに合った支援方法などについても今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、次に、首都圏からのこちらの企業誘致の部分の情報につきましては、焼津市の職員も人事交流で県の東京事務所のほうに1名出ています。そちらのほうからも首都圏の企業様の情報をいただきながら、こちら、担当としても情報収集に努めているところであります。

専門担当者につきましては、企業立地の担当係がありますので、そちらのほうで現在、市のほうでは進めております。

続きまして、5款1項1目労働就労事務費の中で、生涯働くという部分においてありますが、シルバー人材センターと連携、または、ハローワークと連携し、高齢者の企業開発やシルバー人材センターにおいてセミナー等を開催して、生涯働けるような環境に努めているところであります。

続きまして、人手不足という点であります。本年の7月末現在、焼津ハローワーク

の管内の有効求人倍率であります。1.35というような状況であります。

1.35ということは、やはり人手不足と、1を超えているということから人手不足というようなことが伺えると思います。

特に、求人が多い業種であります。一番多い業種につきましてはサービス業、続きまして製造業、3つ目として医療・福祉業、そちらの3業種のほうがやはり人手不足というような状況であります。

商業産業施策からは以上であります。

○滝農政課長 太田議員の御質疑にお答えさせていただきます。

大井川土地改良区の用水組合助成費は、大井川土地改良区の安定的な運営や大井川用水の安定供給を図るために大井川土地改良区へ助成を行っているものであります。

議員のおっしゃいましたリニアの問題につきましては、現在、焼津市も大井川土地改良区も全量が大井川へ戻すということで、県とともにJRのほうへ交渉を行っているところであります。

以上です。

○太田委員 ありがとうございます。

企業の関係なんだけれども、誘致の関係なんだけど、どうも撤退した企業あるいはいろんな企業さんから聞きますと、焼津は冷たいという言い方をするんですね。例えば、こういう企業が出たいよと、いや、土地がありません。ただそれで終わっちゃう。じゃ、どこか探してみましようかとか、そういう話がなかなかない。要するに冷たいという捉え方をしています。

そういう中で、現実、日本平の関係もインターチェンジの周辺はもう既に都市計画を組んで企業誘致に入っています。残念ながら、焼津インターの周辺はまだそういう形になっていないですね。

インターのできるときに、当然いろんな形で誘致できるような都市計画を入れたほうがいいんじゃないかと言ったんだけれども、土地買収が済んでいないものですから、堪忍してくださいということで余りつくらなかつたんだけれども、現実問題でいくと、やっぱり出おくれてしまっていると。

インターをつくることによって、都市計画あるいはいろいろな形の国、県の対応も変わってきたんじゃないかなと思うんだけれども、今から、何にもないところからこれから優良農地を潰して、じゃ、計画しましょうとって、なかなか難しいんじゃないかなと思うんですが、その辺は方向を見誤ったというのか、あるいはインター周辺の整備ができなかったのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○大石商業・産業政策課長 ただいまの御質疑は土地利用という部分になろうかと思いません。

こちらのほうにつきましては、土地利用につきましては、都市政策部が担当しております。私どもはその土地利用を決めた中の範囲で企業誘致が可能かどうかという部分で、遊休地を含めて現在、情報収集に努めているところであります。

以上であります。

○太田委員 それはわかるんですよ。ところが、今、産業のほうでは土地が欲しいんだという話を、やっぱり土地利用の関係で話をしていけないと、企業が、じゃ、出てくるか

ら土地利用をどうにかという話が非常に多いんだけど、そうじゃなくて、こういういい土地がありますよ、だから、来てくださいというのと、来てくださいと、土地は土地利用でやってくださいというものだから冷たいと言われる。

だから、その辺が、マッチングができていない。産業誘致と土地利用の関係、マッチングできていないんじゃないかなと、そんな感じがしましたので、今後、いろいろな形が出てくるとは思うんだけど、先ほど、地元の企業が何社か集めて土地をどうにかしたいという話していますので、また企業相談にも行くとは思いますが、ぜひ御協力をいただきたいなと思います。

それから、労働力の問題につきましては、これからいろんな問題が出てくるんだろうけれども、高齢者をこれから働いてもらうということになりますと安全面でいろいろ危惧される面もありますので、その辺のバックアップもぜひお願いしたいなと思います。

それから、水の問題なんだけど、J Rとの関係でいろいろ今あるんだけど、一旦、これ許可が出ちゃいますと今後、これから子どもたちにいろいろな影響が出てくるのかなと、そんな話も出ていますので、ぜひともそういうJ Rが、J Rなんていうことじゃなくて、水の関係で、もっといろいろ研究をしながら、こういう理由でこうだから、もうちょっと水を大切にしないとねという話をやっぱりしていかないと、今後、要するにもたないというよりも、末端の私たちのほうもいろいろな影響が出てきますので、ぜひとも情報収集をしながら、情報を流していただきたいなとかように思いました。ひとつ、よろしくをお願いします。

以上で、私のほう終わります。

○渋谷委員長職務代理 では、次、杉田委員。

○杉田委員 幾つか、質疑するうちにもう既に答えられているものを除きます。

産業立地の誘致、全部で9社ということなんですけど、その9社の土地取得の地域、大井川で3社というのは先ほどの委員の質疑の中でありましたけど、そのほかの企業は誘致先、地域、大まかな地域で結構です。

それと、1社当たりの面積で、大きいものから3つ目ぐらいまでで結構なんですけど、面積について教えてください。

それから、次に、概要報告書の132ページの新規雇用に対して50万円、76.5人、25万円、16.5人とあります。説明あったのかもしれませんが、50万円と25万円のこの1人当たり、この違いは何なのか、そして、0.5人というのはパートというお答えでしたけど、このパートというか、非正規は何人で、そして、正規は何人なのか、それをお答え願います。

そして、(1)と(2)、産業立地促進事業費補助金と産業立地奨励事業費補助金、この8社を9社に訂正されたんですけど、両方とも9社になったんですけど、これはイコールということはないと思うんですけど、このおのおの9社、産業立地奨励事業費補助金というのは納付された固定資産税あるいは都市計画税の翌年度の補助金としてあるので、このダブっているところが上と下でというか(1)と(2)、ダブっているところじゃないと思うんですけど、この1番のほうの業種は先ほど説明ありましたが、2番のほうの業種はどうですか、どんな業種のところなんですか。

それから、次に、3番目のBCPの策定の支援についてですけど、平成30年度8社と

いうことになっています。

今、焼津市としてこのBCP策定の支援、その対象としている中小企業、要は何社になっているのか。もう既にその策定がされている企業数というのは何社でしょうか。

以上です。

○大石商業・産業政策課長 御質疑にお答えします。

まず、産業立地促進事業費補助金の誘致した9社の場所、地区であります。まず、大井川地区が先ほど申されたとおり3社で、和田地区1社、大村地区1社、小川地区2社、大富地区が2社と、計9社というような状況であります。

面積であります。一番大きい企業様で約8,000平米、続いて、2番目に大きい企業様が6,200平米、3番目ですと5,200平米というような状況であります。

続きまして、雇用の25万円と50万円の違いという部分であります。県の補助に対象となるかならないかで、市単独で見ている企業様と県の補助金も入る企業様がありますので、その部分で違いが出ております。

先ほどパートの内訳、全体の中のパートがどれぐらいかという部分につきましては、ただいま資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

続きまして、産業立地奨励事業費補助金の業種の内訳であります。釣り具製造1社、水産加工業が3社、印刷業が1社、物流倉庫が1社、冷凍倉庫が1社、鉄鋼業が1社、木製家具製造業が1社の9社というような内訳であります。

続きまして、市内の企業でBCPの策定企業数であります。平成30年度末現在におきまして、市内全体では49社というような状況であります。

以上であります。

○杉田委員 済みません、私、勘違いがあつて、BCPの関係は自分の通告外だったということですので、私の概要報告の中での1点で聞いてしまいました。

そこについて、ほかの委員の質疑の中で、わからなければまた確認をさせていただきます。

そして、先ほど大きな面積のところ8,000、6,200、五千何百という、そういう面積がありましたが、これはほとんど大井川地域ということよろしいですか。

それと、あと、50万円、25万円の、聞くんですけど、50万円というほうが県の対象、25万円というほうが市単独ということよろしいでしょうか。

正規、非正規の人数はちょっとわからないということなんですけど、こういう市単独でやるにしてもできるだけ非正規を減らして、できるだけ本採用をという、そういう趣旨でこの補助金というものが計画されたのか、その辺について答えをお願いします。

○大石商業・産業政策課長 まず、大きな面積の企業様がどちらのほうに入ってきたかといいますと、先ほどの3社につきましては全て大井川地区というような状況であります。

それで、先ほど25万円と50万円の違いという部分であります。いわゆる1回目、企業誘致または事業拡大をして、1回目の補助をもらう場合におきましては50万円で、2回目、いわゆる事業拡張、さらにまた拡張するという2回目の補助対象のときにつきましては、雇用に対しては25万円の補助ということで、県の補助対象外ということになります。

この補助で正規雇用をふやすという特別な、正規だからとか、非正規、パートだから

と、そういった分類は特に考えておりません。新たな雇用の創出の場という大きな観点から考えております。

私どもも企業様から御相談を受けるに当たって、この雇用の部分については、可能な範囲で正規雇用をお願いしたいと、その旨をお伝えさせてもらっているところであります。

以上であります。

○杉田委員 それじゃ、また後で調べていただいた結果、正規あるいは非正規、50万円の対象、25万円の対象、それぞれの、また報告いただければ助かります。

以上で終わります。

○渋谷委員長職務代理 次、岡田委員。

○岡田委員 私もやはり同じく産業立地促進事業費補助金の関係で通告いたしましたが、今までの同僚議員の質疑でほぼ解決しております。

ただ、最後に申し上げておきたいのが、いろいろ途中でもお話がありましたけれども、前々回の一般質問の中でも申し上げましたように、やっぱり土地の利用法、この問題でかなり産業立地、制約を受けることもあると思います。

したがって、経済産業部のほうの政策と、それから、都市政策部の考え方を突き合わせていただいて、それを市政に反映させられるように今後お願いをしていきたいということを要望しておきます。

以上です。

○渋谷委員長職務代理 次、須崎委員。

○須崎委員 私のほうからは、7款1項2目BCP策定支援事業費について、2点ほどお伺いいたします。

決算書のほうは228ページ、概要報告書132ページになります。

企業にとっては、災害時のときに本当に被災してから早急に通常の業務が再開されることは、企業の損失が少なくなるとともに、地域社会における経済的な損失が減少される効果が期待できると思っております。

それで、BCPの策定は必要であるというふうに私自身も考えております。

まず、1点目は、BCPの策定事業者は8社になっておりますが、毎年度行われておられると思いますが、年度目標は定めてあるのかどうか、1点目です。

2点目は、先ほど同僚委員から通告外の質疑の中で、全体で49社というふうに累計なっているよということならお聞きしましたので、その点については確認できました。

また、企業全体の中で何%になっているのか、その2点ほど、お願いをいたします。

○大石商業・産業政策課長 御質疑にお答えします。

BCPの毎年、目標を定めているかという部分であります。本年度、平成30年度におきましては7社、それぞれ、毎年度予算要求に当たっては目標を定めた中で進めております。

企業全体の策定状況であります。その部分については、その分母の全体の部分というのが把握していないので、そこまでちょっと調査はしておりません。

以上であります。

○須崎委員 その辺のところは、今年度の目標が7社に対して8社ということは、非常に



意識がある企業が多くあるのかなというふうに思っております。

そして、以前よりこのような支援事業をやっておる中で、企業全体でどのくらいになっているかというのをちょっと把握できていないというのは、今後、焼津市が企業に対してそういう有事の際に企業がすぐに再開できるようなところというのを期待しなくてはいけないと思っていますけれども、その辺のところはもう少し、全体の8割、9割が企業全体で策定できるような支援をしていただければありがたいかなというふうに思っております。

それから、もう一つは、専門家が来て、アドバイスしながら、招聘しているよというようなことですが、この具体的な内容というのはどのような形で専門家の方が企業に対してやっているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

- 大石商業・産業政策課長 専門家を招聘してというような内容ではありますが、BCPの策定に当たりまして、中小企業診断士の方に入っていただきまして企業の概要の中から、計画の策定に当たっての適切な指導をいただきながらBCPを策定しているというような内容となっております。

以上であります。

- 須崎委員 わかりました。なるべくこのBCPの策定というのは各企業にとっては大きな問題だと思っておりますので、今後も焼津市のほうで企業向けにその支援をしていただくように私からお願いいたしまして、私の質疑いたします。

- 渋谷委員長職務代理 次、杉崎委員。

- 杉崎委員 私のほうからは、歳入の15款2項4目1節林道改廃事業費補助金、歳出6款1項の林道整備事業費、歳出の7款1項2目BCP策定支援事業費についてお伺いします。

まず、林道改廃事業費の補助金についてなんですが、こちらは決算書の124ページになります。

端的に箇条で質疑いたします。

- 1、この補助金は市より請求するものなのか。
- 2、その資産根拠はどのように計算しているのか。
- 3番、補助率は3分の1のようですが、見込みとして今後も3分の1で固定されていくと予想されているか。

次、今度は歳出のほうです。

林道整備事業費について、決算書の220ページでございます。

1、山の生産活動の大幅減少と希望変更、これによりまして、林道はますます荒れると予想されます。ここで言う林道は、森林法に基づいたものなのか、だとしたら、農林水産省の管轄で県が管理しているのか、所有者はどこか。確認のためなんですが、これは高崎から廻沢に抜けているその道のことを指しているのでしょうか。

次に、BCP策定事業費についてなんですが、こちらは今、須崎委員のほうから、私が思うところほとんど質疑していただいて御回答いただきましたので、違う部分だけにいたします。

1番、専門家の招聘とあるんですが、どのような人が、中小企業診断士、どのような形というのは、適切な指導ということだったんですけれども、BCPの中にもいろんな

分野ありますので、その辺の指導で、企業によって違うんでしょうが、把握しているものがあつたら教えてください。

2番目、補助金が8社に対して76万円、1社平均にすると9万5,000円、この金額というのは一律で支援されるものなのか。

3番目なんですが、先ほど年度目標7社で、8社できたよという話を聞きました。これは、今後も年度目標として立てていくんでしょうが、その年度目標を立てている根拠というのは、要するに見直しと新しく策定するところを含んでの話なのか、その辺についてお答えください。

4番目なんですが、これもBCP、市内の中で今49社つくっているよ、ちょっと驚きました。少な過ぎて、こんなものかと思ったんですが、分母の把握をしていないということだったんですけれども、これ、ある程度、やむを得ないと思うんですよね。個人事業主なんかも入れると、もう千以上になってしまいますので。

ですが、よその市町は、実は県外とか、そういうところに販売をしている先、逆に仕入れとして近隣、よそから仕入れている先、そういうものが企業の50%以上を占めている企業というか、そういうものが50%以上占めている企業がありましたら、そういうところを、せめて商工会議所のメンバーくらいは把握しておいて、その辺を分母にしたらいかがですかねと思います。

やっぱり発想の問題、よそから入ってくる問題、こっちから出ていく先の問題というのがBCPの最大のものでして、人の問題は命の問題に入ってくるものですから、その辺のところの把握をして、その辺を分母にしてやってみたらどうかと思いますので、お答えを聞いてみます。

以上です。

○滝農政課長 御質疑にお答えします。

林道の補助金につきましては、市から補助金交付申請を行いまして補助金交付決定されたものにつきまして、市から請求書を提出し、補助金が交付されるものです。

それから、補助率は3分の1となっております。

試算した根拠につきましては、事前に設計書をつくりまして、金額を算出しております。

林道の目的につきましては、森林整備の促進や林業、林産業の振興を図るための道路となっております。

焼津市の林道につきましては、高崎といいますか吉津地区から花沢を経由して岡部町の廻沢へ出る道路が林道廻沢線1本となっております。

この林道の管理者は市となっております。

以上です。

○大石商業・産業政策課長 企業によって指導内容等が異なるかということではありますが、中小企業診断士に指導していただきまして、内容としましては最終的に保証協会の認定をされるような内容までの計画を診断士に入っていていただいて策定しているというような状況であります。

続きまして、補助について一律なのかという部分ではありますが、一応、補助要綱としましては、10分の10で、限度額を10万円としておりますので、企業様によっては10万円

以上かかっている企業様もありますし、10万円以下の企業もありますので、そこは一律ではないというようにお答えさせていただきます。

続きまして、見直しと新規の部分であります。平成30年度におきましては、8社全て新たに策定すると、見直しという企業はゼロでした。

最後に、分母の部分であります。杉崎委員の御意見のとおり、商工会議所の部分という部分につきましては参考にさせていただきまして、商工会議所または商工会と相談しながら調査してまいりたいと思います。

以上であります。

○杉崎委員 ありがとうございます。

最初の、山の関係なんですけれども、林道の、一応森林法に基づいたということで、わかったんですけれども、市が管理している、所有者は県でよろしいですか。県道扱いというところとちょっと微妙になるでしょうけど、それ、1つ。

保証協会の、よくわかりました。補助率が、あれです。BCPの関係で、全部新規だったよと。私、質疑したのは、見直しと新規を含んで目標を立ててあるんですかということですね。

以上です。また、その点、お答えください。

○滝農政課長 林道につきましては、焼津市で開設をしております、市道となっております。

○大石商業・産業政策課長 見直し、新規の目標の内訳の部分ですが、そちらのほうにつきましては、両方合わせて、特に新規何件、見直し何件という目標ではなく、合算というような考え方があります。

以上であります。

○杉崎委員 ありがとうございます。

市道というか、林道だけでも市道という言い方がおかしいんですが、市道となっておりますので、私、言おうとしたこととちょっと意が外れちゃうんですけれども、結局、森林法に基づいたものであるとしたら、国交省でなくて農林水産省が持っているというか管轄になるのかなと思ったものですから、今後、あそこはもっと荒れるという言い方失礼なんですけれども、人が入らなくなって行って、なおかつ異常気象で荒れるとなると、整備費ますますかかってしまうのではないかと。

地元の人たちも、あそこ、約1日かけて整備をしてくれているんですが、そういったところへのお金がまた多く予算化というか、お金かかってくるものですから、補助金としてどこか支援としてもっと国とか県にたくさんいただけないかなということを要望させていただきたいと思ひまして、市道となるとちょっとまた違ってまいりますので、そう思って質疑させていただきました。

先ほどのBCPのほうなんです、こちらのほうは本当に一生懸命やっていただきたいと思ひますので、先ほど須崎委員のほうからも話があったんですけれども、災害時の企業復旧については、もうここがあるとないでは大差が生まれますので、大企業でもその例を三陸のときに、三陸というか東日本のときにも、まざまざと見せつけられました。

そんなこともありますので、ぜひ力を入れてBCPのほう、やっていただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○渋谷委員長職務代理 じゃ、次、秋山委員。

○秋山委員 では、私からは2点です。

決算書の220ページになりますが、林業費の中で、松くい虫防除事業費について、項目としては3項目ぐらいありまして、トータルで400万円ちょっとだと思えるんですけども、そのときに使用します薬剤の種類を把握して、散布に関して、何らかの指導をしている、これが実行されたのか、教えてください。

次に、決算書の216ページ、6款1項3目担い手育成総合対策事業費に関してです。

経営開始型の交付事業、1,215万円ちょっとというのがありますが、その後のサポート等があって、こういった経営開始の事業も効果を一層高めるとのことだと思えるんですけども、この経営継続のための支援というところ、そのあたりのところが継続できない場合は、どのように分析し、そして、どんな効果があるのかというところを教えてください。

○滝農政課長 それでは、御質疑にお答えします。

松くい虫防除事業の薬剤につきましては、エコワン3フロアブルという薬剤を使用しております。

松枯れの原因となる松の材線虫を運ぶマツノマダラカミキリを駆除するために薬剤散布を行っております。

また、散布に当たりましては、極力日常生活への影響を避けるよう、早朝の時間帯に散布することや風速5メートル以上の場合には実施しないことなどを指導し、散布に当たりましては農政課職員も立ち会いを行いまして散布作業を行っております。

次に、担い手育成総合対策事業費ですが、認定新規就農者としての認定期間の5年が経過した後におきましても、今後のさらなる規模拡大や高付加価値化を目指す経営改善計画の策定指導を行い、認定終了後の新規就農者は現在のところ全員が認定農業者に移行しております。

その結果としまして、農業者の高齢化が進んでいる状況の中でも認定農業者と新規就農者は増加しており、担い手農業者の育成と確保に効果が出ているものと考えております。

以上です。

○秋山委員 それでは、松くい虫の件については了解しました。

次の担い手育成のところ、全員認定者へととなって確実に増加しているということですが、具体的な人数を教えてください。

○滝農政課長 人数ですけど、現在のところ新規就農から認定農業者へ移行した方は7名であります。

以上です。

○秋山委員 了解です。

○渋谷委員長職務代理 では、次、藁科委員。

○藁科委員 では、質疑をさせていただきます。

概要報告書P9、農業振興策として地域を支える担い手農家の確保するために、認定農業者及び新規農業者の育成等支援事業として取り組まれた4事業費につきまして質疑

させていただきます。

決算書216ページの6款1項3目、主要施策概要報告書140ページですが、農業振興費のうち農業総合支援対策推進費につきまして確認をいたします。

農業総合支援対策推進費134万6,000円の交付先、焼津市農業振興会が取り組まれました事業内容、事業効果、今後の取り組みにつきまして、また、焼津市総合農業支援協議会、焼津市農業振興会を構成されている人数は、認定農業者九十数名おられるかと思うんですが、それは、全く同じ人数なのかどうなのかにつきましてお伺いをいたします。

担い手育成総合対策事業費につきましては、今、同僚委員から御質疑をさせていただきました。私も重なっている部分であります、一部質疑をさせていただきます。

216ページの6款1項3目ですが、新規就農者への支援事業、農業次世代人材投資資金（経営開始型）ということで記載をされております。

経営開始型以外に、別に担い手育成の投資支援事業はあるかどうかということを確認させていただきます。

次に、218ページの6款1項3目農業振興費の農産園芸振興費につきまして確認をさせていただきます。

この金額、少額の予算の事業ではありますが、総合農業経営の小規模な農業者も関係する支援事業であるように思いますが、園芸振興としてどのような作物、内容、振興事業を実施した内容、また、事業効果はどのようにあったのかをお伺いいたします。

それから、218ページの6款1、3目の概要報告書の139ページ、農業振興費のうちの地産地消費推進事業費につきましてお伺いいたします。

地元農産物消費拡大の推進を図るために実施された農業体験につきまして、どのように計画をされまして、実施の方法をとられているのか。また、効果はどのようであったかをお伺いいたします。

焼津市の農産物は多種にわたって多くの農業者が生産をされていることと思いますが、昨年の農業体験事業2回の開催がどのような効果であったか、お伺いしたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

○滝農政課長 それでは、御質疑にお答えします。

農業振興会の取り組みについてですが、活動内容としましては農業用の最新設備などの視察研修やGAP認証の研修会への参加、みなとまつりなどのイベントでの農産物のPR、焼津の農産物の直売所のPR方法の検討などを行っております。

振興会の会員につきましては、77名であります。

次に、経営開始型以外の施策につきましては、焼津市新規就農サポート事業ということを行っております。

次に、農産園芸振興費ですが、野菜や果樹、花卉などの園芸農作物の振興を図る事業で、志太榛原梨業振興協議会への参加や梨の赤星病対策としてビャクシン類の植栽抑制と適正管理を呼びかけるチラシの作成や配付、市民を対象としました市民農園の情報提供などを行っております。

チラシにつきましては、梨の赤星病被害の拡大を防ぐ効果が期待されます。

市民農園の稼働率は約90%で、市民の農業への関心と農地の有効利用に役立っていると考えております。

次に、地産地消食育推進事業ですが、市内の農産物の消費拡大の理解を深めてもらうために、親子での稲刈り体験教室や葉物野菜と根菜類の植えつけと収穫を行う農業セミナーを行っております。

効果としましては、新鮮な農作物にふれ合う機会や栽培方法の提供による地産地消の実践と市民の皆様へ農業に対するPR効果があったと考えております。

以上です。

○藁科委員 総合支援の最初に御回答いただいた部分なのですが、事業費が、仕事が、認定農業者に向けての支援を主目的に事業化されているようにもわかりますが、御承知のように非常に多くの農業分野は広いようではありますが、認定農業者、振興会に属していない方々への支援策というのはこの事業費以外、まだ内部の中であるかどうかお聞きしたいと思っております。

それと、振興費の御回答をいただいたわけなのですが、少額だということで私は当初にお話をさせていただいたわけなのですが、焼津市の農産物、非常に高い品質を持って生産され消費者に供給されているわけなのですが、米、トマト、イチゴ、ミカン、最近ではセロリとかメロンとか、非常に多岐にわたって生産されている中で、振興策として先ほどの御回答ですと、これが本当にそれぞれの農産物に対して振興策が図られているのかどうかということ、また、今後の期待感を持ちながら、もう一度、その辺の先ほど、梨の赤星病とかなんとかというお話も御回答いただいたわけなのですが、振興策としての対策をもう少し深めていただきたい思いも持っておるものですから、この辺、その他につきましては全く振興策を図っていないのかどうか、その辺につきましてもう一度確認をさせてください。

農業の、先ほどの食育なのですが、食育、2回実施して、効果はあったよというお話なのですが、PRの仕方をどのようにされているのか、そういう体験的な事業を進めますということのPRの仕方、私は少し、ああ、今回こういう報告書をいただいた中で、こういうことを実施してくれているんだというの理解したわけなのですが、一般の方々に深く理解していただくための方法として、もう少しどこに絞ってPRをしたか、お伺いしたいと思います。お願いいたします。

○滝農政課長 まず、認定農業者への支援でございますが、農地有効利用における集積とけい畔除去での補助、それから、支援協議会による経営改善活動支援荒廃農地解消事業の支援、機械導入をする際の国の補助金などがございます。

それから、農作物への振興策につきましては、水田の対策としてましては、経営所得安全対策などの推進ということで行っております。

あと、続きまして、農業体験へのPRでございますけど、親子農業体験につきましては小学校等へお願いをしまして、こういう体験教室があるとかということでPRをさせていただいております。

あと、農業セミナーにつきましては、農協と連携をしまして、広報紙などに掲載をして募集をしているところであります。

以上です。

○藁科委員 焼津市の農業、水産とかに比べると10分の1以下ぐらいの生産規模しかないのかもしれませんが、多くの皆さんが関係しておりますので、焼津市の農業に合った、

地域の農業を中心的に担う、先ほど御紹介していただきましたベテランの農業の皆さん、また、地域リーダーとして焼津市農業振興を支えてくれている中堅の農業者の皆さん、そして、次世代への、先ほど御紹介をいただきました農業を目指している、就農されている新規就農者の皆さん、世代を超えて多くの農業者が焼津市の農業に実際はかかわられていると思うんです。

これからも、行政が農業にもう少しかかわれるような現場をつくっていただきまして、現場の皆さんと一体になって農業政策に努めていただけますよう、お願いをいたしまして、私からの質疑にさせていただきます。ありがとうございました。

○渋谷委員長職務代理 次、増井委員。

○増井委員 私のほうから、まず2点、質疑のほうをさせていただきます。

まず1点は、市の単独、松くい虫の防除事業についてです。

決算書の220ページ、概要報告書のほうは142ページになります。

ここで、薬剤散布ではなくて、その下のほうの被害木伐倒駆除の件ですが、ここに47本やりましたよということであります。

その選別の基準と、中に恐らく民地と官地、両方とも合わせてというふうなことで推察をしておりますが、もしそのようでありましたらその内訳をお伺いしたい。

2点目が、産業シティセールス推進事業費の件でございます。

決算書の228ページ、概要報告書の131ページでございます。

概要報告書の内容においては、5カ所のPR活動とほか2項目のPR事業を行っております。

この量に比較して、ちょっと決算額が少ないような気がいたしまして、実態は、この具体的内容あるいは、もし具体的な実績があったとするならば、それを伺いたいというふうに思います。

以上です。

○滝農政課長 それでは、御質疑にお答えをさせていただきます。

伐採の選別につきましては、現場パトロールや住民などからの通報により、現地、枯れた松を確認しまして伐採を行っております。

それから、民有地の枯れている松47本は、市のほうで伐採をしております。それで、県有地の枯れている松については、県のほうで伐採をしております、その数は20本と聞いております。

以上です。

○大石商業・産業政策課長 御質疑にお答えします。

産業シティセールス推進事業費であります、この5カ所の具体的な内容と実績ということであります。

まず、1つ目におきましては、5月に神奈川県横須賀市のほうとなります横須賀カレーフェスティバルのほうに参加しまして、こちらのほうの内容につきましては、市の親善大使であります長谷川様と同行いたしまして、深海鮫のカレーという内容で焼津のPRを行ったということになります。来場者数としましては、5万3,000人でありました。

続きまして、8月にヨコハマおもしろ水族館、こちらのほうにつきましては、神奈川

県の横浜市中華街の中にあります横浜のおもしろ水族館のほうで、こちらのほうにつきましても親善大使であります長谷川さんと同行しまして、深海鮫の解体ショー等をし、焼津のPRを行いました。

内容につきましては、来場されたお客様に焼津市の観光パンフを初め、物産等のPRを行い、約300名の皆様に配布したところであります。

続きまして、8月にSBSサマーフェスト、こちらのほうにつきましては静岡市のほうで行われまして、物販を行ったということであります。

続きまして、10月にふじえだ産業祭、こちらのほうに参加しまして、市内企業2社と同行しまして、焼津の特産品のPRを行いました。

来場者数につきましては3万4,000人でありました。

最後に、11月に寅さんサミット2018が東京都葛飾区のほうで開催されまして、こちらのほうに参加しまして、かつおぶしや練り製品の特産品を、PR販売を行うと同時に焼津の観光PRを行いました。

来場者数につきましては7万1,000人というような内容となっております。

以上であります。

○増井委員 まず、松のほうの伐倒の件なんですけれども、これ、焼津市の部分については民間の方からのアドバイスあるいはパトロールによってということなんですけれども、この伐倒をするに当たって、例えば枯れ木の判断をされたと思うんですね。その部分について、専門家の例えばアドバイスあるいは専門家の研修等、そういったものを受けていらっしゃるかどうか教えてもらえますか。

○滝農政課長 松くい虫によって枯れた木につきましては、市の職員のほうで確認をしております。市の職員は松くい虫の防除の研修等に行っております。

以上です。

○増井委員 特に松くい虫と木の腐れの部分については、かなり、特に松については、表面上なくても内側から腐ってきて、最後、倒れるという特殊な部分もありますので、また研修のほうをしていただいたり、そういった専門家のアドバイスをたくさん受けていただければと思います。

あと、シティセールスのほうですが、非常に規模が大きいところに打って出るといった部分で、攻めの体制といった部分が非常によく伺えました。

ぜひともまた積極的にやっていただいて、焼津をPRしていただければと思います。

以上で質疑を終わります。

○渋谷委員長職務代理 関連を一応あれしますが、どうしてもという方。

○青島委員 太田議員の質疑の中から、土地利用について、担当部署が違うような言い方をしましたけれども、市長がよく言われるオール焼津ということも言っております。

そういった中で、過去に、大井川町時代ですけれども、遊休養鰻地の調査をして、持ち主の意向を、そういったものがありましたね。

当時でいいますと、その調査をしたとき、70ヘクタール近辺で、わかりやすく言えば静浜基地の面積に等しいと覚えている。その後、日誠さんができて40ヘクタールぐらいになった経緯がありますね。その後、どういうふうに変化したか。それで、今現在、遊休養鰻地と当時言われた部分の残っている部分は何のくらいあるのか。



というのは、まとまった土地がないというようなことを言うておりましたから、そこら辺の把握をどのようにしているか。

それと、これは質疑ではありません。焼津市が、太田委員のほうから業者等にというか、そういう人たちに冷たいと言われたという話がありましたけれども、焼津市が受けるときに、やっぱり市役所として受けるという形でいきますと、そういった横の連携でやっていかなきゃならないなと思うんですよ。

私以前に、今シャープの亀山工場というのが惜しくなっていると思ってますけど、あそこが出るときは1つの部屋の中へ各課を入れておいて、書類がくるっと回る、そんなモデルみたいな状況で物すごいスピードでやったという説明を受けているんですけども、そういった、似たような対応というのもこれからますます必要になってくると思うんですけども、ほかの件でも、ほかのケンというのは市町村の県じゃなくて、焼津に書類を持っていくととにかく時間がかかって、あっちこちさせられるというようなことをほかの同僚議員からも聞いていますし、現場の人からも聞いたことがありますので、これは余分なことをちょっと申しましたけれども、最初の方でお願いします。

- 大石商業・産業政策課長 土地利用の遊休養鰻地の部分につきましては、当初、多分大井川町時代に、平成12年もしくは平成13年ごろに初めて調査をしております、その後、追跡調査等を実施しております。

現在、手元に資料がないため、じゃ、残り何平米あるかという部分についてはちょっとお答えできない部分がありますが、遊休養鰻地、焼津地区も含めて、大島とか大富小学校付近にもあるということは把握しております。

そういった中で、追跡調査または開発可能なのか、土地があるからといって、そこが企業が誘致できるかという部分も、取付道路と、そういった部分も、いろんなさまざまな課題もありますので、そういった土地の情報を集めながら企業様にさまざまな情報を与えながら、選択していただけるよう、私どもも努力していきたいなと思っています。

それと、都市政策部と横の連携をしっかりとりながら、企業様からも冷たいというような部分につきましては、今後、改善してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上であります。

- 青島委員 それで、ただいま言われた大富地区というか、そちらにもあるという、例えば、今さっき言った大井川地区の話をしました。その残りはどのぐらい、焼津市合併した後、どのぐらいになっているとかという、そういったことも示していただけませんか。お願いします。

- 大石商業・産業政策課長 集計データは持っていますので、後日、取りまとめましてお渡しさせていただきたいと思います。

以上であります。

- 渋谷委員長職務代理 よろしいですか。

- 深田委員 産業立地促進事業費補助金で、先ほど途中から補助率が20%のところと成長分野その他もろもろで30%にしているところとあるという回答がありました。

そこで、9社の、全体では2億2,168万9,000円支出されております。それぞれの業種、食料品か金属製品、先ほどありましたので、それぞれの補助金額、パーセント、そのパ

一セントで、何が、30%とした理由、どのように成長を見込まれているのかという、そういうのを、今お答えいただかなくて結構です。一覧表にして全議員にちょっと配っていただきたいと思います。状況を知りたいと思いますので、よろしくお願いします。

(2)の産業立地奨励事業費補助金も9社ということですので、同様に、それぞれの業種と金額を一覧表でお願いしたいと思います。

- 大石商業・産業政策課長 補助率等の部分につきましては、補助金交付要綱または私どもの課の前のほうでも配付しておりますこのようなチラシの中で成長分野という部分をしっかり明記してありますので、また後ほど、こちらのほうにつきましてはお配りしたいと思います。

それと、補助交付決定額、9社、A社、B社、C社というような表現にさせてもらいますが、それぞれどういった業種に幾らの交付金を出しているかという部分につきましても一覧表にしてお示ししたいと思います。

以上であります。

- 村松委員 もう一つ。

産業立地のところなんですけれども、先ほどの答弁で、東京事務所との連携というふうな形で、うちのほうの市の職員も派遣している、これは私も会いましたので、東京で存じ上げていますけれども、ここの連携の度合いというのはどのくらいなんです。毎月情報交換しているのか、その辺のを教えてください。

- 大石商業・産業政策課長 東京事務所との連携につきましては、毎月といわず、必要に応じて随時電話またはこちらのほうに足を運んでいただきながら情報共有または情報を提供していただいているような状況であります。

以上であります。

- 村松委員 わかりました。

県の滝浪所長さんもすごく焼津のほうに目を向けてくれている人なものですから、その辺は厚くやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

- 渋谷委員長職務代理 杉田委員、手短にお願いします。特に、通告をしている人は、できるだけ通告のときにやっていただきたいと思いますので、手短にお願いします。

- 杉田委員 決算書220ページ、農地・水・環境保全向上対策事業費、概要説明は142ページですけど、農地用水等、資源や農村環境保全を図るため、水路補修など、地域住民の共同活動を支援した。この、水路補修をやっているのを地域でも見ているんですけど、そのほか地域住民の共同活動、これは具体的に何なのか。

そして、これの負担先が6地区が記載されています。この金額あるいはこの地域、地区というふうを書いてありますけど、この申請者は具体的に誰なのか、そして、この金額というのは申請する額なのか、何か決まっている額が何か基準みたいなものがあるのか、それを教えてください。

- 渋谷委員長職務代理 答弁のほうは、もしあれでしたら、数字的なものは後でコピーし、それから、今の内容に関してのものだけの答弁としていただきたいと思います。

- 滝農政課長 農地、水につきましては、市内の6地区の皆様で団体をつくっていただきまして、その方々が地元の農地を守るための草刈りであるとか清掃であるとか、そういった作業を行っていただいているものであります。

こちらの金額につきましては、国、県からの補助金となっておりますので、地元からの申請ではなくて、市のほうから一応申請はするんですけど、国、県からの決定額となっております。

以上です。

○渋谷委員長職務代理 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷委員長職務代理 では、質疑、意見を打ちきります。

以上で、認第9号中、経済産業部所管部分の審査を終わります。

次に、議第75号「令和元年度焼津市一般会計補正予算(第4号)案」中、経済産業部所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある方の御発言をお願いいたします。

○秋山委員 補正予算書の4ページ、地方債の補正のところ、農業基盤整備事業、これは組替えということで、限度額が560万円から280万円ということに変更されています。

それで、これの背景とそれによる影響を教えてくださいなんですけれども、この4ページの地方債の補正が、同じく予算書の8、9ページにある農業基盤整備事業で農業債マイナス280万円とあるんですけども、これが国の制度の見直しに伴って減額されたという御説明をいただいているんですが、この辺の、どのように制度の見直しなのか、その見直しの内容、それから、先ほど言いましたように、それによる影響等を教えてください。

○滝農政課長 御質疑にお答えします。

こちらにつきましては、国のガイドラインという取り決めが変更されたものであります。当初団体営事業を行うものにつきまして、市の負担分というものがあるんですけど、そちらの負担割合が変更されたということで、起債として借りている金額が少なくなっております。

この影響としましては、起債で借りれる負担割合が少なくなっているため、市の単独費の持ち出しがふえております。

以上であります。

○渋谷委員長職務代理 よろしいですか。

○秋山委員 了解です。

それでは、もう一点、補正予算書の8、9ページで、商工費雑入で産業立地促進事業助成費返還金、これが1,600万円ということなんですけれども、雑入、ふえているということなんです、これはどういった背景でしょうか。

○大石商業・産業政策課長 御質疑にお答えします。

こちらの歳入の部分につきましては、以前、産業立地補助金によって事業を拡大、工場を拡大ということで補助金を交付したところでありますが、その後、会社様の御都合によって、違う用途として利用を開始するということになったため、その分につきましては返還を求めたところであります。

以上であります。

○秋山委員 了解です。

○渋谷委員長職務代理 ほかにないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷委員長職務代理 ほかにはないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第7号中、経済産業部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会経済産業部所管部分の議案の審査は終了いたしました。

当局の皆さん、ご苦労さまでした。

じゃ、暫時休憩いたします。40分に再開いたします。どうも長時間御協力ありがとうございました。

休憩（10：29～10：39）

○渋谷委員長職務代理 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

認第9号「平成30年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、交流推進部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願います。

○村松委員 7款1項3目の228ページをごらんください。観光施設維持管理費でございます。概要報告書の143ページです。

ここの観光施設の維持管理業務でございます。ここの1から5まであるわけですけれども、私はこの2番のハイキングコースの維持管理についてちょっとお尋ねしたいと思っております。

まず、ここの6カ所と1散策コース、ここの、言ってもらってもわからないと思えますけれども、どんなことをしたのか、ちょっと教えてください。

○山下観光交流課長 質疑にお答えいたします。

市内のハイキングコースは、高草山ハイキングコースが登り口によって2コース、日本坂ハイキングコース、あと満観峰コースが2コース、大崩ハイキングコースの6カ所です。1散策コースは花沢の里の道路周辺を指しております。

花沢の里の道路周辺につきましては、道路脇の樹木、水車小屋の管理、花沢川周辺の維持管理を行っているものでございます。

6カ所のハイキングコースにつきましては、施設の補修、歩道整備、草刈り、支障枝の倒木伐採等を行っているものでございます。

以上です。

○村松委員 私も勉強不足なんですけれども、結局、うちのところのハイキングコースというのは、高草山が主なところになっているんですけれども、このハイキングコースというのは6カ所だけということなんですか。

○山下観光交流課長 ハイキングコースにつきましては、大きく分けると、高草山周辺、花沢山周辺、あと大崩と3つの分類になっておりますけれども、高草山につきましては、先ほど申しましたように2コース、満観峰につきましては2コースに分かれておりまして、市内のハイキングコースとしては6コースでございます。

○村松委員 わかりました。

その区分はわかったんですけれども、実は私も時々高草山へ登るんですけれども、以前登れたところが登りたくても木が生えちゃって歩いていけない。行ったんですけれども、とてもじゃないけど、なたか、そういうものを持っていないといけなくなっちゃって。

だけど、こここのところは一体何というコースなのかなというのがわからないんですよ。ただ、そこにちゃんと昔、くいを打って、階段をつくってくれて、途中でも休憩場があるというところなんですけど、そこまでとても到達できなかったというのがあって。

例えば、私が行ったときに、そこに番号札とか何かがわかるようにしてくれれば、高草山の1番のコースなんだけど、木が茂っちゃって今できないよという形を知らせたくてもできない。

ましてや、今すごくハイキングブームで、毎週の土日とか祭日なんか、花沢の駐車場がいっぱい。それで、山の手会館のところの駐車場もとまっています、そこから登ってくる人もいるという状況の中で、ちょっとそれが心配になったもんできょうお聞きしているんですけれども、一度皆さんで歩いていただいて現状把握をしていただきたいというふうに思っています。

これから特に涼しくなってハイキングがなるし、もう一つ心配しておるのが、ちょっと管轄外かもしれませんが、イノシシがもう荒らしているところもありますので、そういうところも含めて、皆さんで一遍ハイキングコースの維持管理に努めていただくための下見調査をしていただきたいというふうに思っています。

箇所については、またわかりましたので、私、小さいころに地図を持って、ここだよということを行きたいと思しますので、また相談に乗っていただきたいと思っています。

私は以上で終わります。

- 太田委員 私は、7款1項3目、DMOの推進事業費というところから、DMOについてちょっとお話を聞きたいと思います。

静岡県では、平成19年の観光立国推進基本法に基づいて、平成24年に観光立国推進基本計画が閣議決定されています。そして、当然それに伴って、インバウンドをふやそうということで国のほうも動いておるわけなんだけれども、焼津市観光ビジョンによっても地域の稼ぐ力を引き出す、そして、観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役としてDMOの設立を推進していくという自分の焼津市のビジョンで書いていますね。

主要施策概要報告書の144ページへ行きますと、DMO推進事業ということで、5市2町の連携、DMOを推進するということになっていますね。そうしますと、焼津市、自分のところのDMOができていないのに、5市2町のDMOに乗っかっていこうという、乗っかっていこうという失礼かもわからないけれども、やっぱり自分のところのDMOをきちっと確立した中で乗っかっていかないと、本当のDMOになっていかないのかなという捉え方で質疑しています。

たまたま私たち、佐渡に視察に行ったときに、当然佐渡は観光による地方創生ということでDMOを推進しているわけですね。そうしますと、これは観光庁から出ているやつなんだけれども、現時点は各地域の観光の関係は、まず関係者の巻き込みが不十分、そして、データの収集、分析が不十分、民間手法の導入も不十分というような形で挙が

っています。

ぜひ焼津もこのDMOをどういうふうに活かしていくのか、ちょっとお聞きしたいと思しますので、よろしくをお願いします。

○山下観光交流課長 質疑にお答えいたします。

DMOに関する御質疑ですけれども、現在は公益財団法人するが企画観光局のほうに負担金として支出をしております。静岡、島田、焼津、藤枝、牧之原、吉田町、川根本町、5市2町の圏域を交流人口の拡大を通じて地域経済の活性化を図ることを目的として1つの広域の観光圏とみなしまして、地域連携DMOの推進事業を行っているところでございます。一体的な観光地域としてマーケティングやマネジメント等を行うことが広域的という判断のもと、現在5市2町でのDMO事業を推進しているところでございます。

以上です。

○太田委員 私が言っているのは、広域でやるのはわかるんだけど、焼津市自身のDMOをどう進めていくかということをお聞きしているんだけど、よろしいですか。

○見原交流推進部長 市の単独のDMOの関係でございますけれども、今、課長のほうからもありましたけど、広域で今はやっていくということで、焼津市単独でDMOというものが成り立つのか。例えば、受け皿があるのかどうなのかというのは、どうしても観光協会という部分が出てくるかとは思いますが、そこがDMOとなるべきことがあるのかという部分も含めて、今後また研究してまいりたいなと思って。

今は、とりあえず5市2町のDMOという部分の中で焼津市をどれだけ市外への情報発信ができるかという部分、いわゆる焼津に行こうという意識というんでしょうか、そういうものを持ってもらうための今意識づけというものをDMOのほうでやっていただいておりますので、そういうものを含めて今は5市2町のほうの連携でもってやっていきたいと考えております。

○太田委員 5市2町というのはわかるんですよ。焼津は市長が言うように、魚のまちだということで盛んにPRしているんですね。焼津を主体としたDMOを立ち上げるのが焼津の役割じゃないかなと思うんですね。当然、島田、あるいは川根はお茶、あるいはミカン等あるんだけど、それぞれの特色を活かした自分たちのDMOを立ち上げて合流して、初めて広域のDMOになってくるんじゃないかなと思います。

焼津が人のDMOに乗かって、うちは余り観光の目玉がないものだから乗かっていけばいいやという、その安易な形で観光行政というのは余り語ってほしくないなと思います。焼津は焼津なりの努力をしていかないと。

先ほど産業経済でも魚の話がちょっと出ているんだけど、当然、焼津は魚を中心としたDMOを立ち上げる。それで、地方創生をやっていく。市長自身が言っていますので、やっぱりそれはそれとして立ち上げておいて、広域連携のDMOに乗かっていくという形になれば、焼津の役割、この広域の中の焼津の役割というのが出てくるんじゃないかなと、私はそんなふうに思いまして今話をしました。

事実、この佐渡の話をさせていただきますと、佐渡の面積というのはそんなに大きいわけではございません。観光客が何人入って、外国人がどれだけ入って、何人のグループで、あるいは何をしに入ったか、全部わかるんですね。もちろん船で入って、飛行機

で入ってきますので。

宿屋は今どれだけあいていてということで、そこまで把握しているんですね。だから、問い合わせがあると、あの宿屋はあいていますからいいですよと、ずっと流れるんですね。そこまでやっているんです。そこまでやって、お客さんをどうにか入れていこうという努力があるので。

ところが、先ほどの話を聞いていると、一緒のふんどしで、観光客が来たらどうぞという話、全然視点が違うでね。要するに、このDMOを使って、観光行政で地方創生を図っていく。要するに、地方創生というのは、それによって地方を活性化していこうということでございますので、ぜひとも頑張っていて、やっぱり焼津のDMOを立ち上げて、広域の中でそれをどういうふうに活かしていくかという発想を持っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

- 山下観光交流課長 現在、するが企画観光局が行う事業につきましては、戦略テーマといたしまして、シーとティーとランということで3つの戦略テーマを設けて実施しております。その中で、特に焼津市につきましては、委員御指摘のとおり、海と水産というもの前面に出して、シーという分野で、昨年度につきましては、カツオのグルメ開発、イベントでの販売、あと、うなとろ対決というイベントを市も一緒になって実施しております。ですので、DMOに全てお任せということではなくて、現在はその一員として取り組んでいるというふうに御理解いただけたらと思います。

以上です。

- 太田委員 よろしくをお願いします。

以上です。

- 杉田委員 私は、決算書の226ページ、中心市街地にぎわい創出事業費の中のインフォメーション設置運営事業費についてお尋ねします。

このインフォメーションが設置をされて、その事業運営費、この300万円余の内容について、そして、このインフォメーションのほうに問い合わせというものは、どんな内容が主だったのか。そして、そのインフォメーションを設置した効果をどのように評価しているかをお聞きいたします。

- 山下観光交流課長 御質疑にお答えいたします。

初めに、運営費の内容についてお答えいたします。

300万5,243円の内訳でございますが、臨時職員社会保険料が22万8,544円、長期臨時賃金が244万8,890円、一般消耗品費が5万9,388円、電気料7万4,605円、通信運搬費12万9,166円、建物借上げ料が12万6,900円となっております。

次に、問い合わせの主な内容でございますが、観光施設の情報に関するお問い合わせが約20%、近隣の飲食店に関するお問い合わせが約15%、焼津駅の設備等に関するお問い合わせが約11.5%、交通機関に関するお尋ねが約7.5%、イベントに関するお問い合わせが約7.5%のほか、インフォメーションに配架しておりますパンフレットの内容等についてのお問い合わせが約6%ございました。

続きまして、インフォメーションを設置した効果と評価ということでございますけれども、インフォメーションは、焼津市を訪れる観光客に対しまして焼津の魅力や情報を発信して観光促進を図るために設置されたものでございますが、利用者は増加傾向にございませ

て、主な問い合わせの内容のとおり、観光施設や飲食店の情報などを求める方に対して必要な情報を提供できていると考えております。したがって、設置目的に沿って運営ができていると評価しております。

以上です。

○杉田委員 内容は大体わかりました。

今、職員の給与ということなんですけれど、臨時職員22万円幾らかというのがありますが、臨時職員の方の時間だとか、仕事の時間、曜日だとか、そういうものについてお聞きしたいのと、利用者が増加傾向にある、いいことだというふうに思います。先ほど、例えば観光関係について20%、飲食関係について15%、設備等について11.5%、いろいろ内容はあると思うんですけど、この問い合わせの件数、%、それがどういうふうに増加したのか、件数でちょっとお答えください。全部じゃなくていいですよ。

○山下観光交流課長 初めに、臨時職員の勤務についてのお尋ねにお答えいたします。

臨時職員は、1日インフォメーションにいる職員は1人でございます。ですけれども、曜日によって、月曜日、火曜日、木曜日、金曜日に勤める方がお一人、水曜日だけの方がお一人、あと土日、祝日に勤務される方がお一人で、勤務時間につきましては、開設しております午前10時から午後5時まで、間、お昼休憩を1時間としての勤務となっております。

あと、利用者の増加の状況ですけれども、統計をとっております2018年の昨年度の利用者合計が6,558名でございました。それに対しまして今年度ですけれども、一月当たり直しますと、昨年度は一月平均550人ぐらい、ことしにつきまして、8月までの数字ですけれども、ことしにつきましては一月当たり700人ぐらいということで、1.2倍ぐらいに昨年に比べて今年度増加しているという状況でございます。

以上です。

○杉田委員 了解しました。

今の臨時職員、月、火、木、金、1人、水曜日1人、土日1人、これ、合計で22万円ですか。

○山下観光交流課長 運営費の内容についても一度御説明します。

臨時職員の社会保険料が22万8,544円で、長期臨時賃金、賃金の部分が244万8,890円でございます。

○杉田委員 了解です。

○岡田委員 今、お聞きいただいたもの、全て出ております。

あともう一点だけ、観光協会は、要は駅を出たすぐ目の前にありますね。いわゆる業務的に観光協会がやっていただくような内容とかかわることが非常にあると。その辺のすみ分けと、それから、せっかくお金を出してくれたわけですので、その辺の連携性、こういったものが今どのようになっているか、教えていただけますか。

○山下観光交流課長 観光協会との関係という御質疑だと思います。

駅のインフォメーションにつきましては、観光情報のみならず、市政情報を発信する場ということでも現在は利用されております。観光協会との連携につきましては、利用者への的確な情報を提供するため、観光情報、飲食店情報、イベント情報等、そういった情報を更新、共有化、観光協会と行いまして、よりよい情報提供、サービスの提供に努



めているところでございます。

○岡田委員 以上です。

○渋谷委員長職務代理 では、関連。

○深田委員 インフォメーション設置運営事業の問い合わせの中で、11.5%が焼津駅の設備等についてという回答がありましたけど、これは、トイレはどこですかということじゃないですか。そこを見逃しちゃいけない。

○山下観光交流課長 おトイレのことについて御指摘ですけれども、先ほどの施設の設備のことにつきましては、内訳を申しますと、トイレに関するものが7%で、コインロッカーの関係が4%、これにつきましては、JRの設備であることから、まとめて答弁させていただきました。

以上です。

○深田委員 やはり7%でもあるんですよね。そして、身体的にも衛生的もとても精神的にも大変な状況になったときに、トイレの位置、駅のインフォメーションの中にはないと。そして、向かいのお店ができました。お店の中にはトイレがありました。だから、設置しようと思えばできるということがわかりました。

以前何回か、一般質問や質疑でも言ってきましたけれども、前回の一般質問のところでも繰り返し言いましたけれども、市長は、これまで2階の改札口の中にJRのほうにトイレを設置するというのも何か検討しているようだというような答えがあったときに、市長がまた話をしていくということの答弁がありました。それから、もう1年、2年たっているんですけれども、そのことがどうなったのか。

インフォメーションに来たときに、私はそのときに、せめてティッシュの小さい配るの、ありますでしょう、宣伝に焼津の。そういうのを配ってあげたらどうかということも提案をしましたけれども。

とにかく2階の下、1階のトイレにペーパーがついていないということがとても恥ずかしい状態なんですね。焼津はこれから交流、観光を広めていこうというときに、推進しようというときに。ここはやっぱり基本的なことですから、きっちりやっていただきたい。2階のことはどうなったのか。

○渋谷委員長職務代理 ほかに。

○太田委員 今、インフォメーションの関係なんだけど、熱海市の場合、ある観光課の担当者が夜、夜中まで電話でやって、熱海の観光行政を変えてきた人がいます。そこまでやれとは言わないけれども、そうしますと、焼津も10時から5時といいますと、まず夜間の対応ができない。それから、朝、電車で来られた人の対応ができないということで、どうなのかなと今感じました。

そして、焼津市も相談の窓口、チャットボットということで、AIを使ったことをやり出しています。それと同じようなことで、観光交流課も入れたらどうかと思いますね。時間外はそこへ問い合わせをしていただければ、AIが全部お答えしますというような格好になりますので、そんなことも入れてカバーしていけば、もうちょっといろいろな観光面でカバーできるのかなと感じますが、どうなのでしょう。

○山下観光交流課長 まず、深田委員の御質疑にお答えしますが、2階の改札口の中にトイレをということですのでけれども、現在のインフォメーションの上においては、利用者

的確にトイレの位置をお伝えするという事で取り組んでおりました、新しいトイレの設置につきましては、現在のところ進展はございません。

それと、太田委員の御質疑にお答えしますけれども、熱海のほうの観光行政につきましては、ロケ地の誘致、「ADさん、いらっしやい！」ということで取り組まれているということで、観光情報の発信ということではなくて、フィルムコミッションといいますか、ロケーションサーチとして取り組んでいるものと私は認識しております。

焼津におきましては、現在、これも平成30年度ではなくて、平成30年度の途中から、フィルムコミッションの専任ということで職員を設けまして、焼津市でもロケーションサービスを4月から本格的に展開しているところでございます。

あと、インフォメーションの開設時間が10時から17時ということでどうかという御質疑ですけれども、一応インフォメーションのほうは観光協会もございまして、時間的に十分じゃないかもしれませんが、10時から17時という時間帯の利用者の数を見ても、一定の成果は上げているものと考えております。

以上です。

○深田委員 今、的確にトイレの場所を教えるということでお伝えしていただいているということなんですけど、これは、このときにちゃんとペーパーがついてないですよ、買ってくださいねということまでお伝えしているということですか。そこまでちゃんと言わないと、トイレ、慌てて下に行ってみたけれども、ペーパーがついてなかった。観光客、せっかく焼津に来てくれたのに、何だ、この焼津は、おもてなしも何もなってないじゃないかという、そういうふうまでとられちゃうんです。

そういうときにJRが今つくる考えがないんだったら、せめてインフォメーションでそうやって問い合わせがあったときに、トイレにペーパーがついていないので、これをどうぞと、ティッシュをおもてなしする。そういう配慮が必要じゃないかということなんです。そういうところまでちゃんとやっているか。それが的確なトイレの場所を教えているという答えの中に含まれているのかどうかということです。お聞きします。

○山下観光交流課長 インフォメーションの運営につきましては、日誌等をつけていただいて、そちらを確認しておりますけれども、観光交流課のほうにお客様からそういった案内が不十分であったという苦言をいただいたことはございません。ですけれども、正直、トイレに紙がないといったところまで案内しているかどうかは、私も把握しておりませんので、これから御案内する際には、駅南のトイレにつきましては、トイレのほうは有料となっておりますということで、説明のほうを加えさせていただきたいと思えます。

○渋谷委員長職務代理 よろしいですか。

○深田委員 はい。

○渋谷委員長職務代理 太田委員、いいですか。

○太田委員 はい。

○深田委員 トイレが有料じゃないから、ティッシュが有料だから。

○渋谷委員長職務代理 いいですか。では、増井委員。

○増井委員 先ほどの続きで、インフォメーションの関連の質疑を1点させていただきます。

実を言うと、私、ちょっと気になってインフォメーションを訪ねております。職員の

方にお話を伺っている中で、月曜、火曜、木曜、金曜日の1人の方は、英語がある程度堪能に話されるということで、まず1点、現行は、さらにいろんな国の方がいらっしゃる。その対応が非常に難しいよと。

そういった部分と、あと昼間の食事等のどこのお店がやっているのという質問がかなり多いらしいです。実際に焼津の駅におられてインフォメーションを訪ねてこられる方は、割方高齢の方が多い。そういった部分の案内をするための要は資料を自分たちの手づくりでつくっていらっしゃると。

先ほどのトイレの件ですが、私が言っているのか悪いのかあれですけど、インフォメーションからはちゃんと案内はされておりました。紙があるなし、場所、そういったものはきちんと案内されているようです。

ただ1つ気になったのは、このインフォメーションの職員の方と当局のまずすり合わせができていのかどうなのか。そういったヒアリングが行われているのかどうなのか、その辺はどうでしょうか。

- 山下観光交流課長 勤務されている職員とのコミュニケーションについてのお尋ねだと思いますけれども、インフォメーションをあける前、10時前に一度市役所のほうに鍵をとりに来られて、終業時は市役所のほうに5時過ぎ、鍵を返しに来ます。その際に当日の異常などあったかについては確認をしておりますし、その他日誌等に記録していただいているものを拝見しております。

そういった中で、委員おっしゃるように食事に関するお問い合わせが多いとか、近くに食べる場所のマップがないよというお話もありますので、先ほどその臨時職員の手づくりという話もありましたけれども、近隣の飲食店マップというものも、随時時間等、定休日等を更新して、インフォメーションのほうに配置しております。そういったインフォメーションの職員から来た課題といえますか、そういったものについては、なるべく早急に対応するように心がけているところでございます。

以上です。

- 増井委員 個々にやっていたらということ、私がもしお願いするとするならば、できれば時間的に非常に制約はあろうかと思えますけれども、今、臨時の職員の3名の方とまた時間を折り合わせて、改めてヒアリングをしていただくといったことをやっていただければありがたいなというふうに思います。

以上で終わります。

- 村松委員 トイレのこともあるわけなんですけど、ディスカバリーパークの件について、予算が275ページのところに決算でディスカバリーパーク費が出ていたんです。天文学館とプールのところは企画とか、そういうのが分かれていますけれども、ここは温水プールがスポーツ課と、それと、もう一つが文化交流課になると思うんですけれども、あそこの建物以外のところの管理というのは、どこがやっているんですか、予算的に。

- 山本文化・交流課長 御質疑にお答えいたします。

建物以外の管理ということで、公園とか広場のことでよろしいでしょうか。そちらにつきましては、指定管理ということで、焼津市振興公社のほうにお願いしております。

○村松委員 先般、雨降りのときに、私、行きました、夜です。私もいろいろ行くんですけども、そのときに駐車場が水たまりになっちゃって、車からおりたら靴がもぐっちゃった。それで、この問題は二、三年前にもお願いしてやっているんですけども、あそこももう平成9年にできているんですよね、ディスカバリーパーク焼津が。そうすると、もう20年以上たっちゃって、建物じゃなくて全体が老朽化しているのかなというふうに思います。

そうすると、やっぱり先ほど市民を迎えるにはトイレという話もありますけれども、そこも含めて、そういうものあそこ、ディスカバリーパーク、焼津の肝の部分の売りですので、そういうのもぜひ見ていただきたい。あそこにはプールの管理人なのか、ディスカバリーパークの館長さんか知らないけど、ちょっと雨降りのとき、歩いてみていただければわかるかなと思います。多分あれ、目が詰まっちゃって、排水の機能をしていないじゃないのかなと思いますので、その辺もお願いしたい。

それが1点と、それから、あそこにトイレがあります。トイレの中に松の枝が、大きな枝が入っちゃっているんですけど、男子用のところに。それ、承知していますか。

○山本文化・交流課長 御質疑にお答えいたします。

駐車場の件は、当課も、それから指定管理者のほうも把握をしておりますので、対策等を立てていきたいと思っております。

それから、男子トイレに松の枝が入ってしまっているというのは、済みません、把握しておりませんので、至急現状を確認したいと思います。

○村松委員 現状の把握をしていただいて、スピード感を持ってやっていただきたいと思います。お客が嫌な思いをして帰るとい施設はあってはならないのかなと思いますので、その辺、頑張ってくださいと思います。

以上です。

○松島委員 それでは、ちょっと質疑させていただきたいと思います。

決算書の277ページ、278ページのところです。6項1目保健体育総務費、6項の保健体育費、当初予算に対してマイナス補正をした上で、不用額が3,140万円も抑えるというところなんですけど、当初の予定と大きく、3,000万円という形の不用額なので、大きな差が出ているなと思ひまして、この要因はどういったものがあるのか、お聞きしたいなと思います。

○松永スポーツ課長 御質疑にお答えします。

不用額が結構大きくはないかというお話でございますけれども、まず一番大きな問題と申しますか要因につきましては、オリンピック・パラリンピック推進事業費のところ、想定していたよりも安く済んだというところが大きなところかなというふうに思います。

以上です。

○松島委員 そもそもここで予定していた事業が十分に満足いく結果が得られるような成果が出ているということでの不用額というのであれば、全く問題ないなと思いますし、どうしても、交流推進部というところは、平成30年度に新しくできた部署で、部課で、今まで違うところにあった3つのグループが1つになってという形になっているので、当初もいろいろ聞いていたんですけども、事業内容が非常に従来と違った部分がふえ

たり減ったりというところ、所管の部が変わったりしている中で予算を組んでいるのが大変で、事業内容の設定も非常に難しいというところは聞いて理解はしているんですね。

これは、以前の一般質問なんかでもさせていただいているところなんですけど、そういった中で、たまたま今回オリンピック・パラリンピック東京開催ということがあって、モンゴル国との関係の中で、スポーツ課さんが本当に苦勞して一生懸命やっているなというのがよくわかって応援もしてきたつもりなんですけど、やはりこういう結果として出てくる中で、きちんとした内容の成果の発表をしていただきたいなと思いましたが、決算認定に当たっては非常に重要な要素かなと思いました。

その中で、1つ私のところにいろんな情報が市民から入ってくるんですけど、今、先ほど、同僚委員の太田委員のほうからもありましたけれども、AIないしICTの利用ということで、例えば体育館の利用状況がわからなくて、行ってみて上の回周コースのランニングコースを走ろうと思ったら、きょうはだめですよ。大きな大会の準備のためだめですよとか、体育館がきょうは使えませんよとか、いろんなことが不便だと。行ってみなきゃわからない。

電話すればいいじゃんと言われても、電話したのと聞いたら、電話するのも面倒くさくて、夜、行ってみたらよという話になっちゃうと、やはりそういった中で利用状況がわかるようなものというのが必要なのかなと思っていて、こういったことこそITの利用、携帯あるいはパソコンのサイトからきょうの状況がわかるよということ。

それから、ほかの市町ではもう既にやっているんですけど、体育館の利用に関しての予約をネットで受け付けるのをやるとか、そういったところもここは必要なと思えますので、予算減額に対して不用額が出ている中で、こういったところも考えていただけたらうれしいなというふうに思いましたので、提案を兼ねましてお話をさせていただきました。

それから、1つ、やはりオリンピック・パラリンピックでモンゴルの方がいらっしゃって、これから議会としてもそういう方たちと会うという場面があるということも聞いております。ただ、多くの市民の中では、モンゴルの人たちってどこにいるだねという話になって、よく聞かれることがあるんですけど、なかなか市民には伝わりにくいところがあるんです。

ただ、概要報告書を見ると、いろんなことをやっているなというところは、交流がレスリングであるとか、いろんなところでやっているなというところがあるんですけど、まだまだ告知という部分では十分ではないかなと思いましたが、僕はその辺もお願いしたいなと思います。

以上です。

○渋谷委員長職務代理 答弁はなくていいの。

○松永スポーツ課長 ありがとうございます。

オリ・パラの皆さんへのお知らせという部分では、確かに委員御指摘のとおりちょっと足りない部分があるかなという反省事項を踏まえまして、今後またホームページ等を使いまして、あと新聞への掲載とか、そういったのを含めまして、皆さんに広くお知らせできるように努めてまいりたいというふうに思います。

○鈴木委員 決算書の279、280ページの中段にあります学校施設開放事業という、小学校

の部分が360万円余、中学校の部分が308万円余ということで決算額がなっておりますけれども、これの内訳を教えてくださいたいと思います。

調べていただいている間にもう一つ。

同じく学校施設開放事業なんですけれども、各小・中学校で夜間照明を使ってサッカーとかで御利用いただいているんですけれども、以前は教育委員会の所管部分でありましたので、全く問題なかったんですけれども、交流推進部にこの事業が移行してから、ちょっと弊害が生じている部分があるものですから、お尋ねをさせていただきたいんですけれども、この夜間照明の点灯時間なんです。

夏場は全くまだ日没前だものですから問題ないんですけれども、冬場にだんだん近づいてくるに当たって、日没時間がだんだん早まってくると。夜間の照明を使った開放事業を利用している主に小学生のスポーツ少年団の方々から、19時からお借りしているんですけども、19時というと非常にあたりがもう真っ暗の状態、保護者の方が自動車でも子どもさんたちを送り迎えしているんですけれども、学校の駐車場からグラウンドまでというのが非常に暗くて、駐車場に置いた車のヘッドライトをハイビームでもってつけてグラウンドまで行っているみたいな、そんなお話を伺いました。

いろいろ学校を回ってみますと、夜間照明の点灯時刻に学校によって差異があるなどというふうに思いました。ほぼ19時にならないと点灯しない学校もありましたし、うちの隣の中学校は、6時半ぐらいからもうこうこうと照っています。まだ利用者が来る前からもうついているという状況でありましたので、この前、前交流推進部長に聞いてみると、タイマーで設定がされていると。19時までは教育委員会の所管なんですけれども、19時以降の学校開放事業になると交流推進部ということで、部がそこで変わるんですね。

ですから、点灯時間を何とか配慮いただけないかということでお伝えしたんですけれども、なかなかやっぱり教育委員会の所管なので言いにくいみたいな、そんなお話があったものですから、先ほどのこの小・中学校の事業費の内訳を伺ってみたいと思います、電気代とか、そういうのがあるものですから。

そういう部分で、学校によって点灯時刻に差異があるものですから、できましたら19時の利用開始時間よりも、せめて15分ぐらい前から点灯できるような配慮というのは、お願いできないものかなということで、要望したいと思うんですけれども、先ほどの質疑も含めてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○松永スポーツ課長 済みません、開放事業、小学校、中学校の夜間開放事業の内訳につきましては、申しわけありませんが、ただいま詳細の資料を備えていないものですから、また改めてお知らせをさせていただきたいというふうに思います。

それから、照明灯の点灯時間のお話でございますが、原則19時から21時という時間帯に学校施設を借りて社会人の方が運動できるようにというところで始まった制度でございます。

したがって、その2時間という時間帯に応じて料金設定がされておりますので、その点を考えたといえども、現状のそういう周囲の環境、その辺に配慮した取り組みは必要かなというふうに思いますので、その辺はまた検討させていただきたいと思っております。

○鈴木委員 ありがとうございます。

それじゃ、ぜひ夜間開放で利用している、特に少年団の皆さん、子どもさんなんかが使っている部分なんですけれども、大人は比較的そういう部分では危険がないのかなというように思いますけれども、子どもさんなんか使っている小学校の夜間開放を利用しているところもあるものですから、ぜひその辺は利用者の利便を図っていただくような取り組みをぜひ、もう冬もだんだん近づいてまいりましたので、御配慮いただきますように重ねてお願い申し上げまして終わります。

○石田委員 決算書の228ページ、一番下の7款1項3目、一番下の観光イベント開催事業費、主要施策概要報告書のほうは144ページ、観光イベント開催事業の中の一番下、オータムフェスト in やいづ開催事業というのがあるんですが、平成30年度の当初予算の補助額がちょっと私のほうで確認できていないものですからあれなんです、たしか去年は台風の影響でこのオータムフェストが中止になっているんですが、補助額というのが中止によって変更されているのかの確認をまずさせてください。

○山下観光交流課長 御質疑にお答えいたします。

オータムフェスト in やいづの開催事業費につきましては、平成30年度は当初予算で230万円でした。御指摘のとおり、去年は台風の影響によりまして中止をした関係で減額の交付決定をさせていただいております。

費用につきましては、直前の中止ということで、施設整備、その他広告等、かかった費用がございましたので、その分につきましては、補助してございます。

以上です。

○石田委員 中止の場合の、この時期ってすごく天候が不安定で、今度のオータムフェストも雨、雨みたいな感じで、何とか開催できるかなというところではあると思うんですけど、やはり花火大会とか、いろんな行事の開催が中止になっていく中で、中止の場合の補助額の一定の決まりとか、そういったものはあるんでしょうか。

○山下観光交流課長 補助金の支出につきましては、当初に補助金交付要項を定めて補助しております。イベントによって要項のほうはおおむね同じでございますけれども、中止の場合の基準といったものについては、特に定めてございません。

以上です。

○杉田委員 先ほど村松委員のほうからディスカバリーパーク焼津の件があったんですけど、このディスカバリーパーク焼津の主要概要の154ページ以降のことなんですけれども、私たちが視察の中で天文科学館を見てきたことがあり、ほかのところ、それに比べて焼津のディスカバリーパーク焼津、私の感覚ですけど、かなり利用者、利用者というかそこに来られている方が多いなというふうに思います。

この各利用状況と、あとその参加人数という、ここのところというのは、私としては多いのかなと思っているんですけど、ここの過去の中で利用人数というのはどのようなふうになっていますか。ふえているというか、傾向としてはどうなんでしょうか。

○渋谷委員長職務代理 松永常務理事、もし答弁するんでしたら、概略で構いませんから。

○石川天文科学館館長 委員の御質疑にお答えします。

ディスカバリーパーク焼津天文科学館につきましては、平成9年に開館して23年たちました。現在、平成30年度実績でいいますと12万9,155人という有料利用者人数があります。無料利用者は大体1万5,000人ですので、この約13万に1万5,000を足した数字が

実際の入場者数ということになります。

傾向としましては、平成9年度当初は、利用者数が14万3,000とやはり殺到しております。これが過去23年間の最高の記録になります。それと比べまして、現在は4年連続12万台を達成しているということで、数値的には非常にいい数値で推移しているという状況でございます。

○杉田委員 私も時々お邪魔する中で、新たに設置したそういう市町の人たちが来ていたりだとか、そういうのを見ていて、すごく魅力的なのかな。私も親戚のほうから東京から夏休みに子どもが来たいんだけどということで案内をしたことがあるんですけど、今、有料と無料の話が出ました。その対象というのはどのように区別されていますか。

○石川天文科学館館長 有料というのは、簡単に言うとお金をもらっている部分なんですけど、いわゆる観覧料ですね。プラネタリウムとか展示室とか、そうしたものになるんですけど、逆に無料の部分といいますと、先、ざっと1万5,000という数字にしましたが、平成30年度1万5,837人で、結局、特別観望会とか、あと無料のコンサートとか、コンサートではなく無料の講演会とか、そうしたものを開催しております。そうした場合にはお金は取りませんが、参加人数のほうだけカウントできるものはしまして、数字を1万5,000と積み上げております。

○杉田委員 済みません、私の質疑の仕方が悪かったです。

無料の対象となる団体なのか、あるいは、こういう人たちはただだよという、そういう答えについてお聞きしたいんですけど。

○石川天文科学館館長 無料になる団体というのは、基本的には減免という形でやる場合がありますけれども、基本的には人数は有料のカウントには入れております。

○渋谷委員長職務代理 どういう団体が無料になるのか、小学校とか。

○石川天文科学館館長 条例に定めてありますが、市内の障害者団体が対象になります。

○杉田委員 前回、障害者の方たちのおおむねのことについては確認をしているんですけど、いろんな地域の方たちにもっと参加したいんだけど、例えばほかの施設なんかで、焼津市民に対しては半額になりますとか、あるいは減額するよというような、そういう制度を利用しているところがあるんですけど、このディスカバリーパーク焼津については、市内、市外についての差はつくっていないと思うんですよ。こういうものについて、検討することというのはあるんですか。

○山本文化・交流課長 質疑にお答えします。

市内、市外の料金を変える、市内の利用者には優遇というか少しお安いというような料金体系をというお話だと思いますけれども、今のところそういったことについては検討しておりません。今後、少しずつ研究していけたらと思っております。

○杉田委員 研究していただけるということで、多分ないのかなという感じがするんですけど、今度のターントクルこども館なんかの説明の中で、市民については安く、有料部分ですけど、ここについて安くして、それで、市外からの人たちに対しては設定した料金でという、そんな説明を受けています。

焼津市内の私たち地域の人たち、その声なんかにあつたんですけど、市民としての優遇というのがあつたら、もっとふえるんじゃないかなというような声もちょっと聞いておるので、ぜひ研究から検討に変えていただいて、よろしくお願ひしたいことを言



って終わります。

○渋谷委員長職務代理 ほかにはありませんか。いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷委員長職務代理 じゃ、ないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、認第9号中、交流推進部所管部分の審査を終わります。

次に、議第75号「令和元年度焼津市一般会計補正予算(第4号)案」中、交流推進部所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある方の委員の発言をお願いします。

○杉崎委員 12ページ、13ページのところの温泉事業費の点なんですけれども、補正で1,600万円上がっています。この間、一応御説明を聞いたんですが、もう一度、なぜ必要になったのかをお聞きします。

○山下観光交流課長 御質疑にお答えいたします。

特別会計の補正に伴いまして一般会計からの繰出金の増額をお願いしているものですが、新しい井戸の掘削整備に向けて現在事業を進めているわけなんですけれども、その過程におきまして、新しい井戸から半径200メートル以内にございます現在休止中の井戸でございますが、41号泉と44号泉という2つの井戸につきまして廃坑作業をするための経費として計上させていただいております。

以上です。

○渋谷委員長職務代理 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷委員長職務代理 では、ほかにはないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第75号中、交流推進部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会交流推進部所管部分の議題の審査は終了いたしました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。1時開会で。

休憩(11:39~12:57)

○渋谷委員長職務代理 休憩前に引き続き、会議を開きます。

認第9号「平成30年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、水産部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言を願います。

まず最初に、須崎委員。

○須崎委員 それでは、私のほうからは、6款2項2目水産振興費についてお伺いいたします。決算書の219、220ページ、概要報告書123ページです。

平成30年度主要施策概要報告書では、平成30年度の焼津漁港における水揚げ金額、水揚げ量は全国1、2となっているが、漁業を取り巻く環境は厳しい状況にあるため、支援事業及び利子補給などの施策を積極的に行ったとあります。

そこで、5点ほど、まず1点は、さかなセンター活性化対策事業、2点目が遠洋漁船水揚げ促進総合支援事業、小川魚市場水揚げ確保支援事業、漁業就業支援事業、漁業近代化資金利子補給費、もうかる漁業改革型漁業船建造支援事業についてお伺いいたします。平成30年度の主要施策概要報告書で概要の内容は理解できていますが、具体的な事業内容をお尋ねいたします。

それから、2点目は、予算額5億1,150万9,000円に対して、繰越明許費は3億7,511万5,000円、そして、不用額は1,222万462円と非常に高額になっているが、支援は十分にできているのか。また、効果は期待できるのかお伺いいたします。

○岡村水産振興課長 須崎委員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、事業のさかなセンター活性化対策事業、こちらのほうから順次説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、インターチェンジ周辺のにぎわいとさかなセンターの活性化を図るため、また、さかなセンターの活性化を通し、魚食の普及、水産物の消費拡大、地場産業の振興を図るために、焼津さかなセンターが活性化することを支援しております。

この内容としましては、立ち寄り場所の増加対策補助、そして、空き店舗に新規出店していただく方の改装費に対する補助、また、出店をしていただいている方の出店者の支援事業、そして、空き店舗等を利用した焼津市の情報提供の活用というものが主なものになっておりまして、こちらにつきましては、それぞれの支援の効果としては、実績としては、平成30年度の来場者数が昨年度よりも10万3,796名多い175万3,017名の御利用者に来場していただいて、にぎわいにつながることができたと思います。

次に、遠洋漁船水揚げ促進総合支援事業でございます。

こちらにおきましては、本市の水産業の振興には、港に良質な漁獲物が安定的に水揚げされ、これが流通加工分野に円滑に行き渡ることが重要だと考えております。そのため、焼津魚市場にて遠洋のカツオ・マグロ漁船による水揚げを安定的に確保するため、水揚げ量に応じて補助金を交付し、外船も含めより多くの水揚げをしていただくよう支援しているものでございます。

支援対象となった船主は52船主で、漁船としては100漁船で、実績としては3,499万8,000円となっております。

次に、小川魚市場水揚げ確保支援事業でございます。

こちらと同じように、焼津の小川魚市場へのサバの安定的な確保を目指し、市内の流通加工業者に円滑にサバを流通するための補助ということで実施しているものでございます。

こちらにつきましては、実績として332万9,000円の補助となっております。

次に、漁業就業支援事業費です。

こちらは、沿岸沖合漁船員の就業対策事業としまして、焼津市の沿岸沖合の漁業に就業する方を確保するため、漁業を営んでいる者の設備の投資の負担軽減をすることで、水産業の安定及び発展を図る漁業者への補助であります。

実績としましては、船舶を新しく購入した方に、その購入経費の2分の1ということで、その上限額である10万円を補助しているものでございます。

次に、漁業近代化資金利子補給費でございます。

こちらにつきましては、漁業者や水産加工業者が資本整備の高度化を図り、漁業経営の近代化を促進するための資金の調達を円滑にするため、漁業近代化資金を利用した方の利子の一部を補給しているものでございます。

実績としましては、年間で131件、金額としましては737万2,769円利子補給をしております。

また、漁業近代化資金の中で漁業経営対策資金利子補給というものもありまして、こちらは、市内の遠洋カツオ・マグロ漁業を営む方が短期的な運営資金として借り入れるもので、そちらの利子補給を一部補助するものでございます。

こちらの実績としては、年間で118件、金額で197万8,533円という実績になっております。

次に、もうかる漁業改革型漁船建造支援事業費でございます。こちらは、市内漁業者の新船の建造を促進するため、国のもうかる漁業創設支援事業を活用して、改革型漁船を建造する漁業者に対しまして、建造費の資金として借り入れた利子の一部を、0.5%以内を5年間補助するもので実施しております。

平成30年度としましては、対象者が2隻ありまして、2隻の合計額として、481万9,279円利子補給をしております。

以上で事業の説明とさせていただきます。

○服部漁港振興課長 それでは、私のほうからは、繰越明許費 3億7,511万5,000円について御説明させていただきます。

こちらの繰越明許費につきましては、焼津漁業協同組合が焼津漁港の外港にございます冷蔵庫、この建て替え工事に関します新しい新冷蔵庫の建設費補助金になります。

この焼津漁協が実施する冷蔵施設の建て替え工事につきましては、平成30年度中に工事完了の予定で当初予算のほうで計上させていただきましたけれども、事業実施に必要な国が策定する焼津漁港の整備事業計画、こちらのほうの変更手続きに時間を要したため、工事着手が年度当初にできなくて、工事着手がおくれまして、平成30年度内の事業完了が困難となりました。このことから、建設事業補助金、この3億7,511万5,000円を全額令和元年度に繰り越しさせていただいたものでございます。

委員御指摘の3億7,511万5,000円は非常に高額だということでございますけれども、焼津漁協が新冷蔵庫をつくるに当たる予算ベースの事業費ですけれども、15億5,520万2,000円です。それで、市のほうが10分の1の補助金、市のほうが10分の1ですので、1億5,522万円ということになります。それで、この3億7,500万円との差額につきましては、県の補助金が市のほうに来るため、支出するときには県と市の補助金を合わせて支出することから、この金額を繰り越させていただいております。

なお、国のほうからは3分の2の補助金がございます、それは直接漁業協同組合のほうに補助金交付がされるようなフレームになっておりますので、こちらの金額につきましては県と市の補助金を前年度翌年度に繰り越しさせていただいたというものになります。

以上でございます。

○岡村水産振興課長 続きまして、不用額のほうの説明をさせていただきます。

不用額1,222万462円の内訳でございますが、事業としては、さかなセンター活性化対策事業費が558万2,329円、水産業協同施設整備事業費が310万円、小川魚市場水揚げ確保支援事業費が167万987円、小川漁協製氷工場改修事業費100万円が主な不用額となった事業となっております。

そして、事業につきまして、さかなセンター活性化につきまして500万円ほどの不用額が出ましたが、いろいろな事業の中で、実質、店舗を借りていただいた方の支援、新たに出店していただく方の改修費補助とか、出店者の補助というものを事業で予定していたんですけども、そちらにつきましては、利用者のほうが全体を利用する方がなく、まだ空き店舗があったということで、不用額が発生しているという状況でございますが、来場者数につきましては、先ほど説明させていただきましたように、前年度から比較しますと6.3%増員されていますので、効果としてはあったかと考えております。

あと、共同利用施設につきましては、こちらのほうは焼津漁協さんのほうで予定していたマグロの板台の整備でございましたが、関連施設との関係で見直しを行い、急遽時期が延期されたということでの不用額になりました。

小川魚市場水揚げ確保支援事業、こちらは160万円ほど不用額になりましたが、こちらにつきましても、海況の状況等もありまして、昨年度は水揚げ量が減少したことによって、また、魚体が小さくなったということでの価格の低迷という影響もあり、補助金額が少なくなったということでございますが、水揚げとしては、焼津漁港の全体としては水揚げ高は全国第2位ということになっておりますので、効果は引き続きあったものと考えております。

以上でございます。

○須崎委員 おおむね不用額があってもそれなりに効果があったかなというふうな回答をいただきました。ありがとうございます。

非常にさかなセンターのほう年々減少しているんじゃないかなというふうに思っていましたけれども、入場者数が前年に比べて増加傾向にあるというふうなことはありがたいと思います。

そして、2点目、遠洋漁船水揚げ促進総合支援事業で、水揚げ量に応じた補助金を交付しているというふうな御答弁がありましたけれども、水揚げ量に応じた交付金の量というのは何トン以上から交付しているのか、量によって補助金が変わっていると思いますが、その辺のところをお伺いいたします。

○岡村水産振興課長 水揚げ推進事業ですけれども、こちらのほうは、対象が何トン以上というものはなく、水揚げしていただいた数量に対しまして、それぞれの漁業種ごとに、遠洋マグロ水揚げと海外まき網の漁船、あと、遠洋カツオのさお釣り漁船、それぞれ数量に対して単価を掛けた形での補助金額の計算となっております。

以上です。

○須崎委員 わかりました。

それで、あともう一つは、組合のほうでの冷蔵庫が今年度まで伸びるといようなお話でしたけれども、この冷蔵庫が完了するのはいつごろになるのか教えてください。

○服部漁港振興課長 こちらの冷蔵庫の関係なんですけれども、着手が平成30年の12月に着手いたしました。完成につきましては、本年の12月を完了予定としております。

以上です。

○須崎委員 わかりました。

以上で私からの質疑は終わらせていただきます。

○渋谷委員長職務代理 じゃ、続きまして、杉崎委員。

○杉崎委員 私の質疑は、今の須崎委員の質疑とちょっとかぶってしまいますので、ダブらないところで質疑させていただきます。

私のほうは、同じですが、遠洋漁船と小川魚市場水揚げ促進事業について、同じく決算書の228ページ、概要報告書の124ページ。

1つ目です。補助金の交付額を遠洋漁業水揚げ量に応じてとしています。小川魚市場のサバ水揚げへの交付額の基準は何ですか。

補足で、ここに、今、須崎委員のほうはわかりましたと言ったんですが、私はわからなかったもんで聞きます。水揚げ量はトン数という決まりはないけれども、数量とおっしゃったんですが、具体的な数量ってどういう意味なのかな。掛ける金額と言いましたけど、数量ということは何か単位があると思うんですが、ちょっとそこがわかりませんでしたので、お聞きします。

2番目、それぞれの漁協に補助金を交付していらっしゃると思います。その後の配分は、今の話でいくと、配分についても把握していると思うんですが、それは市のほうでしっかり把握しているのでしょうか。

ここでまたちょっと補足的に聞きます。焼津漁協のほうに、52船主に対して、船の数を今聞いたんですけれども、私、聞き漏らしてしまって、百何隻かわからなかったのもう一度お願いいたします。

3番目、この事業に該当しないかもしれないんですが、水揚げ促進事業ということで、大井川漁協への補助に対してはどのような形で行っているのかお聞かせください。

○岡村水産振興課長 では、今の質疑にお答えさせていただきます。

まず、小川のほうの補助の基準になっているところは、小川漁協のほうにおきましては、サバ船におきまして水揚げをしていただいた水揚げ金額に対しまして0.5%を掛けた金額を補助金としているところでございます。

また、水揚げ量、焼津のほうの水揚げ促進のほうですけれども、この数量につきましては、対象となる水揚げをしていただいた数量の1トンに対して幾らという形の単価で補助しています。

それと、それぞれの今52船主につきまして、船の数がということは、船はちょうど100隻になります。

水揚げ促進支援というところで、大井川についてですけれども、現在のところ、大井川についての水揚げの促進という意味での支援事業はなく、焼津港と小川港だけになっております。

以上でございます。

○杉崎委員 要は、今、補助金は出しています。今、船の数なんかも聞いたものですから、トン数を掛けていって、なので、わかると思うんです。要は、漁協、事業主体に対して補助金を出していますよね。それがそういう単位で出していますよと今聞いたものですから、市のほうでも把握していると思うんですが、その漁協の事業主体に出してからの

先の配分について把握していますかと先ほど聞かせてもらったんです。

- 岡村水産振興課長 それにつきましては、漁協のほうでどの船が何トンとか数字をちゃんと集計しておりますので、それに基づいて、その単価を掛けた分がその船主さんのほうに振り分けられて……。

その資料につきましては、補助団体である漁協のほうから市のほうにはもらっております。

- 杉崎委員 ぜひそれはもちろん続けていただかなきゃいけないことなんですけれども、1つちょっと気になったんですけど、焼津港のほうはそれでいいと、一応県港扱いになっていきますけれども、市の所有である大井川港のほうの漁協に関してもぜひ何らかの形を考えていただければと。

ただ、私、今からここで思っていることを言うんですけど、水揚げの安定確保が目的なんですね。ということは、どちらかというと生産する漁業への支援もちょっと考えたほうがいいんじゃないかなと思います。この水揚げ促進事業というのは、補助金を交付し続けないと成り立たないシステムだと感じておりますので、これが例えば養殖等の生産事業に支援することになりますと、うまくこれが事業が成功すれば、自立した安定供給となって税収にも結びついてきますよね。そういう意味から、養殖に関しては、各地、各機関で今までの経験によって大きなノウハウが蓄積されております。そんな意味からも、次年度の事業として、漁業関係者の承諾を得て、それらの機関へアプローチしていく予算づけをしていただけるとありがたいなと思いますけれども、ぜひ御検討ください。以上です。

- 渋谷委員長職務代理 続きまして、深田委員。

- 深田委員 それでは、ふるさと納税について、ふるさと寄附金とふるさと納税推進事業費をあわせてお聞きします。

主要施策概要報告書の129ページと130ページに詳細が書かれています。ふるさと納税推進事業も5年になりました。そして、焼津市は全国でも上位ということで、品数、お礼品が全国でもトップクラスと、2,000品あると。ただ、ことし4月の地方税法の改正により現在見直しをしている最中だということもお聞きしております。

まず、129ページの2番の寄附金の推移というところで、平成30年度は22万3,700件、これが対前年度より70%ふえたということなんですけれども、要項を見ますと、第3条にお礼品の受け取りを希望しない人は、それを認めていただく、何というかそういう方もいるよということですが、この22万3,700件のうちお礼品を受けない人というのは何件になるのでしょうか。金額とすると、31億6,364万1,108円ということなんですけど、このうちお礼品を受けない人が、金額とすれば幾らになるのかお聞きしたいと思います。

ちょっと何点かいいですか。続けてお聞きします。

次に、2の右側の表のお礼品の件数、1,348件ということで、平成29年度よりも少なくなっております。少し減っているんですけども、これは、それこそ全体の数が何件、お礼品というのが何件あって、そのうちの1,348件になるのか。

それで、これは要綱の第4条と第5条を見てもみますと、参加企業は市に申請を出さなきゃいけないということですが、いろいろ条件が書いてありましたけれども、参加企業は個人と法人とその他となっております。個人の事業者はわかりますけど、法人もわ

かりますが、その他というのは何に当たる、何なのかというのがわからないので、それを教えていただきたいと思います。それぞれ平成30年度に参加している企業と事業所、この3つの種類ですね。それぞれわかったら教えていただきたいと思います。5つ種類があるので、もしわからなかったらまた別の日に一覧表でいただきたいんですが、その一覧表の1つに、今、参加企業の事業所は何事業者あるのか、それぞれ3種類なんですよ。

2つ目に、1年ごとに自動更新をすると、参加している企業は自動更新しているということですが、その割合はどうなのか。

3つ目に、平成30年度で新規にこのふるさと納税に参加した企業、事業者、その他はどのくらいいるか。平成30年度の話ですね。

それから、第5条のほうで、参加を承認しない事業所というのが、焼津市としての理由が幾つかあります。第5条に、例えば事業所で市税の滞納がある方とか、申請数とか承認をすべきでないという市長が不適当で認めた場合とありますが、そういう事業所はあったのかなのか。そして、第8条のほうでは、参加承認を取り消した企業、辞退した企業とか廃業した企業とか、虚偽の申請等を行った場合は参加承認を取り消すということも書いてありますけれども、そういう事業所があったのかなのか。

それから、お礼の品ですが、主にホームページで見ますと、ビールとか魚関係が多いかと思う、1位はビールでしたけれども、魚関係とかがありますが、主な品がどういうものか改めて確認したいと思います。

そして、129ページの3、寄附金金額構成、この一覧表を見ますと、この構成は6段階に圧縮して分けてありますけれども、要綱の中では5,000円から90万円以上、平成30年度ではこれは7,000円以上と書いてありますけれども、17項目に段階で分かれて、かなり幅が広く分かれていました。そこで、この主要施策のほうでは3万円未満の寄附が93%を占めるということですが、1万円から2万円、ここも2つに分かれていると思うんですね。1万円から1万5,000円と1万5,000円から2万円。これは、この1万円から2万円が約8割で一番多いんじゃないかと思うんですが、その中の2つを区分を分けると、それぞれ何%になるのか。

それから、一番下にその他とあります。このその他というのは10万円以上で、それぞれ10万円以上、12万円以上、15万円以上、20万円以上、25万円以上、30万円以上、50万円以上で、最後に90万円以上というのに分かれておりますけれども、これは1,510件あるんですね。だから、かなり高額な寄附をしてくださる方がいらっしゃる。1,510件の中で90万円以上という方もいらっしゃるのかしら。10万円、これを一気に8段階をぎゅっとその他に集めて、0.6%だからそうなのかもしれませんけれども、金額にするのとどのくらいになるのかなと思いました。もう少し幅を、区分を分けた項目と金額を教えてくださいたいと思います。

寄附金元、130ページの寄附金元地域別構成ということで、一番多いのがその他関東で、次に東京ですね。そして、一番下のほうにその他地域とあります。そこが14.7%で、寄附金件数とそれぞれありますけれども、寄附金件数と寄附金額というのはイコールにはならないと思いますけれども、どういう傾向なのか。そして、その他の地域というのはどこなのか教えてくださいたいと思います。

最後に、5番のふるさと寄附金基金が、この3つ、子育て支援事業、子どもの学習環境整備事業、観光交流、健康増進支援事業の3事業に充当するというので、平成30年度は27億6,328万2,000円が取り崩しをしてこの3つの事業に充てたということですが、具体的な事業名を教えてくださいと思います。

○佐藤ふるさと納税課長 深田委員の御質疑にお答えします。

まず、お礼品を受け取らない方がいらっしやったかというところだと思うんですけども、平成30年度はありませんでした。ただ、今年度ですけれども、お一人受け取らないというか寄附だけということで、ただ、それが焼津市民の方ですので、焼津市民の方が寄附してくれるとお礼品を出せないものですから、それでしていただいた方がお一人います。

次に、お礼品の数でよろしいでしょうか。お礼品の数ですけれども、1,348の数になっているんですけども……。

○深田委員 全体ですか。

○佐藤ふるさと納税課長 はい。これが全体なんですけれども、お礼品の数が、常にお礼品が変更があったり数が変わっています。もちろん平成30年度はこれ、数があったんですけども、ことしになりますとまた見直しをしましたので、今出ているのが820ぐらいのお礼品となっております。

参加企業ですけれども、個人と法人というふうに書いて、その他はということなんですけれども、その他というのはありませんものですから、個人の事業者様と法人ということになります。

それと、次に、参加の承認のことでよろしいか。

○深田委員 参加企業数の個人と法人数それぞれわかりますか。

○佐藤ふるさと納税課長 申しわけございません。資料がございませんで、またそちらのほうはお教え、また後で、済みません。

参加の取り消しがあったかどうかというようなことなんですけれども、今まで焼津市では取り消しということは行っていません。ただ、もう事業自体、要するに廃業になった業者とか、あと、出せるものがなくなってしまったところがあるんですけども、そういった業者については、辞退届を提出していただいて取りやめみたいな形になっているような形になっております。

済みません、主要施策の3番のところの寄附金の構成につきましては、細かい資料を今持っていないものですから、こちらのほうはまた資料的なのはお渡ししたいと思いますので、お願いします。

主なお礼品につきましては、もちろん焼津市ですので、マグロとかカツオとかがあります。あと、ウナギなんかも。あと、先ほど委員がおっしゃっていたビール、そういったものが主に選ばれるお礼品となっております。

地区ですけれども、こちらのほうも細かい資料がございませんので、そちらのほうはまたデータのものをお渡しするような形でさせていただきたいと思います。

あと、取り崩しですね。平成30年度で主な事業なんですけれども、子育て支援は、小中高、幼稚園の猛暑対策としまして、教室へのエアコンの設置、また、子ども医療費の助成費などです。交流観光については、みなとまつりや海上花火の各イベントの開催費



等で、健康増進につきましては、ディスカバリーパーク焼津水夢館の改修工事、そういったものに充当しております。

以上でございます。

○渋谷委員長職務代理 あとあれは。企業登録の自動更新のやつ。

○深田委員 お礼品の数が1,348件から平成31年度は今820件と、大分落ち込んでしまっているような気がするんですけども、平成30年度が、じゃ、ピークだったのかなというふうにも思うんですが、そうすると、参加企業、事業所、これを分けると、今細かいのは持っていないということですが、参加企業数というか企業等でしたら出ますか、数字は。全体の。それを教えてください。

それから、今の廃業または辞退する、その商品はもう出せないよというような事業所が何件ぐらいあったのか、これは平成30年度から今現在も続いているのか、そういう傾向があるのかというのをちょっと確認したいと思いますので、お願いします。

それから、基金の使い方では、主にやっぱり子育て、エアコンとか医療費助成とか、みなとまつり、海上花火ということがありますけれども、ディスカバリーパーク焼津水夢館の改修というのは、子ども子育ての環境整備の一環かなと思ったんですが、条例のほうで見ますと、ふるさと基金の寄附金の基金条例、この第1条には、それぞれの寄附者の思いを実現するための事業に要する経費に充てるためという目的が書いてあるんですね。ということは、寄附された方々はどのような思いを焼津にお持ちでいるか、そういう、こういうことに使ってほしいよというような御意見を聞く機会というのは、こういう寄附金者の方に対しての取り組みというのはやっているかどうかお伺いしたいと思います。

○佐藤ふるさと納税課長 それでは、御質疑にお答えいたします。

まず、参加企業数ですけれども、現在、10月からまた見直しをするんですけれども、115社になります。一番ピークのときが平成30年度、こちらのほうが194社ございまして、かなりの業者さんが出さなくなってしまうという状況でございます。

それと、年間に廃業する数は10件はないと思いますけれども、廃業でいいんですよ。

あと、基金の関係ですけれども、要するにふるさと納税をしてもらうときに簡単なアンケートみたいなものをさせていただいています。それで、子育て支援と観光交流、そして健康増進という3つの聞き方で聞いているんですけれども、まず子育て支援が24.1%、観光交流は6.8%、健康増進が2.8%で、市事業全般というのが65.7%、このような数字になっております。

以上です。

○深田委員 平成30年度は参加企業が194社あったけれども、現在115社になっていると。

この差は79社、そのうち廃業は10件ぐらいだということで、品物がそろえられないよというのが60社ぐらいあるということでやめたということですね。それが、主に品物がそろえられない理由というのはどういうふうに分しているのか、制度の見直しの影響が大きいかと思うんですけれども、その辺のことを明らかにしていただきたいと思います。

今お聞きしました基金のふるさと寄附金をいただいての使い道、焼津市は主にこの3つの事業について使わせていただくよということで位置づけておりますけれども、充当するというで位置づけておりますけれども、今お聞きしますと、アンケートの結果

では市全般に使ってほしいというのは65.7%ということは、これ以外にももっと使っていただきたいという願いがあることがわかりました。

主な製品は、お礼の品は何かと先ほどお聞きしましたときに、マグロとかカツオとかウナギとか、水産物がやはり主になっていると思います。そうすると、私たちはやはり海の恩恵をすごく受けて、そして、寄附の形で納税をしていただいている、その期待が全国から、主に関東のほうから寄せられているんだなというのを感じました。

そうすると、やはりここで環境部門を入れていただきたい。焼津は今3つですけれども、海を守るとか海産物を守る。それで、そのためにはやはり河川清掃、河川清掃には2億円かかると言っていますよね、市の税金がかかる。そういうものとか動物愛護、飼い主のいない猫をふやさないための対策、今はボランティアに頼りきり、そういうような環境を守る、子どもたちに焼津市の人と地球に優しい環境をとというのが環境基本計画の中のうたい文句であるそうですけれども、そうした面での取り組みがこれからますます大切になってくると思いますので、ぜひそうした充当する内容についても御検討いただきたいと思いますが、それについてどうでしょうか。

- 佐藤ふるさと納税課長 まず、品数が減ってしまったよというようなことなんですけれども、こちらのほうはやはり総務省、国のほうでだめなものというのを今回示されたものですから、それについてこちらのほうで見直しをかけて、そうしたところ、やはり品数が減ってしまったということになります。前は例えば時計とか、そういったものも出ていたんですけれども、そういったものはもうやめているような状況です。

それと、あと、次、使い道に関して、ほかのほうにできないかという御質疑だと思いますけれども、今、こちらのふるさと納税のほうを立ち上げたときにこの3つの部門で使うというようなことを取り決めをして基金を立ち上げてしているものですから、今のところはほかのところに使うということは考えておりません。

以上です。

- 小梁水産部長 この決算の件で、ふるさと寄附金基金、こちらを所管するのは水産部です。ですので、こちらのほうに資料も載せさせていただいておりますが、どの事業に幾ら充当するか、これは財政部の判断になります。ですので、こちらのほうでどの事業にとかいうのはなかなかちょっと難しいところがあります。

それで、環境分野のお話につきましては、こちらもどの分野でつぎ込むということのうちで決めてわけではないものですから、市としての意思決定の上でやったものですから、環境事業へということは御意見として承っておきます。よろしくお願ひします。

- 深田委員 わかりました。財政部は終わっちゃったものですから、この後だったら言えたのにも思いましたけれども、ぜひまたこちらのほうもこれからも要望していきたいと思ひます。

やはり条例に沿った、ちゃんと条例に目的が載っています寄附者の思いを反映する事業に充てるということ。そして、アンケートでもしっかり、簡単なアンケートでも全般にというのが65.7%あるんだよということを私たちは受けとめなきゃいけないなというふうに思ひました。

これからますます厳しくなる中で、消費税が上がるのもっとこれから大変になってい

くと思います。

それで、また、194社から115社に減っていく中で、やはり心配なのは、個人の事業所がどのくらいあって、法人がどのくらいなのかという、その割合を、件数まではわからなくても、割合というのは今わかりますでしょうか。もしわかったら教えていただきたいと思います。わからなかったら、また件数とともに後で教えていただきたいと思います。

以上です。

○佐藤ふるさと納税課長 今数字を持っていませんので、また後でお知らせします。

以上です。

○渋谷委員長職務代理 では、次に、岡田委員。

○岡田委員 それでは、私のほうからは、歳入の20款5項7目並びに歳出の6款2項4目海洋深層水関係の、まず海洋深層水の脱塩水料金収入、それから、深層水の脱塩施設の管理運営費、これを同時にお聞きしたいと思います。

というのは、まず、この海洋深層水の脱塩施設の管理運営費1,858万4,651円、これは運営は委託をされているということは承知しているんですけども、この資金がどのような形で詳細に使われているのか把握されているのかどうかということ。それから、これだけ使って、そして、給水実績が総収入で378万3,200円、この利用件数、それぞれあるわけですけども、たしか水質が2つあるように覚えていたと思います。それぞれどのような業者、あるいは個人がどのくらいの量を持っていかれて、この金額が妥当なのかどうか、その辺も分析をされているのか教えてください。

○服部漁港振興課長 まず、深層水脱塩施設管理運営費1,858万4,651円の内訳でございますけれども、消耗品や修繕料、こちらに充てます需用費といたしまして555万5,075円、それから、貯水槽等を清掃します役務費として12万9,600円、それから、先ほどお話のありました施設の日常管理の運営業務委託、それから、別途保守点検などの委託料としまして1,073万7,576円、それから、工事をした工事請負費としまして89万6,400円、こちらのほうで海洋深層水原水のほうから駿河純水というものと駿河濃水というものを精製しておりますので、その精製に必要な海洋深層水の原水の購入費として126万6,000円となります。

収入に関してでございますけれども、今御説明しました水の種類としては、駿河純水というもの、こちらは脱塩水になります。塩を除いたもの。それから、駿河濃水というもの、こちらは塩が逆に濃いものになります。2種類の深層水を販売しております、収入の内訳としては、駿河純水が328万5,800円、駿河濃水のほうが49万7,400円でございます。その量ですけども、駿河純水のほうのトン数ですけども、約370トン、それから、駿河濃水のほうのトン数が約90トンということでございます。

以上です。

○岡田委員 量的なものはおおよそ納得できました。ただ、さっきもちらっと聞いていて、原水を購入する、購入するというのはどういうことなんですか。

○服部漁港振興課長 原水、こちらのほうはいわゆる駿河湾深層水でございますけれども、こちらの駿河湾深層水は、県のほうが駿河湾のほうから取水をしております。県がこの駿河湾深層水を利用者のほうに販売しております。それで、焼津市もこの利用者の1人

として駿河湾深層水原水を購入しているということでございます。

以上です。

○岡田委員 そうしますと、今、例の過去においての地震で1本潰れて、そして、実際のところ、本来の一番最初の目的的な原水がなかなか上がってこない。中間を上げているわけですね。今、三百何メートルと二百何メートルの。これについて県のほうに今後もとの深いところからとれるような設備をもう一度というようなお願いができるかどうか。過去においては、県はやらないよというような、そんな雰囲気があったわけですがけれども、本来の目的、いわゆる焼津市としてどういった海洋深層水をして、この海洋深層水をこの産業にどう使っていくかということをしきりと述べるのならば、意外と県がやってくれるんじゃないかな、そんな気がするんですけど、どんなものでしょうね。それで質疑を終わります。

○服部漁港振興課長 以前は687メートルのところと397メートル2系統でやっておりましたけれども、地震等々の関係で687メートルのほうで破断しまして、270メートルからという取水になっております。

これまでにおきましても市のほうからは何度となく687メートルのほうへの復旧をということで要望書も出してきた経緯はございますけれども、その間なかなか397メートルや270メートルにしても給水自体が不安定でした。そもそも2,000トンそれぞれ上がるものが100トンにも満たないような時期もございました。そういった等々の問題があったわけなんですけれども、それをいかに解消するかということで、逆送水といって詰まりを解消するような装置を県のほうが組んでくれまして、それで安定的な供給ができるようになりました。それで、今は当初の目的であるトン数を県のほうが確保していただいております。

それで、687メートル、当初の海洋深層水でございますけれども、270メートルを取水するに当たりまして、県のほうの話としましては、687メートルの深層水と現在2本引いている深層水成分に大きな違いはそれほどないと。それで、200メートル以下のものを深層水という定義、実際270メートルも深層水として扱うことができるということでございますので、今、県のほうでは今の安定供給ということで、復旧というお話はうちのほうでは聞いておりません。

以上でございます。

○岡田委員 今の話で、それで要は、そうなりましたら、ぜひ原価を下げてもらうように交渉してください。そうすれば、少しはもうけさせてもらわないと思いますので、よろしくお願いします。

○渋谷委員長職務代理 先ほどもありましたのであれですけど、これは了解というふうに思っちゃうので、ちゃんとしっかり挙手をお願いいたします。

じゃ、次、増井委員。

○増井委員 ふるさと納税の件で、先ほどの深田委員のほうと重複する部分は省きます。

1点だけ、決算書のほうの金額のほうが出ておりますけれども、こちらの要は経費、要は費用ですね。いろんなものを送付したりとか、あるいは通信部分であったりとか、こういった費用の内容をちょっと教えてください。ただ、細かい数字は要りませんので、この決算の中の何割ぐらいだよと、そういった感覚で結構でございます。よろしくお願

いします。

○佐藤ふるさと納税課長 それでは、増井委員の御質疑にお答えいたします。

ふるさと納税推進事業費の費用配分ということだと思いますけれども、まず、参加企業に支払うお礼品の送料とかというのと、寄附者の税額控除の処理に関する委託料、システム関係などの委託料、こちらの委託料のほうが約16億8,000万円で、書類の郵送料やポータルサイト会社に支払う手数料、広告料、こちらのほうが約2億7,000万円。その他臨時職員の賃金やパソコンの賃借料などで1,000万円となっております。

以上でございます。

○増井委員 わかりました。

寄附内容は、納税寄附額と例えば件数は必ずしも比例しない、当然そこに経費といったものが読みにくい部分があるかと思えます。ただ、5年たって、ある程度数字的なものを羅列したものを横並びにすると、多少何か見えてくる部分があるのかなというふうな感じもいたしますので、なかなか予算を立てるのに難しい項目だとは私も思っていますけれども、もしそういった数字的なものが精度を上げられるのであれば、利用したほうがいいんじゃないのかなというふうなことを感じました。

以上です。

○渋谷委員長職務代理 じゃ、次に、青島委員。

○青島委員 6款2項5目小川さば祭り開催事業、決算書はページ222、概要説明124。ここで補助額の変化があったわけです。といいますのは、平成27年度までは80万円、平成28年度から130万円の補助ですから、この補助というのは事業をなし遂げるための金額が足りない分だけ補われるという解釈でよろしいのかという分と、この祭りの総額はどのぐらいかかっているのか。

それから、効果についての検証は行政側としてどのようにしているのか、また、報告書を受けているのか。といいますのは、今年度の報告書の概要説明では、サバへの関心を深めてもらうとともに、消費拡大を目的に開催と。それで、平成31年度といいますか、これもちょっと見てみますと、サバへの認知拡大と消費を目指し開催するとあります。そういった中で、先ほどの質疑に続いて、来場者の県外、市内外、近隣のですね。どのように調査されているのか。

それともう一つ、概要説明の中にも、補助とか交付との説明で、概要は補助が幾ら、交付とかと出てくるわけですがけれども、年次によって表現が違うのはどのような理由か。もちろん補助金とか交付金の考え方があるわけですが、ここでいう字句の変化はどういうことなのか。以上、伺います。

○岡村水産振興課長 それでは、小川さば祭りの件につきましてお答えさせていただきます。

まず、補助金のほうが80万円から130万円ということで増額したというところのお話でございますが、こちらのほうにつきましては、市のほうの補助としましては、この小川のサバの魅力を広げて、焼津の水産業の振興につなげていければということで、小川のさば祭りに係る事業費の2分の1を対象にして補助をしているところでございます。

そして、80万円から130万円に平成28年度から上がっておるんですけども、こちらにつきましては、当時駐車場として使っていた市の単独用地が少し使えなくなった部分

がありまして、駐車場が遠くなったということで、シャトルバスを使ったり警備を強化するということで事業費がかさんだところがありまして、その分につきまして事業費というふうにこちらのほうも認定し、そちらのふえた分につきまして補助対象としているところがございます。

そして、事業の全体の補助対象事業としましては、今現在のところ359万円ほどの事業費で実施しているところがございます。

そして、効果でございますが、こちらにつきましては、小川のサバということで、その言葉を知っていただくということも必要ではありますが、まず最近ですと、サバを使った新商品というものを開発して、小川漁協のほうで新商品をつくっております、サバチキンとか粕漬けとか、そういったものを開発して、そういったものの販売をこの祭りで行っているところがございますが、そちらのほうの名前も知れてきて、今、販売の数もふえているという状況でございます。

そして、当日の商品としましては、サバチキン等を使った店舗とのコラボ商品とか、3漁協で出している品物、そういったものは全て完売するという状況で、朝早くからお客様が並んでいる状況で、だんだんとお客さんの認知も広がっているところがございます。

また、ホテル等でこの小川のさば祭りも知れてきているところで、前日から泊まり込みで来るお客様もふえているということで、ホテルのほうからも、チラシとかポスターを小川漁協のほうで配布している段階では、この小川さば祭りがあることによってすごい喜ばれている状況があると、お客さんがふえているよという状況があるということを知っております。ということは、小川のさば祭りも市外の方にも知られる状況がふえてきていると、浸透がされているのではないかなという効果を認めて、私も効果が出ているのではないかなと思っております。

それと、市内、市外の状況ということですが、済みません、こちらのほうは、現在のところ市内、市外の来場者数の把握は今のところしていないということでございますので、わかりません。

あと、補助、交付というところがございますが、こちらにつきましては、小川のほうへの補助金ということで統一させていただきたいと思っております。

以上でございます。

- 渋谷委員長職務代理 まだ報告書の返答がないと言っているよ。報告書はどうなっているかという質疑に対する返答がない。
- 岡村水産振興課長 報告書につきましては、小川のほうから実績報告というものはもらっておりますけれども、小川漁協のほうから実績報告をもらっておりますが、今言ったようなことの実態を確認しておるところでございます。
- 青島委員 最初のほうでちょっと、ごちゃごちゃしちゃったんだけど、補助金としてといたしますと、総額が359万円、それで、2分の1といたしますと130万円では大分足りないということになると思うんですよ。それで、最後のほうでも聞いていますけれども、交付とか交付金とかというようになれば、申請が来れば、それを満額やるというのが、申請が通れば、満額その要求されたものに対してそういう事業を認めればやるというのが交付金とかという性質だとして持っているんですけれども、補助金というのは、事業をやる

ために足りない部分をやっていくというのが補助金だと考えれば、今言う2分の1の補助をするという形でいけば、130万円じゃ足りないんだよねと思いました。

それで、報告書についてという中では、後から泊まってとかいろんな話が出ましたけれども、こういったものというのは補助金ではないかというのは、結構ほかのところへはその事業報告とか何かを求めたりしていることが多いと思うんですよ。ですから、そういうことをやっていく、それが関心を深めてもらうとか、認知拡大と、そういう言葉の説明も何で変わっているんだろうと思っているので、それは後でまたお願いしたいんですけれども。

それと、もう一つ、県外と市内外というのは、この周辺でいう、まあ静岡も含めてもいいけれども、榛原地域等を含めて、そこら辺まで関心を持ってもらう流れに、認知の拡大になっているのかというようなことも、毎年やっていく事業ですから、そういったこともやっぱり追及していくというのも、細かい話かもしれませんが、事業を開催する人たちにも気持ちの上で頑張れる。もちろんサバは結構今注目を集めていて、いろんなお料理の中にも結構宣伝されているわけですが、そういった意味の中で、もう一度お聞きしますけれども、報告書はまず受けているか。それから、県外、市内外のやつは把握していないと言いますけれども、それは必要ないのかどうかというのをお聞きします。

○岡村水産振興課長 補助のほうでございしますが、まず、先ほど130万円というのが、上限額として130万円という状況がありましたので、こちらのほうで定額、その上限を突いての補助になっております。

また、報告書のほうにつきましては、報告書はもらっておりますので、今後引き続きそういったものの内容を参考にしていきたいと思っております。

市内、市外の状況の確認であります。こちらのほうは現在つかめておりませんが、実行委員会のほうでまた検討していただくようなお話でちょっとしてみたいと思っております。

以上でございます。

○青島委員 補助額2分の1の上限とかいう意味は理解した。

それで、先ほどの中で、サバの販売が伸びているという話の中で、それはこのイベントの中で伸びているのか、サバ全体の中で売上げが伸びているのかどちらですか。

○岡村水産振興課長 小川漁協の中の話ですと、お祭りだけでなく、全体としての問い合わせとか、そういうものは伸びていると。サバチキンなんかの販売数が伸びていると。お祭りが終わった後でも問い合わせがあるということでございます。

以上です。

○青島委員 私の解釈が悪いのか。関心を深めてもらう、認知拡大、この言葉の変化というのとは何か意図があるんですか。

○岡村水産振興課長 関心と認知拡大というもの、魚食物ですね。水産振興課としても水産物の認知を広げていきたいということで、その部分での小川のサバという形の部分につきましても認知を広げていただいて、商品のほうにつなげていただいているところで、そういったことで考えていっている。

○青島委員 今の説明の中で、じゃ、関心というのは、今までは関心を深めてもらったと。

じゃ、今度は認知の拡大だと。だから言葉を変えたんだというふうにとればいいの。

○岡村水産振興課長 特に考えとしては同じという形で考えておりますので、認知を深めていただくという意味合いで、関心を深めていただくという形でことしも使っておりますけれども、意味としては同じものと解釈しております。

○渋谷委員長職務代理 青島委員、よろしいですか。

○青島委員 後で聞く。

○渋谷委員長職務代理 よろしく申し上げます。

今回の委員会は時間があれば質疑を受けながらということとなっております。どうしても質疑したい人。

(発言する者あり)

○渋谷委員長職務代理 河合委員、端的によろしく願いいたします。

○河合委員 それでは最後に、6款2項4目アクアスやいづ管理運営事業費について端的に伺います。

そこに5,000万円ほどの事業費がありますけれども、どのような内訳になるのか御説明ください。

○服部漁港振興課長 河合委員の御質疑にお答えいたします。

こちらのほうの内訳ですけれども、主なものとして、施設の修繕等に要します費用としまして986万8,176円。それから、こちらの施設は、ブルーアースジャパンという会社が指定管理を請け負っていただいておりますので、指定管理料としまして3,725万8,000円。それから、2階にありますプールの管理設備を工事した関係で97万2,000円。それで、2階にトレーニングジムもございまして、エアロバイクというんですけれども、自転車型の筋肉トレーニング機器、そちらを4台購入しましたので、そちらが229万8,240円と、このような内訳になっております。

以上です。

○河合委員 概要報告書の127ページに利用実績等がありますけれども、実際その委託業者ブルーアースジャパンの、今、ほとんどが委託料になっていることがわかりました。あと少し、修繕費ですけれども、その実績を見ますと、平成29年度ぐらいに少し落ち込んでいたところがあって、大体ここに上がっている限りでは利用者数がほとんど変わっていない状況ですけど、実際経営状況というのはどんな状況なのか教えてください。

○服部漁港振興課長 指定管理者のほうの経営状況は、ブルーアースジャパンにアクアスやいづを指定管理としてお願いしているんですけれども、昨年度のアクアスやいづに係る単年度収支としましては、391万円ほどの赤字ということで報告を受けております。

以上です。

○河合委員 赤字経営の場合には、過去にさかのぼってどこら辺まで赤字なのかもしわかれば、それも教えてください。

○服部漁港振興課長 1つ前の平成29年度も赤字ということが出ていました。ただ、平成29年度の赤字というのは、1カ月間集中工事をやって、お客さんが減った。なおかつ、焼津4丁目かな。ホリデイスポーツクラブという新しいスポーツクラブも出たということで、若干利用者数も減ったということで、612万円ほどの赤字ということになってしまったんですけれども、平成30年度につきましては、その赤字を多少改善して、利用者



数もふやしてくれております。

それで、それ以前につきましては、今手元にあります平成27年度までにつきましては黒字ということで報告を受けております。

○河合委員 2年間にわたっての赤字のみで、それまでは黒字ということがわかりました。

赤字経営の場合には、その何割か例えば市が補填なんてことはあり得るのかどうか。

○服部漁港振興課長 指定管理料につきましては、指定管理の基本協定、受託していただくときの協定におきまして、過不足が生じても原則として変更しないということで協議しておりますので、市が追加で支出するようなことはございません。

○河合委員 安心しました。今後の経営戦略というか努力は企業側に任せるしかないんですけど、見ていて、サンライフ焼津のほうは年間15万ぐらいの利用者があると、それに対して、外港に結構そびえ立つ立派な建物で年間10万ってちょっと寂しいものがあるな。市にとっても福利厚生、あるいは健康増進のためにいい施設なんだろうし、私は利用したことはないですけど、期待をしている、見守っていききたいなというふうに思っています。

以上です。

○渋谷委員長職務代理 今回1時間半で打ち切るということで進めておりますが、そういう中において、どうしてもというのをとろうと思っていましたが、その時間もなくなりましたので、以上で認第9号中、水産部所管部分の審査を終わります。

次に、議第75号「令和元年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」中、水産部所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある議員は御発言を願います。

○秋山委員 補正予算書の8ページ、9ページです。ふるさと寄附金基金繰入金の補正で、取り崩しマイナス230万4,000円とありますけれども、この背景を教えてください。

○小梁水産部長 それでは、秋山委員にお答えいたします。

ふるさと寄附金基金繰入金230万4,000円の減額は、10月から実施されます幼児教育・保育の無償化に伴い、国の幼稚園就園奨励費補助事業が9月をもって終了することにより、こども未来部所管における歳出の国庫補助、私立幼稚園就園奨励費の充当額の減額と、新たに創設されます私立幼稚園利用給付費の財源の一部にふるさと寄附金を充てるものであります。

説明は以上です。

○秋山委員 そうしましたら、先ほどその基金をどの事業に充てるかというのは、財政のほうで振り分けているという御説明をいただいているんですけども、これに関しても、このような理由でふるさと基金の取り崩しというのは財政のほうで決めたということになるんですか。

○小梁水産部長 説明は同じになります。こちらのふるさと寄附金基金を所管しておりますので、そちらからの繰り入れとかにつきましてはうちの部で上げさせていただいておりますが、どの事業に幾ら充当するかは当然財政部の判断になります。そして、事業実施につきましては所管部となりますので、そちらの詳細につきましては当部では把握しておりませんので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○渋谷委員長職務代理 よろしいですか。

では、以上で、議第7号中、水産部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして予算決算審査特別委員会水産部所管部分の議案の審査は終了いたしました。当局の皆さん、御苦労さまでした。

40分に再開します。

休憩（14：27～14：39）

○渋谷委員長職務代理 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

認第9号「平成30年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、建設部所管部分を議題といたします。

質疑に入ります。

これより順次発言を願います。

最初に、藁科委員。

○藁科委員 それでは、通告に従いまして、私からは、自主運行バス、橋梁の耐震、そして橋梁の長寿命化ということでお伺いをいたします。

最初に、ページ166、2款1項11目、概要報告書でいきますと165、166ページになりますが、交通対策費のうち、自主運行バス運営事業費につきまして確認をいたします。

概要報告書の166ページの自主運行バス運行実績から路線別運行実績に大きな差異が生じておりますが、路線別通行状況等を踏まえ、原因がどのように分析をされているのか、お伺いいたします。また、最近の利用者数の動向につきまして、あわせてお伺いをさせていただきます。

概要報告書165ページに藤枝市の自主運行バス駅南循環善左衛門線の運行状況、利用費が載っておりますが、運行の状況、また、利用状況につきましても、あわせてお伺いをいたします。

ページを飛んで、236ページの8款2項4目、概要報告書の168ページになります。橋梁維持改良費の主要橋梁耐震補強事業費につきまして、お伺いをいたします。

橋梁耐震補強工事を必要とする緊急輸送路の対象の橋梁数は、何橋になりますでしょうか。また、未施工の橋梁の数につきまして、耐震補強が全完了するまでどの程度の年数を要するか、お伺いをいたします。

あと、ページ236と同じページの8款2項4目、概要報告書、ページ168の橋梁維持改良費の道路橋梁長寿命化事業費につきまして、お伺いいたします。

長寿命化対策の橋梁調査、対策工事の進捗状況はどの程度に進んでおりますでしょうか。また、対策工事の内容は、伸縮装置以外にはどのような対策を講じておられるか、お伺いをいたします。

以上でございます。

○白石道路課長 それでは、今の御質疑にお答えいたします。

最初に、自主運行バスの利用状況から御説明させていただきます。

利用者数でございますが、3路線とも、今、焼津循環線、大井川西部循環線、大井川焼津線を運行してございますが、3路線ともほぼ横ばいに推移しているという状況でござ

ございます。

それと、次、利用者数の差の部分について御質疑が出ましたが、各路線の運行日数、運行便数、運行距離など、各路線のバス停周辺の人口の差も影響がありますので、このような差がついたということでございます。

次に、つつじ平団地のバス停の御質疑でございますが、平成30年度でございますが、年間1,793人の乗降者数でございます。1日当たりに直しますと、約7人程度ということでございます。若干少なくなっているということで、これにつきましては、藤枝市のほうからそういうことで報告を受けてございます。

次が、耐震補強の関係でございます。

最初に、主要橋梁耐震補強事業でございます。

焼津市国土強靱化地域計画に基づきまして、緊急輸送上の橋長5メートル以上の道路橋について耐震化を進めているわけでございますが、対象橋梁数は44橋、耐震対策済み橋梁数は38橋、耐震化率、これは橋梁数で耐震化済みのものを対象橋梁で割ったものでございますが、86.4%。事業完了時期が令和4年度を予定してございます。

もう一つ、これは交付金事業で実施しているものでございます。これにつきましては、焼津市地震・津波対策アクションプログラムに基づきまして実施しているものでございます。静岡県第4次地震被害想定津波浸水区域の避難路を確保するため、橋長が5メートル以上の道路橋について耐震化を進めているものでございますが、耐震橋梁数は122橋、耐震化済み橋梁数は81橋でございます。耐震化率でございますが、66.4%、事業完了時期は令和8年度を予定してございます。

次に、道路橋長寿命化の関係でございますが、平成26年の3月に策定してございます橋梁の長寿命化修繕計画に基づきまして実施しているものでございます。対象橋梁数でございますが、111橋、これにつきましては、調査は全て済んでございます。そのうち対策が必要なものでございますが、8橋ございましたが、そのうち6橋については既に対策が終わっていると。残り2橋につきましても県河川協議等を整えましたら、令和2年度以降、随時修繕工事を実施という計画でございます。

次に、長寿命化修繕計画に基づく工事の中で、主な対策の工事の内容でございますが、伸縮装置以外ということでございますので、主にコンクリートの床版ですね。コンクリート橋のひび割れとか、コンクリートが一部欠落している場合がありますので、そういったものの鉄筋の露出部分の断面補修、それと鋼橋ですね。メタル橋でございますが、塗りかえの塗装、それと表面、舗装の部分の舗装補修、それと高欄などが主なものでございます。

以上でございます。

- 藁科委員 循環バスにつきましては、藤枝の善左衛門線等につきまして厳しい数値が、実際、今、御報告をいただいたわけなんですけど、ますます高齢化が進むことによりまして、どうしてもこのような公共バス、循環等のバスを利用しないと生活できない人たちがふえてくるわけございまして、これからデマンド等の事業に関しても研究はしていただいているようですが、当面のバス事業に当たりましては、やはり利用者のニーズ、変わっていかうかと思いますが、その辺を十分踏まえていただきまして、今後の対策、対応方、含みながら進んでいただければと思います。

橋梁に関してなんですが、長寿命化の対策工事を行っていただいております。やはり長寿命化ということで、整備をしてからもうある程度の年数がたっているという中で、橋梁等の状況を調査していただきまして、今、事業を進めていただいているわけですが、これから年数がたてばたつほど、また同じことを繰り返していくような状況になっていくかと思います。やはり、これは単年度で終了したからという状況でなくて、これから継続的な対策の事業になろうかと思いますが、これからの長寿命化の対策を含めて、この長寿命化というのの費用対効果をお伺いしたいと思っております。

長寿命化を行うことによって、どのような対策効果が生まれるのか、一般的な御回答で結構ですので、その辺を御回答いただければと思いますので、以上、よろしく願いいたします。

○白石道路課長 焼津市の長寿命化修繕計画にコストの縮減の関係が記載ございます。内容といたしましては、耐用年数、橋梁は一般的に60年というところでございますが、100年の耐用年数に寿命を伸ばすという部分での対症療法を我々のほうは実施しているわけですが、そうしますと、実際、橋梁架けかえ等が伴いますと約189億円の費用がかかるだろうということですが、実際に100年の長寿命化で予防保全型に移行した形ですと約28億円というところでございますので、約161億円の削減効果が見込まれ、縮減率は85%ということで、現在、計画してございます。

○藁科委員 了解しました。

○渋谷委員長職務代理 では、次、太田委員。

○太田委員 同僚議員が自主運行バスの関係で詳細に聞きましたので、私のほうは、ほかの面から自主運行バスの関係のお話をさせていただきたいと思います。

まず、焼津市にとりましては、地域公共交通体系の会議があって、そこで交通体系を決めていくわけですね。そうですね。

○白石道路課長 はい。

○太田委員 そうしますと、当然、先ほど言いましたように、福祉の関係のバス、あるいはデマンドとか、あるいはいろいろな形のバスの形態があるんだけど、この辺はどう捉えているんですか、会議は。ちょっとそのお答えをいただけますか。

○白石道路課長 焼津市の地域公共交通会議でございますが、年に3回実施してございます。年によっては4回ということもございますが、年々3回予定してございまして、その中で、専門家の方の意見を踏まえながら、地区に見合った、皆さん、地域のニーズに見合った内容のものを我々のほうから皆さんのほうに提案といいますか、そういうものをしながら実施しているわけですが、主な内容といたしましては、私どものほうも焼津市地域公共交通網形成計画というのを策定してございますので、それに基づきまして、皆さんのほうに、公共交通会議等に必要に応じて諮ったりとか、あと、地域から、今、焼津市のインターチェンジ周辺では、デマンド型乗り合いタクシーの試験運行をしているわけですが、やはり地域から申し出があれば、そういったものを協議会に我々が共同でいろんな思案といいますか、そういうものをしながら進めていくという内容になってございます。

以上でございます。

○太田委員 専門家のところ福祉関係の専門家は入っているんですか。

- 白石道路課長 福祉関係ですと、民生委員の方が1名、委員のほうに加わっていただいで、御意見等をいただいているところでございます。
- 太田委員 民生委員さんがそんなに交通に詳しいわけじゃないんだろけれども、当然、今、他の市町村では、AI、あるいはIoTを使った自動車の運転をいろいろやっています。当然、デマンドもそういう形の中でこれから発達していくでしょう。そういうものも公共交通体系で提案とか、そういうのはなさっているんですか。
- 白石道路課長 焼津市地域公共交通網形成計画の中に、今、お話のございました自動運転とかICTを活用しました先端技術についても検討していくという一文がございますので、我々のほうも随時調査をしますし、委員のほうからも、最近、タブレット等を使ったデマンドの予約型のそういった運行をしている自治体、県内もございますので、そういったものの有効活用を図るとか、そういう御意見も伺いながら、我々も調査研究に取り組んでいるところでございます。
- 太田委員 当然そうしますと、道路のほうもそれに即応したような形の対応をせざるを得ないだろうと思うんですが、その辺はどういうふうに捉えていますか。
- 白石道路課長 やはり自動運転ということですので、道路の形態も、今、全国で自動運転の試験運行をあらゆるところでやっております。いろいろ情報を聞く限りですと、例えば横断歩道を渡る歩行者にうまく自動運転の車によって反応するかとか、そういった細かな部分がございますが、まだ具体的に試験をしているということでございますので、我々としましては、そういった情報をできるだけ早く取り入れて、道路行政にそういったものを、先端的な技術を活用した場合にも困らないような道路整備に努めてまいりたいということで考えてございます。
- 太田委員 これから高齢者が、先ほど同僚議員も言っていますように、ふえてくるわけですね。当然、バス停まで歩いてこいということではなくて、その近くまで行ってあげないとなかなか乗れないということもありますので、できるだけ早くそういうような検討に入っただいで、焼津市なりの公共交通体系をつくり上げていただきたいなと思っておりますので、よろしく願います。
- 渋谷委員長職務代理 では、次に、杉田委員。
- 杉田委員 それでは、河川維持費、概要報告書の170ページ関係についてお伺いいたします。

その中で、堆積土砂の浚渫、それから河川、水路の小規模な破損等、危険箇所、排水不良箇所と緊急の小規模の修繕、それから河川内の倒木の処理、伐採等を行った。それでこの金額が示されていますけど、じゃ、この中で(1)の河川等のパトロールを実施しているということなんですけど、このパトロールというのは、毎年、毎回、そのコースというのは大体決まっているのでしょうか。それから、この浚渫工事、平成30年度の決算で約1,400メートル、浚渫量が467立米ということであるんですけど、これというのは、今までの平均というか、毎年やられていると思うんですけど、これの平均的というか、流れとして多くなっているのか、少なくなっているのか、その辺について伺いたいと思います。

それから、次に、危険箇所、排水不良箇所60件の小規模修繕を行ったというふうにありますけど、この修繕というのは、これはパトロールしている中で見つかったものなの

か、住民の通報等によってわかったものなのか、そして、この60件というのは、もっと本当はたくさん、市民、あるいはそのパトロールの中でやらなきゃならない件数があったんだけど、その中の60件で、まだ平成30年度のときにわかっているけど、未処理がまだ何件くらいあるよということなのか、その内訳について伺います。

それから、次に、樹木の伐採、河川内というふうに書いてあるんですけど、土手のところにも川の流れているところの境ぐらいのところに生えているような、そういう樹木、そういうものの伐採も含むのか、含まないのか、お伺いします。

そして、この中にはないんですけど、昨日ちょっと聞こうと思ったら、こちらの課だということで、河川の草刈りについては、河川課は絡むのか、絡まないのか。

以上、お聞きします。

○八木河川課長 まず、パトロールの箇所が決まっているかどうかということでございます。

パトロールにつきましては、市が管理する準用河川、普通河川がございますが、準用河川につきましては、年に1回パトロールをすると同時に、台風等、大雨があった後には、改めてその確認ということでパトロールをしてございます。

2番目に、浚渫の箇所が多くなっているのか、少なくなっているのかということでございます。

浚渫につきましては、平成30年度は、普通河川、準用河川、合わせまして、約460立米の浚渫をしてございます。昨年度も大体同じような規模でございました。

以上でございます。

次に、パトロール、小規模修繕につきましてはありますが、パトロールにつきましては、それで見つかったものか通報かということではありますが、ほとんど多くは地元からの通報でございます。件数ではありますが、60件を昨年度やりましたが、未処理のものは昨年の中ではございません。

次に、樹木につきましてはありますが、道路との生え際の境を含むのか、どうなのかということではありますが、こちらにつきましては、河川課で対応するのが河川敷の中の部分の樹木の伐採をしております。道路敷と境のところもありますので、その辺は部内で調整しまして、対応をしております。

次に、草刈りについて河川課は絡むのか、どうなのかということではありますが、普通河川、準用河川につきましては、管理が河川課でございますので、樹木の伐採は河川課でやっておりますが、なかなか草刈りにまでは手が回らないという状況でございます。

以上です。

○杉田委員 質疑の中で、最初の河川等のパトロールという中で、準用河川は年1回やっているよ、あるいは台風、あるいは大雨の後はやっているよということなんですけど、私、聞いたのは、準用河川、あるいは普通河川、物すごく距離が長いと思うんですよ。その中で、毎年、コースが決まっているかということ聞いたんですけど、それについては答弁はありませんでした。主に見なきゃならないところは決まっているのかなと思うんですけど、それについて、全体で何キロぐらいあって、そのうちの何キロぐらいが決まっているんだよというのがもしわかれば教えてください。

そして、土砂の浚渫の関係ですけど、去年も大体同じくらいの浚渫量だったということなんですけど、これというのは、河川によって違うとは思いますが、その時々場所によって、もう一つ浚渫するだとか、そういうのはあるんですけど、約1,400メートル、1,428メートルとありますけど、これも大体同じような距離数なのかどうか。

あと、草刈りの関係ですけど、草刈りに関係はしていないよということなのか、これ、2級河川の問題について、きのう市からそちらの関係だということで、リバーフレンドシップとの関係、これについてどのように絡んでいるか、教えてください。

○八木河川課長 まず、準用河川につきましてですけれども、パトロールのコースはということでございましたが、全線をパトロールしておりますので、コースは決まっております。全体の距離なんですけれども、済みません、今、手元に数字がございませんので、後でまたお伝えしたいと思います。

次に、浚渫の距離ですけれども、昨年度は1,428メートルの浚渫を行っております。

先ほどのパトロールの関係ですけれども、準用河川の全体が36キロメートルであります。そこを全面パトロールしております。

草刈りに関する関係でありますけれども、リバーフレンドとの関係ということなんですけれども、リバーフレンドシップを県と市と、それから関係の団体と結ぶわけなんですけれども、その中で同意書を締結しております。その中で、市の役割ということでは、県からが活動に必要な物品を支給してもらいまして、市はその支給の調整等を行っております。

以上です。

○杉田委員 パトロール等についてはわかりました。

パトロールをしても、危険箇所だとか、そういうものについては、そのほとんどが通報によるものだというので、パトロールじゃなかなか発見し切れないということなのかなというふうに思いますけど、それはそれでしょうがないというふうに思います。

それで、草刈りの件で、リバーフレンドシップの問題について伺います。

環境のほうで草刈りについていろいろやっているけど、その補助というか、それを県のほうから来たものの、環自協との関係でそれをやっているということで、別に日にちを指定するわけでもない、市としてこれをしなきゃいけないよという指定をしているわけでもないと言いました。

それで、今回、2級河川の草刈りの中で大きな事故があったわけですけど、そのことで志太田中川・泉川改修促進協議会の総会の後の意見交換の資料をいただきました。その中で、県のほうは予算が限られているので、もうどうしようもないよと。別にボランティアだもので、それを強制するということでもないというような、そういう形。あくまでも市としては、2級河川は県の管理だもので、そこの草刈り等についてはタッチしないよということなのか。

ただ、今、リバーフレンドシップ制度に対する同意書というところで、自分はその解釈が違うんですけど、今、第6条の中に、市はリバーフレンドシップ活動内容について、全体像を把握するとともに、県と調整を行い、住民活動が円滑に実施されるよう、支援するものとするところがあるんですよ。これは、この決算の中でどのような支援をしたのか、教えてください。

○八木河川課長 リバーフレンドシップとの関係ですけれども、県から支給資材を受けますので、その配分をやっておりまして、お金を支払うだとか、そういったことは市のほうはやっておりませんで、県との連絡調整等を行っております。

○杉田委員 わかりました。

そうすると、そこで特に2級河川のところというのは、面積、広いんですよね。その面積が広い中で、あの炎天下でやっている、炎天下にやるかやらないかは別に自分らが指示しているわけじゃないしということになっちゃうかもしれない。だけど、どんどんどんどん高齢化が進んだり、あるいは、みんな若い人たちも土曜、日曜の出勤だとか、そういうのがふえて、なかなかできなくなって、もう、これ、リバーフレンドシップ、同意書、破棄するよというだか、締結をしないよということがふえてくるんじゃないかなと。

そうなったときに、今でもそうですけど、草刈りだと、自分たちの環境を守っていくという意味では、非常に大変、大切だというふうに思っています。そのときに河川課は関係ないよ、関係ないよという言うだかどうかわからないですけど、環境のほうもそこについて、河川の草刈りについて強要するわけじゃないと。

そうすると、地域の河川の草刈りだとか、そういう美観だとか、水を大切にすること、一番大切な、焼津市が大切に思っていること、市のどこがそこに責任を負っていくんですか。

○増田建設部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

私どもの考えるところ、今、杉田委員が言われたとおりでございまして、河川管理者としては、2級河川につきましての話でございすけれども、河川管理といたしましては、やはり県の管理でございすので、市のどこかが責任を負うというような問題ではないのかなというふうに考えております。

あくまでもボランティア活動の一環でやっていただいていることで、市長答弁にもございましたように、非常にありがたいこととございすし、今回の事故につきましても、大変私どもの考えるところ、起きてはいけないような事故であったと、私どもも当然お見舞い申し上げているというようなお話も申し上げた次第でございす。だものですから、あくまでも2級河川の話に限定いたしますけれども、あくまでも河川管理者としての責任というものは市のほうにはないという考えでございす。ボランティア活動について、市のどこが責任を負うのかという御質疑のように受けとめますので、その辺については、基本的には責任というものはないというふうに考えております。

○杉田委員 一般質問をしているわけじゃないんですよ。この決算の中で、ここの草刈りのところについて、例えば草を刈った後の処理を、これをどこが持っていつているのかなという、それは県がやっているのかなというふうにも思うんですけど、かなりの量ですよ。

私のところにあったのは、十数件の問い合わせがあって、今後、これ、そうするのか。実際に自治会の中では、環自協の問題とこのリバーフレンドシップの問題がもうごちゃごちゃになっているところがあるように私は感じました。特に大井川地域については、そういうところがあるようにも感じていますが、そういうものについて、焼津として、河川というものというのはすごく大切なこと、いろいろなときにいろんなところ



で言っています。山のほうからずーっと来たその水を大切に、最終的にその川を伝わって海に流れ込んでいる。その海、そういう財産、その中で漁業だとかそういうものがすごく大切に今までも焼津の宝だという形で言われているわけです。

その中で、河川の管理というのは、非常に僕は大事だなというふうに思っています。その中で、リバーフレンドシップは、それは結んでいるけど、それは市は関係ねえよと、県がやることで、いや、この前やった県と市と環自協の人たちが集まって、いろんな話し合いをしたときに、県はたまたま担当者じゃなかったのかもしれないけど、よく伝えておきます、それで終わって、自分たちのところには予算が限られているものでできません。ということは、ほっておくのかよということになっちゃうんですね。

ほっておいていいんですかという、それを県と市と、先ほど第6条にあったように、市はリバーフレンドシップでその活動内容の全体を把握するとともに、県と調整を、県との調整を行うのは、ただ県が支給する、例えばかえ刃ですよ、それをやるんだか知りませんが、あるいは燃料だか何かわかりませんが、それをまず配付するのが市の責任で、あとのどんなふうに川を管理していくか、あるいは河川を管理していくのか、そういうことについては、県が勝手にやってくれよじゃなくて、やっぱりこれは県も市も一緒になって、あるいは住民も巻き込んで、こんなふうにやっていこう、今の住民の高齢化の問題から、いろんな問題がある。その問題についてどうしていく、これは地域の人も考えなきゃいけない。だけど、やっぱり市、県がどんなふうに責任を負っていくのか、自分たちの責任を負っていける範囲はここまでだよ、だけど、予算としてはここしかないもので、これだけはやるけど、でもこういうふうにやってくれればここまではやるよだとか、そういうものをちゃんと示してもらいたい。

県と市の中でも、河川と、それから環境、ここのところ、そっちは環境、こっちは河川、お互いにこっちはこっちで、それはそっちで、まるでお役所仕事みたいなことはやめてもらいたいと思います。

以上です。

○渋谷委員長職務代理 では、次に行きます。

秋山委員。

○秋山委員 私の質疑は、橋梁維持改良費に関してでしたけれども、先ほど藁科委員からの質疑に対していろいろ御答弁をいただいたものですから、追加でということ。

橋梁維持に関して工事が行われるわけなんですけれども、毎年たしか5月ごろに、建設部さんのほうから今年度の工事予定箇所ということで、市街地図に工事の場所が落とし込みされたものが配付されますね。

それで、実際に今回のような決算のときに、これらの工事がどのように行われていたかというのを、マップを見て、それを回るということは、そこまではなかなかできないことではあるんですけれども、やはりベースとなるマップは、最新のものにしていただかないと、あれ、この道、マップが随分古いなということがあります。恐らく、やっぱり決算の材料という予算の審査に際しても、マップはたしか平成の1桁か、かなり古いマップがベースにされているものですから、ぜひ次は新しいものに変えていただきたいと思います。

これまでも何回かお話はさせてもらっていますけれども、随分お金がかかるからとい

うことでしたけれども、いかがでしょうか。

○白石道路課長 今の、恐らく地形図というか、白図でということですかと思いますが、作図につきましては、今、明らかに言われているんですね。やはりそういった御意見もいただいておりますので、それについては検討させていただくということをお願いいたします。

○秋山委員 あれを白図というのであれば、決算の中に白図に関する計上がどこかでされていませんでしたか。

○新村土木管理課長 秋山委員にお答えします。

決算書でございますけれども、231、232ページのほうをごらんいただけますか。231、232でございます。

そちらのほうの右側の備考欄でございます。8款1項1目土木総務費の一番右になりますけれども、土木費で地形図修正整備費というものがございまして、地形図修正整備費329万4,000円でございますけれども、こちらのほうで地図の修正を行っております。ただ、委員、先ほどおっしゃいましたように、費用もかかるものですから、もちろん市域全域をできるものではありませんので、その中で適宜、修正を年度ごととしていくというところでございます。

以上でございます。

○秋山委員 今御説明がありまして、部分的に修正をするという、それがこの地形図修正整備費の329万4,000円ですか、ということは。

○新村土木管理課長 そのとおりでございます。

○秋山委員 そうしますと、先ほどお答えいただいた白図、新しいものにかえるということとちょっとお話が多分違いますね。工事の場所を落とし込んだものは、左のほうに平成何年の地図ですというのがありますけど、書かれていますけど、随分古いものだったかと思えますけど。そこはもう一度新しいものをお願いします。

○白石道路課長 わかりました。もう一度、地図の年数を確認させていただいて、きょう持っていないものですから、それを確認してさせていただきますので、お願いいたします。

○渋谷委員長職務代理 じゃ、次、杉崎委員。

○杉崎委員 項目については、決算審査通告一覧表のとおり質疑いたします。

歳入歳出が関連しますので、続けて質疑させていただきます。

最初に、地籍調査事業補助金。

1番、この補助金はどのようにして決められているのでしょうか。これは、歳入のほうの126ページです。

2番、歳入予算額1億6,045万5,000円に対し、収入未済額が7,845万円となっておりますが、この理由をお聞かせください。

3番目、ここからは歳出になりますので、決算書の232ページ、概要報告書では187から188ページです。

3番、焼津市は、地籍調査について、44%の進捗率とここに書かれています。県平均より高いんですが、大井川地区を抜くと、いわゆる焼津地区、9%と計算できるんですが、それでよろしいでしょうか。そうなりますと、地籍調査完了までの工程と総額、概

算予算でいいんですけど、どのように見積もっているのか、お聞かせください。

4番目、地籍関連の全体予算では、2億1,586万1,000円で、支出が1億1,064万5,562円、繰り越しが1億460万円で、不用額が61万5,438円となっています。これらの不用、繰り越し、支出、これについて原因というか、理由をお聞かせください。

5番目、また、この中で特に委託料の予算、ここが1億9,168万560円、支出が9,921万9,600円、繰越明許9,191万2,000円、不用額が54万8,960円となった理由、これについてもお聞かせください。4番目の質疑とダブっているのかもしれないんですが、より細かに委託料に関してお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○新村土木管理課長 杉崎委員にお答えします。

まず、地籍調査の関係の1点目です。

補助金のまずは決め方の御質疑がございましたけれども、こちらにつきましては、市のほうの地籍調査事業の事業計画というのがございます。こちらの事業計画に基づきまして、前年度に補助のほうの申請を、県を経由しまして国のほうに補助金の要望をしております。そちらのほうで要望をしたものにつきまして、国及び県のほうで配分をさせていただきまして、補助金がつくというような流れになっております。

あと、2つ目の未済の関係、収入未済の関係ですけれども、調定額1億6,045万5,000円のうち7,845万円が収入未済となっている件でございますけれども、こちらにつきましては、平成30年度の国の補正を受けまして、先般の2月定例会のときに補正のほうで承認をいただきました令和元年度の件でございます。こちらにつきましては繰り越しのほうを、全額繰り越しのほうを、これは明許繰越のほうをさせていただきまして、こちらの7,845万円が繰り越しとなっております。

3番目ですけれども、焼津市のほうの進捗率が9%で、今後の期間、あるいは概略、概算ということでございますけれども、済みません、期間と概略につきまして明確な数字というのは出ておりませんけれども、おおむね、大体令和27年度以降ぐらいまではかかるということで、事業費につきましても残事業で30億円以上はかかるというふうに見込んでございます。

あと、繰り越しの関係ですけれども、先ほど繰越金、明許繰越のほうの1億460万円のほうの繰越明許の関係の御質疑がございました。これにつきましては、7,800万円余、先ほどの収入未済の関係で、7,845万円が収入未済ということで御説明を申し上げましたけれども、支出につきましては、こちらが、収入未済のほうにつきましては、これが国、県の補助金の分でございますので、事業費にしますと1億460万円というところが繰越金の内容でございます。

あと、実際に不用額等につきましては、実際には不用額については、国、県の補助金につきましては、残はゼロでございます。まず、市単独のほうの事業費におきましては、一般消耗費等の関係、あるいは備品、あるいはシステムの補修等にかかった部品での不用額でございます。国の補助に関する委託等につきましては、全て不用額は上がっていないというような状況でございます。

以上でございます。

○杉崎委員 ごめんなさい、今、説明いただいたんですけど、5番目に質疑した委託料予算、明細的には同じ説明になると思うんですが、そこもちょっと。

それと、これも質疑が違います。私が聞いたのは、繰越明許の中身がどうかということじゃなくて、当初予算を組んだということは、この予算の中でここまでやりましょうということだと思うんですよ。初めから繰越明許を入れましょうというお金を予算に組むことはないと思います。だもので、なぜこの金額が繰越明許となったのかという理由を聞かせて、お願いしたいな。

多分それに影響していた補正もそういうことになったと思うんですけど、その辺を御説明してください。

○新村土木管理課長 繰越明許の関係でございます。

こちらにつきましては、この中の委託料でございます。委託料のほうは9,000万円余でございますけれども、こちらにつきましては、国の補正につきましては、決算月の2月定例会で承認いただきました国の防災・減災、強靱化に伴う対策としまして、地籍調査のほうのそうしたことにつきましても要望を行いまして、こちらのほうでいただきましたので、うちのほうの地籍調査の事業をより進捗を早めるために、こちらのほうで追加で上げさせていただきまして、繰り越しをさせていただいたという次第でございます。

以上でございます。

○杉崎委員 ごめんなさい。私の言い方が悪いのか、当初予算で組んで、今言った補正とか繰越明許をするために、国のほうの防災、減災でしたか、そのお金を利用するというのはわかるんですが、じゃ、単純に言うと、今年度予算で予算に上がったとき、補正も組んでいいんですが、そのときにこういうところまでやりますよ、このお金を使ってここまでやりますよという事業が、最初の予定の事業ですよ、その進捗率というのが何%できたのか、見込んだものは。だから、見込んだところまでいかなかったら、お金をこういうふうに残ったといたらおかしいんですが、繰り越し別に回させてもらうというのか、それとも最初から、半分程度しかできないけれども、お金は今のうちに国からいただければならもらっていきましょうというものだったのか、そういう回答をもしあればしてください。

○新村土木管理課長 繰越明許費の事業費でいきますと1億460万円でございますけれども、こちらにつきましては、国の補正に伴うものでございますけれども、今年度の前倒しの分として、国のほうからの補助を受けているものでございますので、当初に比べましてではなくて、あくまでも今年度の前倒しということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○増田建設部長 済みません、わかりにくかったかもしれませんが、国の3カ年の強靱化計画ということで、この地籍事業も対象となりまして、要は年度の終わりごろになって国からお金がもらえたということでございます。当然、事業期間はもうありませんので、言い方は悪いですが、補正予算として計上しますが、当然に繰り越しをせざるを得なかったというものでございます。

以上でございます。

○杉崎委員 わかりました。その予算のときも一度疑問に思っていて、そのお金をそのまま繰越明許に入れておいてと思ったんですが、私の言い方が悪かったかもしれません。結局、防災、減災の、要するに国から来る資金がなぜ使えるんだとかということを考え

ると単純な話で、地籍調査が行われていないと、もし大きな災害が来たときに、復旧後に非常に支障になるわけですね。これは、東北のほうを見れば明らかな話で、そういうことができているところは復興、復旧も早かったということがございます。

今、その資金も使えるようになったということがありますので、先ほど全国平均は50%、静岡市が二十何%と書かれているんですが、大井川町も既にやられている。大井川町って、失礼、旧大井川町。焼津地区で9%、単純計算ですけれども。そうなりますと、本当に焼津市はおくれているわけですね。

そこで、今、焼津市は、津波は来ないと言っていると思いますが、危険が高いところですよ。それを主張して、こういうところですから、もっと予算をつけてくださいという強い要望を出して、地籍調査に関しては早急に、早急にといっても、とてもそんな早急にできるとは思えないんですが、手を着けていただきたいと思うんですよ。

皆さんと大きな予算を持って、胸を張ってこのものをお願いしたいなど。来年度予算に期待いたします。

以上。

○渋谷委員長職務代理 では、次、岡田委員。

○岡田委員 それでは、私のほうからは、8款2項3目道路新設改良費の中で、本来なら全てにいろいろ聞いていきたいんですけども、この中の1つとして、三ヶ名小屋敷線、この道路改良事業費社交金につきましてお聞きしたいと思います。

実は、この道路につきましては、既に数十年前からの話で、10年前ぐらいからまた動き始めたわけですけれども、現状、前年度、3,662万4,579円、この中で、実際に排水溝だとか、ああいったものを行った部分については何百万円とか、そのぐらいの金額だよということですが、いわゆる補償だとか、道路の拡張の部分の補償費だとか、そういったものに入っているのかなという感じがしますが、その内訳、そして、あと、私が課長と打ち合わせといたしますか、お話ししたとき、それから、また、沿線の住民と若干お話をさせていただいたときに、既に過去において説明をいただいたときに、うちはセットバックしなきゃならないものだから、その予算を見積もって、そして一生懸命業者とも話をしましたよと。ところが、ここまで来て、まだまだ終わらないものだから、それが全然金額が違ってきますよと。これについて、今後、いつやってもらえるのか、そして、やっていく中でこの金額というのは変わってきますので、私ら、払えなくなっちゃったと。中にはいるんです、年をとって払えなくなっちゃった。そういうような方々の補償だとか、そういったものを考えた上で、住民の説明等、一緒にやっていただけたのかどうなのか。その辺も含めて教えてください。

今後、どのぐらいやっていく予定なのかも御一緒をお願いします。

○白石道路課長 それでは、三ヶ名小屋敷線の道路改良事業社交金の内訳でございますが、工事請負費が262万4,222円、公有財産購入費、これ、土地購入でございますが、400万2,892円、補償、補填及び賠償金、これは用地補償でございますが、332万5,806円という内訳でございます。

それと、事業の進捗の状況ということでございますが、今後の見込みにおけますと、私どものほうは令和4年度までに事業を完了させることで現在計画してございます。また、補償物件が非常に多いものですから、また地域の皆さんの御理解と御協力をいただ

きながら進めていきたいということでございます。

あと補償が、今お話がございましたが、補償の問題につきましては、やはり地域からの多くのお話をいただいていたものですから、ことしの3月の下旬に地域の説明会を行いまして、移転補償の進め方、それと移転補償の対象家屋につきましては、どの時点で、個別の案件になってしまいますので、お話をさせていただくとか、そういった対応を御説明しながら、また、どなたかわかりませんが、そういう方につきましては、移転の近くになりましたら、また担当のほうから事前に御連絡を差し上げて、その御相談も受けていきたいということで予定してございます。

以上でございます。

○岡田委員 今、最後におっしゃられたこと、非常に問題になると思いますので、ぜひとも。いろいろ聞くと、いろんな問題があるということは十分承知しておりますので、その三ヶ名だけじゃなくて、いろんな場面があると思いますので、ぜひ、ともかく、地域、それから沿線住民にはできるだけ早く御理解をいただけるような説明をしていただくと。これをやっていただけるようお願いをして終わります。

○渋谷委員長職務代理 以上で通告の質疑は終わりました。

次の部局が既に1時間以上待っていただいておりますので、どうしてもという方があればお伺いしますが、特になければ次に進みたいと思っております。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷委員長職務代理 では、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、認第9号中、建設部所管部分の審査を終わります。

次に、議第75号「令和元年度焼津市一般会計補正予算(第4号)案」中、建設部所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言を願います。

○岡田委員 それでは、これ、土木費はここでのいいの。

8款2項5目交通安全施設費なんですが、その中で自転車交通事故特別対策事業費として100万円、これにつきまして、実証実験を行っていくんだというようなお話を以前に聞いているんですけど、この内容と場所をどのぐらい、どこなのか。その内容を教えていただければと思います。

○白石道路課長 それでは、今回予定してございます補正予算で要求している内容でございますが、我々のほうは社会実験ということで、まず、最初に内容でございますが、高齢者の自転車利用の事故が非常に多いということでございますので、我々としては、1件でもその事故を減らすべく、自転車に特化した形で、特に高齢者の方を対象としてございますので、そういった方が必ず交差点でとまっただけとか、徐行していただいて、左右の安全を確認していただけるような、そういうような構造物が、施設ができないかということで、そういった社会実験を予定してございます。

場所でございますが、そういったことを公道上でいきなりことしやるということになりますと、やはり我々もしっかり勉強していかないと、全国的にも珍しい事例になるものですから、非常に危険を伴うということでして、現在の中では、市の管理地でございます大井川港の敷地の中に、管理地の中で一部我々のほうでそういった施設を何パターンか設けて、その中で高齢者の方が安全に1度とまるとか、この程度だったら自転車を

おりる、そういったぎりぎりのラインといたしますか、そういうのを探りたいということで社会実験を行うものですから、現在そういった内容のものを行いたいということで補正予算を上げさせていただきたいということでございます。

以上です。

○秋山委員 補正予算書の10ページ、11ページのところになります。交通対策費で自主運行バス運営事業費が1,781万5,000円ということで補正が出されているんですが、これが委託料ということです。これ、議案の説明のときに、何か延長されるということで、この補正がということで、もう少し詳しく教えてください。

○白石道路課長 補正の内容でございますが、バス運行事業者でございますが、営業所が以前塩津にあったんですが、それが岡部営業所に変更になったということで、それに伴います運行経費の増ということでございます。

以上でございます。

○秋山委員 そうしますと、この事業費が1,700万円補正されている。これは、毎年このプラスされた金額でいくということなんですね。これから毎年この分でということでしょうか。

○白石道路課長 そうでございます。そのとおりでございます。

○渋谷委員長職務代理 では、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第75号中、建設部所管分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会建設部所管部分の議案の審査を終了いたします。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩します。50分、次回、再開します。

休憩（15：39～15：48）

○渋谷委員長職務代理 では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

認第9号「平成30年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、都市政策部所管部分を議題といたします。

質疑に入ります。

これより順次発言を願います。

安竹委員。

○安竹委員 私からは、8款5項1目空き家対策について、ちょっと現状を伺いたいと思います。2点伺いたいと思いますけど。

私の調べたところでは、現在空き家バンクの登録数がゼロ件、その理由と、あと、もう一点、こういう空き家バンク、要は不動産、これは民間の業者さんも取り扱っていることとして、焼津市のホームページにもリンクされているかと思うんですけど、その民間の業者さんと当局が行う空き家バンクの違いの点を御説明願えればと思います。よろしくお願いします。

○鈴木住宅・公共建築課長 それでは、お答えいたします。

まず、空き家バンクの登録が進んでいないという主な理由でございますけれども、相

続登記等が済んでいないなどで、所有者の関係が整理できていないということが最も大きな要因となっております。

続きまして、空き家バンクと民間のサイトとの違いということでございますけれども、仲介手数料が低額になってしまうようなものにつきましては、民間の不動産業者が敬遠しがちとなってしまいます。そうしますと、流通の場に乗りにくい、市場に乗りにくいというようなことがございまして、空き家バンクにつきましては、販売価格が土地、建物合わせて1,000万円以下というような、民間ではなかなか敬遠しがちな、販売価格が安い物件を取り扱うこととしておりまして、そこが大きな違いとなっております。

以上でございます。

○安竹委員 御答弁ありがとうございます。

ということは、相続登記の所有者がまだ決まっていなかったりとか、そういうところで、これからは登録されるということでもよろしいのでしょうか。

○鈴木住宅・公共建築課長 所有者によります権利関係の手続が完了したのものにつきましては、物件調査等を順次行いまして、登録、公表するというようなことで、事務手続を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安竹委員 ありがとうございます。では、まず、その辺のところも民間の業者より、行政ですから、細かな対応をしていただいて、そういうふうにしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

ありがとうございます。

○渋谷委員長職務代理 じゃ、次、青島委員。

○青島委員 私のほうからは、若者世帯定住支援奨励金事業、この件で、84世帯、奨励金980万円の内訳、対象地域別世帯数、年齢層、定住者の出身等をお聞きする。

そして、この事業の目的達成をどのような状態と考えているか、平成31年度は若干違うものですから、考えているのかということで、考えてきたのかということをお聞きしたいと思います。

○鈴木住宅・公共建築課長 若者世帯の定住促進奨励金の内訳でございますけれども、地域別というところでございますが、保留地の購入については20件、中心市街地の購入について6件、その他の地域ということでございますが、58件というふうな実績となっております。

年齢層でございますけれども、この事業は夫婦のいずれかが40歳以下の世帯を対象としているということでございまして、その条件に当てはまるということを確認するのみということで、集計はとってございません。

出身地でございますけれども、これは前住所というようなことで解釈させていただきますと、市外で65件、市外からの転入が65件、市内の転居が19件ということになってございます。

もう一つ、目的達成をどのような状態と考えているかというようなことでございますけれども、若者世帯の住宅取得を支援して、活気あるまちづくりと定住人口の増加、区画整理事業の一般保留地、あるいは中心市街地の販売促進を目的としてございます。

これによりまして、若年世帯が市内に定住して、特に土地区画整理地内、あるいは中



心市街地等の住環境が整備された地域に定住をして、子どもの増加、あるいはにぎわいが創出されるということを目的、目指しているというものでございます。

以上でございます。

- 青島委員 平成31年度のことについて聞くつもりはありませんけれども、若干、平成31年度は若者世帯の定住を支援するための経費としてとってきているわけですね。若干、今までの表現とは違うわけですが、今お聞きした中では、保留地が20件、中心市街地6件、その他が55件と、その年齢層については40前という、どちらかがということですが、例えば、30代、20代と違ってあるものですから、聞こうと思ったんですが、それはとっていないということで了解です。

出身地については、市外が65件、それで、市内の転居が19件と言いましたね。そうすると、私が思っていたのは、今まで言われている一極集中とかいうこと、県外とか、そういったものを考えていたわけですが、これは市内の人の形で84という数字が出てきたと思うんです。

それで、なぜこのことを聞いたかという、この事業をやっている、今、中身で言いますと、市内の人が動いているわけですよ。そうすると、これをいつまで続けていくのかというのは、今だけみたいな形になると、結構これ、焼津市内に住んでいるこれからの若者に対してもまだ継続していくわけ。当たり前のことですが、結構不公平感を、私、感じたんですよ、この事業そのものに。

だもんで、今言う市内外の話聞いたんですが、定住というのはよくわかりませんが、そういった意味で、私は結構この事業というのは、受けるけれども、将来に向けては、一時的なもので、不公平に感じるものですから、どこまで続けるのかなというような言い方をしたわけです。

ですから、今後、平成31年度に向けても、中心市街地とかということもありますけれども、ほかの今後の20年先のものを、まちづくりのことで考えていったときに、中心市街地のほうもいろいろやっていかなきゃならない。中心市街地にたくさん住む人がいれば、逆に、今はいいけれども、いざ実際にいろいろなまちづくりをしていくときに、かえって、それで、支出も逆に大きくなるような気がしてならないわけですが、そのところのことを聞こうとしているわけじゃありませんで、私の思いで、内容はわかりました。

- 渋谷委員長職務代理 終わり。了解。

じゃ、杉田委員。

- 杉田委員 2件お聞きいたします。

概要報告書の中で、176ページ、177ページについてお伺いいたします。

S I C周辺拠点整備事業費という形で、上泉、相川地区において、都市的土地利用を推進するため、都市的土地利用調査業務、骨格測量業務、地質調査業務等を行ったという、そういう業務委託を行ったということなんですけれど、その具体的な内容についてお伺いいたします。どんな内容なのか。

そして、その調査の結果、それをどのように評価しているのか。

この上泉、相川地区というふうに言いますが、具体的にどの地域を言っているのか。相川の例えばこの地域だよ、あるいは上泉の中のこの地域だよというのか、全体を

言っているのか、S I C周辺という観点、どんなふう感じたらいのか、それも含めてお答えください。

そして、2点目ですけれど、通学路沿いのブロック塀の撤去作業費という形で、概要報告の中では補助件数が21件、これは物すごく少ないんじゃないかな。そのほかにもやっていたというような報告をちょっと聞いているんですけど、今までやった件数がどのくらいになっているのか、この21件というのは、今までの経過の中の関係でどういう関係にあるのか。

そして、この危険箇所というものをもう例のブロックで事故があった、あの後すぐ動いてくれていると思います。そのときに、ここは危険だよというような件数というのは、大体どのぐらいというふうに認識してるのか、そして、要は、ここは危険だよと認識した中のどれだけが今終わっているのか、それをお伺いしたい。

ここは危険だ、危険じゃないという、その判定者というのは誰なんですか。それもちょっとお伺いします。

あと、その補助を行っていくということになっているんですけど、補助要件が厳しくて少ないのかなという感じもちょっとしたんですけど、その辺についてお答えをお願いします。

○村松都市整備課長 私からは、S I C周辺拠点整備事業の事業費の内訳についてであります。都市的土地利用を検討するための事業計画素案及び地質調査、骨格測量等に要する経費が主なものであります。

内訳としましては、事業計画検討のための現況調査のうち、権利調査業務として、土地登記簿調査等に約553万円、現況公図重ね図の作成等に約202万円、建物の所在調査等に約432万円。

次に、事業調査業務としまして、事業計画の作成等に1,410万円、実態調査等に1,190万円、土地路線価等算定に約1,474万円、それから、骨格測量業務に約690万円、地質調査に約340万円、営農調整、資料作成等に約90万円であります。

次に、S I Cの範囲につきましては、市街化区域の連続性と志太中央幹線や港湾道路などの地形、地質で囲まれた上泉、相川地区であります。

次に、事業の効果、評価についてであります。現在の現況の土地利用状況や治水の状況を把握することにより、今後の事業化に向けた具体的な検討に必要な基礎資料になるものであります。

以上でございます。

○高澤建築指導課長 委員の質疑にお答えします。

まず、通学路沿いブロック塀の撤去事業の件数の21件についてでございます。

この21件につきましては、昨年のおおの地震を受けまして、昨年の9月定例会の御承認をいただきました。それで、11月から事業を開始しております。ですので、期間自体が4カ月ということで、ちょっと短い期間ということが1つあります。

それと、この事業とは別に、「TOUKAI-0」事業の中でブロックの撤去補助事業というのがございます。それで、地震以降、多くの方から問い合わせをいただきまして、その関係で通学路沿いの方に関しても、従来の補助事業を使って、撤去された方もいらっしゃるものですから、その通学路沿いのブロック塀で、従来型で受けたのが24件、

合わせて45件という数字になっております。

次に、危険ブロックの把握ということでございますが、昨年度、市内全域の通学路沿いを職員が目視にて確認をしております。その結果、当事業に該当しそうなブロック、約970件ほど確認をしております。

それで、昨年ですけど、事業は21件でございますけれども、一般型のものが全部で88件ございました。ですので、合計で109件がこの事業で撤去したということになっていきます。

それと、危険かどうかの判断でございますけれども、個々に撤去補助申請をしたい方、あるいは安全かどうか確認していただきたいというような方がいらっしゃるものですから、その方の要望があれば、市の職員が現地に向かいまして、鉄筋探査機等を使いまして、確認をさせていただいているというような状況でございます。

それと、あと、補助要件の関係でございますが、要件としましては、通学路に面しているということ、それと、基礎部分を除く高さが60センチを超える、大体4段以上のブロック塀とか石塀、そういったものがあるところ、それと、通学路に面している部分は全て、基礎の全ての部分を撤去してというような条件になっておりますので、従来型の補助の要件と余り変わりはないというところですね。さほど要件的には厳しいものではないかなということで考えております。

以上でございます。

○杉田委員 最初に、S I Cの周辺の件なんですけど、言葉がちょっとよくわからないんですけど、わからないところ、骨格測量業務、具体的にどんなことなのかな。地質調査業務、これは具体的に何メートル、何か、ボーリングか何かやって、そういうのを何か所ぐらいやったのか、そんなことについて。

土地利用調査業務というのは、具体的に何、どんなことをやったのか、それを教えてもらいたい。

それから、地域の問題ですけど、要は、市街化区域、その区域、例えば今のつつじ平、あそこからの延長という形で、ずっと地続きだったら、そのままやりやすいよということだと思うんです。

あと、相川地区の、大井川沿いの相川地域のあそこが市街化区域になっているもので、そこから港湾道路までのところということの、今、港湾道路とあその何とか通りという太い通り、あの間のことという、150号線までということ、地域はいいのかどうか、それについて、まず確認をしたい。

それから、ブロック塀のことについてですけど、目視で職員の方が確認をして、970件、ここは危険だなというふうに思って、それで、合計で今まで88件、やっぱりかなり少ないんじゃないかな、まだ危ないなというふうに市の職員が思っていること、これは当然、費用のかかることですから、やれよというふうに強制的にはできないと思うんですけど、そこに対しては、どんなアプローチをしていますか。

○村松都市整備課長 私からは、骨格測量についてお答えさせていただきます。

骨格測量につきましては、基準点及び水準点、水準測量、改修道路等の現況測量を行うものでありまして、都市的土地利用計画を行う上で基準となる座標軸及び標高を設置するものであります。

次に、地質調査でございます。

当地区の地盤の状況を把握するため、ボーリング調査5カ所、河川につきましては、5メートルと、あとは室内試験を行ったものであります。

都市的土地利用調査につきましては、平成29年度のまちづくり基本調査を踏まえ、都市的土地利用対象地区の絞り込みを行うとともに、当地区における都市的土地利用調査を実施したものでございます。

次に、エリアにつきましては、東名と港湾道路と日清食品とつつじ平の範囲になります。

- 高澤建築指導課長 ブロック塀の関係ですけれども、アプローチ方法ということでございますけれども、今までに970件、全てのお宅に補助内容、あるいは地震時の危険性について、そういったものを周知させていただくべく、チラシの配布等を行っております。そのときに、所有者の方がいらっしゃいましたら、口頭にてその辺の説明もさせていただいているというような状況でございます。

それと、あわせて、市の広報、あるいは組回覧、地区の防災リーダーが集まったときの講習会、そういった機会を捉えまして、説明をさせていただいていると。

それと、あと、耐震診断を啓発するローラー作戦を年3回ほどやっておりますけれども、そのときにも、ブロック塀のあるお宅に関しては、あわせて周知をしているところでございます。

以上でございます。

- 杉田委員 ちょっと私、勘違いをされていて、東名より、つつじ平の間に細い通りがあって、あそこまでの間というのは、私は上泉だと思ったんだけど、つつじ平と東名との間で、それで大井川、あそこの中に上小杉という地名、自分が大井川で情けない、申しわけないんですけど、あの中に相川という地域があるということですね。

どのくらいだったか。どのくらいの比率なのかわからないんですけど、それを教えてもらいたいのと、今のいろんな調査をする中で、具体的にこの地域は、今の囲まれた、この地域について言えば、こんなものができるよ、こんなものだったら可能だよ、そんなところまで提案はされて、提案というか、結論を出しているということですか。

- 村松都市整備課長 範囲につきましては、相川地区が、日清食品の駐車場がございまして、そのスマートインター側のところに一部、相川地区がございまして。

比率とすると、かなり小さい範囲になる。田んぼ1つ分、次の道路があるものですか、駐車場から。その部分までの一部が相川地区ということになります。

それと、こんなものができるかというところの関係でありますけれども、スマートインターチェンジなどの交通の利便性を活かした、雇用、定住、にぎわいを創出するため、都市機能を初め、公園などの公共施設の適正配置による面的な整備を行うものであって、上泉、相川地区に必要な機能のあり方を地元の皆様とワークショップを通じ、将来のまちづくりについて意見交換を重ねて、現在、意見集約を行っているところでございます。

以上です。

- 杉田委員 わかりました。

今、例えば、ボーリング調査なんかで5カ所やったよということで、そのボーリング調査をやった結果、ここはかなり安定したところだよというような、そんな結論が出て

いるのかどうかということをちょっと聞いたかったわけなんですけれど。

安定したというのは、例えば、日清食品があそこにありますから、日清食品があれば大きな工場を建てているということは、その周辺も同じなんだろうかなという、そういうことで、ああいう工場ができて大丈夫だよ、大きなショッピングモールがなんて、そんな話、最初ありましたけど、そんなものもできて大丈夫だよ、そんな意味合いのもの、具体的にはそんなこと市は何もやっていないよという、今までの繰り返しでしたので、そこは聞くつもりはありません。

ただ、私は、ここの地域のまちづくりという問題について、私この通告をしたときに、本当に丁寧に、こういうまちづくりをやっている、地域の人たちを集めて、最初いろんな問題点があった、そういうのをいろんな資料、この都市政策のほうからもらったわけなんですけれど、そうしたら、この関係というのは、総合政策だということを聞いたもので、この問題は総合政策のほうでも聞きました。その中で説明いただいたことがちゃんとやれているんだな、だけれど、まだまだ遠いなと、最初につくっちゃった傷というのは、かなり大きいんだろうなというふうに私は思っています。

それで、総合政策のほうでもお願いしましたけれど、本当に最初の何年間でやったときの、市が出した議事録、議事録というのかな、地域の地権者だけ集まって、やった。今もその説明会とか、そういうのもまだ地権者だけだと言うわけですよ。その地権者だけじゃなくて、その地域の人たち、あそこのまちづくりというのは、その地権者だけのものじゃないですから、そのつつじ平の人、あるいは港湾道路のこっち側の人、あるいは東名の向こう側の相川の人、その人たちにも物すごく関係してくる、こういうのは全体に関係してくる。そのまちづくりがうまくいかないかというのは、これは本当に焼津全体の問題にかかわってくるという、そういうふうに私は捉えています。

そういう意味で、今までの壁をちゃんと乗り越えられるような、そういうものをちゃんとこれからも進めてもらいたいし、いろんな土地利用推進事業という形で、形で進めています。その中で、本当に地域の住民の人たちがこういうふうに、こういうまちづくりをしたいな、こんなまちになったらいいなということをこのいろんな推進事業の中で、こうですよ、ああですよというようなことを、当然その地元の人、地権者の人にも知らせなきゃいけないけれど、周りのほかの、それは総合政策部が主体になっているかもしれないけれど、当然今のこういう土地利用推進事業という形で、この部が絡んでいるのであれば、ちゃんと一緒に連携しながら、この地域の人たち、周りの人たちにもこの事業の中身だとか、そういうものについて発信をしていっていただきたいというふうに思っています。

そして、ブロック塀のことについては、いろいろコメントを、チラシだとか、あるいは在宅されている方にはちゃんと説明をしたり、あるいはボランティアとかそういう人たちの集まりのときにはやっていただいているということで、やっぱり子どもたちの通学路という中で、とても大事なことですので、お金がかかることかもしれませんが、これからもそれを続けていただくようお願いして、終わります。

○渋谷委員長職務代理　じゃ、続きまして、岡田委員。

○岡田委員　それでは、続きまして、歳入のほうから、13款6項3目の駅前広場使用料、それから、歳出のほうでは、8款4項1目の焼津駅南口都市再生事業費、これについて

お聞きしたいと思います。

まず最初に、駅前広場使用料なんですけれども、この216万9,435円。いろんなバスですとかタクシーだとか、いろんな会社からいただいているというのは承知しております。

また、内容についてとやかくじゃないんですが、これは契約でやられていると思いますが、この契約は何年かごとの見直しというのがあるんでしょうか。

そして、他の駅前、いわゆる藤枝だとか、島田だとか、静岡を比較してもしようがないかもしれないけれども、その比較で金額的にどうなんでしょう。うちが高いのか安いのか。

駅前広場については、広場ですとか、トイレの清掃だとか、維持管理だとか、エレベーターの保守だとか、そういったものでお金を使っています。できれば、これが値上げが可能ならば、少しでも収入を上げるような工夫というのも考えられないかどうかということで、ちょっとお聞きしたいなと思いました。

それから、焼津駅南口都市再生事業費2,580万3,082円、これは詳細を書いているのかと思って、主要施策概要報告書の中では、特にこの金額が何に使われたと書いてないものですから、この金額の内訳を教えてください。

○杉山都市計画課長 岡田委員にお答えします。

今、駅前広場の関係の使用料でございますが、バス、それからタクシーの会社、それが主なものでございます。そして、それらの会社との契約の方法なんですけれども、ちょっと今、手元に契約関係の資料がないものから、何年契約をしているかというのは、ちょっと申しわけありません、控えさせていただきます。

それから、他市との関係の使用料の比較なんですけれども、まず、藤枝のほうにつきましては、タクシーの使用料は焼津市と比べて、かなり安い金額です。それから、島田市におきましても、焼津市よりも安いという金額で、同じくバスについても、他市に比べると、焼津は高いというような格好になっております。

以上でございます。

○村松都市整備課長 私からは、焼津駅南口都市再生事業の内訳であります。まちづくり検討会支援及び現況調査等に約160万円、事業モデル案の検討及び事業計画案の作成に1,530万円、事業協力者選定調査、準備組合設立、運営支援等に約890万円であります。

次に、事業内容であります。市の玄関口である焼津駅にふさわしいにぎわいを再生するため、焼津駅前まちづくりプランに基づき、都市再生事業を推進するものであり、具体的には、平成29年度に引き続き、地権者によるまちづくり検討会への開催支援を行い、機運の醸成と事業化に向けた合意形成を進め、平成30年12月に市街地再開発事業の準備組合の設立に至ったところであります。

その後は、準備組合において、施設コンセプトや導入機能など、具体的な事業モデル案の検討が進められ、事業方針や事業計画案の作成が行われたものであります。

以上です。

○岡田委員 駅前広場の使用料、わかりました。

ほかには安いということであれば、なかなか大変かなと思います。これは実際のところ、ここの問題として、高くして、少なくなっちゃ困るもので、その辺はあるかと思えます。お任せしていきたいと思えます。

それに対して、今度は駅南の関係ですけれども、モデル案の作成だとか、これで1,530万円、かなりの金額なんですけど、これはコンサルティング料と考えていいんですね。

○村松都市整備課長 事業モデル案の作成につきましては、業務委託を発注しておりますので、コンサルタント料ということでございます。

以上でございます。

○岡田委員 やはり前々から言っているんですけど、果たしてコンサルティングの会社でいいのかなというところね。やっぱり優秀な市の職員の皆さんがある程度組んでいただいて、そして、地元の人たちとお話をしていく中で、場合によったら、民間のコンサルティングよりも、例えば中小企業支援機構だとか、ああいったところのコンサルティングに頼むとか、といったほうがかなり安いと思う。

逆に言うと、補助金まで出るような事業になる可能性だって、なきにしもあらず。ということで、国の資金をできるだけ使えるような、こんなコンサルも考える必要があるのかというふうに考えますので、ぜひ今後の予算立ての中では一考していただきたいと思います。

以上です。

○渋谷委員長職務代理 では、次、須崎委員。

○須崎委員 私からは、8款5項2目市営住宅長寿命化計画策定事業について、3点ほどお伺いいたします。

決算書のほうの250ページ、概要報告書のほうは181ページになります。

1点目は、平成23年に策定した旧計画の見直しを行ったとあります。7年前に策定した計画を現状に合わせて見直すのは当然のことだと考えております。

その中で、見直しの目的及び見直しによる効果というのはどのようなものがあるのかお伺いします。

2点目です。委託料の中で342万4,840円が不用額になっております。原因は何なのか、また、全ての住宅の見直しを行ったのか、お伺いいたします。

3点目です。市営住宅の地域別の利用状況、何%ぐらい入居率があるかということをお伺いいたします。

以上です。

○鈴木住宅・公共建築課長 答えいたします。

まず、市営住宅長寿命化計画の変更の目的でございますけれども、委員おっしゃいますとおり、当初計画から期間が経過しておりまして、状況が変わってございます。現在の市営住宅の状況、あるいは取り巻く状況を反映させた計画とするために改訂をしております。

団地それぞれ計画に沿って改修等を行うことによりまして、維持管理コストの低減を図っていくことができるというようなことで、効果を考えてございます。

次が、委託料の不用額でございます。当初、長寿命化計画の改定を委託により実施するというようなことで計画しておりましたけれども、職員による改定とすることとしまして、委託を中止したということによって、不用額が発生したものでございます。

団地全ての長寿命化計画ができていくかというような御質疑でございますけれども、

全ての団地で計画を立てているというようなことになっております。

もう一つは、団地の入居率でございますけれども、全体として、今78.16%の入居率となっております。地域別というのは、少し今手元でございますので、また調べて御報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

- 須崎委員 委託料は、全部職員の方がやっていただいたというのは、非常に努力をしていただいたかなというふうに思っております。

そして、見直しによって、ある程度効率がよくなって、入居率が上がっていただければいいのかなというふうに思います。

そして、こういう状況の中で当然地域別にやはり格差ができるのかなというふうに思いますが、市の職員の方々のこういうような状況の見直し、あるいは住宅のほうの長寿命化ということも少し考えながら、入居率の増加になれば、市のほうも全体的な、こういう住居環境というのがよくなるのかなというふうに思いますので、ぜひこれからも市の職員の頑張り方を期待したいと思います。

以上です。

- 渋谷委員長職務代理 じゃ、次、秋山委員。

- 秋山委員 それでは、私からは、決算書の242ページ、概要報告書では186ページになります。

公園緑化管理事業の中で、ここには、実際には明記されているものではないんですけども、実際に公園緑化の管理の中で、指定管理が行われていますけれども、指定管理の緑化組合のそれぞれの園芸の会社ですね、そういうところが作業で使用する、例えば防虫とか、そういった薬剤の種類を市としては把握して、何らかその散布に関しての指導もきちんとされているのかということをお教えください。

- 村松都市整備課長 私からは、公園緑化管理費の2億3,135万円のうち、薬剤散布を実施している業務は、公園維持管理費の委託料の都市公園指定管理者委託料約1億6,000万円、そして、焼津駅前広場ほか緑地等管理委託約420万円及び緑化維持管理費の委託料の街路樹管理委託約5,420万円、桜並木病害虫防除委託約1,230万円であります。

次に、薬剤の種類についてであります。業務委託発注において、使用する材料を設計図書に記載し、受託者は使用する薬剤について、書面にて市が承認した後に薬剤を購入し、材料納入時には、市立ち会いのもと、材料検収を行い、現場で使用するとしております。

また、使用する材料は業務前に使い分けをしております。桜並木にはトレボン乳剤、マトリックフロアブルなど、街路樹ではトレボン乳剤、芝生ではモニュメントやクサブロックなど、草地ではグリホスなど、松の毛虫におきましては、マツクイムシ防除では、エコワン3フロアブルを使用しております。

次に、街路樹への薬剤散布であります。受託者によるパトロールにおいて、害虫の発生状況を確認した上で、対策が必要な箇所に実施しております。

次に、指導についてであります。業務委託仕様書等に、農薬使用時の遵守事項や農薬管理指導士などの有資格者の配置、さらには使用する薬剤の使用方法や薬剤散布時の配慮事項などを記載しております。



また、薬剤散布においては、業務委託仕様書等に基づき、事前に公園利用者や地域の皆様に対して、薬剤使用の目的や散布日時などの周知を行った上で実施しております。

以上でございます。

○秋山委員 了解です。

○渋谷委員長職務代理 それでは、次に行きたいかなと思いますが、ほか、意見は。

○深田委員 関連して質疑させていただきます。

S I C、スマートインターチェンジの周辺の拠点と駅前広場使用料と焼津駅南口都市再生事業費の今のやりとりを聞いていますと、そもそもこの主要施策概要報告書の176ページにS I C周辺戦略的土地利用推進事業として、ここに予算が6,300万円も使われているわけですね。

このときに既に土地利用については都市的という言葉をつけております。ここでなぜ都市的なのかというのはちょっと説明がなかったと思うんです。この6,300万円のうち、いろんな調査のために全国の先進地に視察に行っているということも、前回の昨年の決算のときに聞いたんですけれども、こういう理由をまず最初にお聞きしたいと思います。

それから、焼津駅南口の都市再生事業費とその駅前広場、岡田委員はバスやタクシーのほうからどうかというお話もあって、まあ高いからいいよということなんですけど、そもそもバス会社に赤字路線分を焼津市が補填しているのに、そこをまた出すのはおかしいなというふうにも思って、聞いていたんですけれども。

この駅前広場については、駅前広場維持管理費として、決算のほうで242ページ、上のほうで1,573万2,000円余が毎年払われていて、平成30年度は1,500万円余が払われているんですけど、主要施策概要報告書を見ると、175ページの2のところ、焼津駅、西焼津駅の駅前広場の占用事務、広場、トイレ等の維持、清掃、管理とあります。この1,573万円、この内訳がどうなっているのか。

特に、焼津駅と西焼津駅とそれぞれ駅前広場の中のトイレ清掃とかもやっていると思います。どこに委託をしているのか。駅北にもトイレありますからね。そこも前にも聞きましたけれども、確認します。

一番、私は心配なのは、駅前広場のJ Rの東側にパーキングをJ R側がつくっております。それで、自家用車が行くには、バスのコーナーを突っ切っていかなければ、バスのエリア、バス乗り場の中を車が入っていかなければ、その駐車場に入れないんですね。出るときも入るときもとても危険だと思うんです。

そういうことが、私はちゃんとまちづくりの焼津駅南口都市再生事業の勉強会の中でも話し合われているのか、駅前広場の維持管理の中で、この危険について、ちゃんと認識して、対策を講じているのか。

私は、その出入りについては、それこそJ Rがそこにパーキングをつくっているんですから、バス会社から占用料をもらっているのに、そこに行くためには通らなきゃいけないんだから、逆にJ Rからお金をもらったほうがいい、占用料。というふうに思いましたよ。

それから、焼津駅南口都市再生事業費2,580万円、これもやっぱり大きい金額だと思います。先ほど岡田委員がコンサルティングの話ありまして、私もそのとおりだと思います。それで、できたのがこの焼津海道の港・まち磨き構想じゃないかなと。

これに、1,600万円、1,500万円もお金をかけていたということになると、本当に市民の意見も聞かないで、学習会とコンサルタントの意見でこういうものができたということに、私はすごく憤りを感じます。それに皆さんの大切な税金を平成30年度に使われてきたということになりますので、やはりこのことはちゃんとそういうことなのかどうかということを明らかにしていただきたいと思います。

以上です。

○村松都市整備課長 先ほどのS I Cの都市的土地利用につきましては、焼津ダイヤモンド構想の中で、本地区につきましては都市的土地利用を進めていきたいということでお伝えさせていただきます。

関連して、そのまま、駅の南口、よろしいでしょうか。

2,580万円ということの中で、先ほどのまち磨き構想につきましては、この業務で行ったものではございませんで、別に事業で作成をしたものでございまして、金額としますと、約250万円の業務委託で作成をしたものでございます。

以上です。

○杉山都市計画課長 駅前広場の関係の維持管理費の内訳でございますが、まず、事業費としまして、当駅の照明灯の修繕だとか、あと下水道料金の支払い、それから、役務費としまして、浄化槽の清掃及び法定点検、それから、委託料としまして、広場の清掃、それから、エレベーターの管理、そういったものを含めて委託料、それから、賃借料としましては、シーガルブリッジ橋梁通路など、鉄道からの用地借り上げなどが全体1,500万円余りの内訳となっております。

それから、あと清掃の委託先でございますが、まず、広場の清掃につきましては、東海整備株式会社のほうに委託をしております。あと、エレベーターの関係につきましては、総合警備保障のほうに委託をしております。

以上でございます。

○深田委員 先ほど、最初のS I C周辺戦略の都市的土地利用の推進の言葉については、ダイヤモンド構想の中に入っていると御答弁ありましたが、もうそのときからS I C周辺は都市的利用を進めていくという言葉が入っていたんですか。

私は、そういう言葉というのはあんまり覚えがないんですけど。本当に都市的利用を進めるという言葉で進めていたのか。健康増進とか、そういうのじゃなかったでしたっけ。

(「健康ゾーン」と呼ぶ者あり)

○深田委員 うん。健康ゾーンということで聞いていました。

だから、この都市的土地利用という言葉がすごく怖い言葉だなというふうに思うんですね。

それから、この焼津海道港・まち磨き構想というのは別の項目で250万円ということを確認をさせていただきました。

それから、やはり市民の声がまだ入っていないので、これからどんどん充実させていかなければならないということは承知しておりますけれども、やっぱりそういうところをもっとみんなで情報を共有して、やっていっていったらいいなと思います。

それから、駅前広場の委託料の中に、トイレが東海整備株式会社ということによろし

いですよね、今、御答弁をいただいて。

それは、焼津駅南口も北口も同じ会社がトイレの掃除をしますよね。金額もほぼ同じだと思います。違いますか。

- 杉山都市計画課長 今、焼津駅のトイレの清掃でございますが、北と南口ということでございますけれども、市のほうで管理しているのは、北口のトイレのみで、南口については、駅の庁舎、構内の中にあるものですから、JRの管理ということになります。

以上でございます。

- 深田委員 だから、JRの管理ですけれども、トイレの清掃は同じ東海整備がやっているんです、ですよ。それを同じ会社がやっているのに、南は焼津は知らないよ、だけど、駅前広場の整備はこれからやってみよう、それじゃ、おかしいじゃないですか。

北はちゃんと焼津で、トイレの清掃も委託をして、ペーパーもしっかりつけている。ペーパーの話なんです、結局。済みません。

そこをしっかりと、やっぱり対等にやっていただきたいなということをお願いして、以上で終わります。

- 渋谷委員長職務代理 じゃ、ほかにないようですので、進めたいと思いますが、ほかにある方、いらっしゃいますか。

- 青島委員 若干重複するかもしれませんが、スマートインターチェンジ周辺戦略的土地利用推進事業、これは6,381万4,753円、その中で、これは上泉、相川地区との中で合意形成が得られての、この事業に取り組んだという解釈をしてよろしいのでしょうか。

- 篠宮都市政策部長 このSIC周辺の都市的土地利用の事業については、都市計画マスタープランの地域別構想の中で、まず、地域の提案として、スマートインターを活用した活性化、にぎわい、そういったものがございまして、地元の合意形成の中で始まったということではなくて、そういうお話の中で、先ほど言いましたように、まずは非常に広い範囲の、60ヘクタール、70ヘクタール、そういった広い範囲の基礎調査の中で絞り込みを行ったという経緯も、先ほど課長のほうからお話がありました。

実際に、そういう業務の中で行っているものでございまして、地元の方からは、さきに総合政策部もやっていますので、地元の御事情というものはもちろん御承知の上でのお話かというふうに思っています。

一部、地権者の中からも少し進め方を変えてもらいたい、あるいは一旦立ちどまってもらいたい、そういったお話がございましたが、できるだけこういった話はうまく進めてもらいたいという総論の中で、この事業は進めております。

事業計画といえども、ボーリングの話もございました。高さの関係も。二十数ヘクタールの非常に広いエリアです、絞られた区域といっても。

そういう中で、水路がどのように流れているか、あるいはどこに調整機能を持たなければならないか、あるいは、造成工事をするにしても、この辺の地層はどういうふうになっているか、そういったものもある程度把握しないと、この事業がどのぐらいの事業なのか、あるいは先ほど杉田委員のお話から、大型構造物、建築物ができた場合という話は、それはそういうものができた、つくる段階において、地質調査を、例えば20メートル、あるいは30メートルのボーリング調査を行うことになります。

今回はあくまでも基礎調査の中で二十数ヘクタールを造成するにはどのぐらいかかるかといった、そういう概算の費用を立てるに当たっても、ある程度の調査はしなければならないというところで、この事業は入っているものがございます。

青島委員が言ったように、これはもう、同意があるかないかというところでは、決して同意がありますというところではないかもしれません。

以上でございます。

○青島委員 それで、先ほどの杉田委員との話の中で、まちづくりという言葉が出てきました。

その範囲についてという中で、今、東名からつつじ平、それから、日清から港湾道路という、その範囲で、広いと言っていますね。

ですから、まちづくりということ考えたときに、やっぱり最終的にはもっと広範囲の中で、地域がどうなるかということも、誘致されるものによって、また変わりますけれども、そういったことも考えなきゃならない。

そういう中で、本当は、私的に考えると、合意形成というのはある程度得られた中でいかないと、先ほど言いました6,381万4,753円という金額が、ある意味では、もし合意形成が得られんで進まないといったときには、捨てたようなもの——言い方が悪いか——になりかねないということにもなる。

それで、杉田委員がほかのところの部署で話をしたときには、例えば総論というか、集まった人たちのいろんな意見を聞く。だけど、土地を持っている人には大小があって、小さい人がぼつぼついる、人数的に言えば、人数で言えば数は多いかもしれない。だけど、本格的に認定農業者もその中にいる。そして、農業をもうちょっと広げてやっている方もいるという中で、必ずしもその人たちがいいよと言っているかということ、私の聞いている範囲ではそうじゃないんですよ。

ですから、そういった認定農業者とかという部分もあって考えてみると、なかなか難しいなと思うんですよ。

ですから、合意形成ということは、やっぱりまちづくりの中では非常に大切な言葉だなと私はいつも思うんですけども。

それともう一点。この中に青地はありますか。ないか。

○篠宮都市政策部長 青地はかなりございます。

先ほど認定農業者のお話も出ましたが、杉田委員の質疑とかぶるところはありますが、まずは地権者に対して説明、あるいは意見交換をしているというところでございます。

○深田委員 委員長、さっきの答弁ないんですけど。

JRの東側のパーキングについて危険と認識しているかどうか、危険じゃないというふうに思っているかどうか、ちゃんと市の当局、バス会社からも使用料、占用料を取っていることですから、ちゃんとそれを認識しているかどうか聞きたい。

○渋谷委員長職務代理 じゃ、答弁をお願いいたします。

○篠宮都市政策部長 駅前広場については、バスのエリア、それとタクシー乗り場がふくそうして、1カ所の交差点の付近に出入りがございます。

そういう意味では、非常に交通状況から見ても危険な状況というふうには思っております。

出入りについても、JRさんと1回お話をさせていただいたことでもありますので、引き続き協議はさせていただきたいというふうに思います。

済みません。

○渋谷委員長職務代理 じゃ、よろしいですかね。

では、以上で、認第9号中、都市政策部所管部分の審査を終わります。

次に、議第75号「令和元年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」中、都市政策部所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある委員の発言を願います。

○秋山委員 補正予算書の12ページ、13ページ、都市計画費として、都市改造事業費、ここで会下ノ島石津土地区画整理事業費について補正が出ています。

それぞれ節のところを見ますと、委託が幾ら、工事請負費がマイナス幾ら、補償、補填及び賠償金として幾らというふうにあるんですけど、これ、それぞれどのような内容であるのか教えてください。

○須藤区画整理課長 区画整理課長です。

ただいまの質疑ですが、まず、会下ノ島土地区画整理事業の旧地活交は、国の交付金の確定したもので、工事費を減額したものでございます。

工事費につきましては、黒石通り線の延長を85メートルから10メートルに減額したものでございます。

それと、委託費でございますが、これは都市再生区画の増額したものでございます。委託料の設計・積算業務委託を5件から17件に増額したものでございます。

また、補償費につきましては、都再区画に関しまして、補償費を8件から12件に増額したというものでございます。

以上でございます。

○秋山委員 そうしますと、委託、それから補償及び賠償金のところの増額は、事業の進捗によって、これがそれぞれ増額、件数がふえて増額になったということですか。

○須藤区画整理課長 そのとおりでございます。

○秋山委員 ここで補正が出るということは、思っていたよりも、この事業の進み方といいますか、それが進んでいますという、そういうふうを受けとめればいいんでしょうか。

○須藤区画整理課長 今回の補正で平成30年度の事業ベースが70.4%の進捗率となりました。

今回の補正で、令和元年度の進捗率は78.4%を見込んでおります。

以上です。

○渋谷委員長職務代理 よろしいですか。

それでは、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第75号中、都市政策部所管部分の審査を終わります。

予算決算審査特別委員会都市政策部所管部分の議案は終了いたしました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

では、以上で、議第75号「令和元年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」の全ての所管部分の審査が終了いたしました。

次に、議第75号について、討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷委員長職務代理 では、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第75号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○渋谷委員長職務代理 挙手総員であります。よって、議第75号中は、これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本日の議案の審査は終わりました。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会を閉会いたします。

皆さん、3日間大変お疲れさまでした。

閉会 (16:54)